

目 次

(令 和 4 年)

○第 4 回臨時会

第 1 日目 (4 月 18 日)

| | |
|---|----|
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 議案第 23 号 令和 4 年度中城村一般会計補正予算 (第 1 号) | 3 |
| 承認第 2 号 専決処分の承認について (令和 3 年度中城村一般会計補正予算 (第 12 号)) | 9 |
| 承認第 3 号 専決処分の承認について (中城村税条例等の一部を改正する条例) | 11 |
| 承認第 4 号 専決処分の承認について (中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例) | 30 |

○第 5 回臨時会

第 1 日目 (5 月 25 日)

| | |
|--|----|
| 会議録署名議員の指名 | 37 |
| 会期の決定 | 37 |
| 議案第 24 号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 37 |
| 議案第 25 号 中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 39 |
| 議案第 26 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 40 |
| 議案第 27 号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 42 |
| 意見書第 4 号 P F A S 等の含まれない安心な水の供給を求める意見書 | 44 |

○第 6 回定例会

第 1 日目 (6 月 10 日)

| | |
|------------|----|
| 会議録署名議員の指名 | 49 |
| 会期の決定 | 49 |
| 諸般の報告 | 49 |
| 行政報告 | 50 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|----|
| 議案第28号 | 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 | 51 |
| 議案第29号 | 中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 | 56 |
| 議案第30号 | 令和4年度中城村一般会計補正予算(第2号) | 60 |
| 議案第31号 | 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | 65 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 66 |
| 発議第3号 | 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例 | 67 |
| 報告第3号 | 令和3年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 69 |
| 報告第4号 | 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 71 |
| 報告第5号 | 令和3年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について | 72 |

第2日目(6月11日) 休 会(土)

第3日目(6月12日) 休 会(日)

第4日目(6月13日)

一般質問

| | |
|---------|----|
| 比嘉麻乃 議員 | 77 |
| 新垣善功 議員 | 87 |
| 石原昌雄 議員 | 93 |
| 伊佐則勝 議員 | 97 |

第5日目(6月14日)

一般質問

| | |
|----------|-----|
| 大城常良 議員 | 105 |
| 安里ヨシ子 議員 | 115 |
| 安里清市 議員 | 118 |
| 玉那覇 登 議員 | 125 |

第6日目(6月15日)

一般質問

| | |
|------------|-----|
| 屋良照枝 議員 | 133 |
| 金城 章 議員 | 143 |
| 桃原 清 議員 | 151 |
| 渡嘉敷 眞 整 議員 | 157 |

第7日目（6月16日）

一般質問

| | | |
|------------|-------|-----|
| 仲 松 正 敏 議員 | ----- | 165 |
| 新 垣 貞 則 議員 | ----- | 171 |

第8日目（6月17日）

| | | | |
|--------|--|-------|-----|
| 議案第28号 | 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 | ----- | 185 |
| 陳情第5号 | 沖縄を再び“いくさば(戦場)”にさせないための陳情 | ----- | 186 |
| 陳情第7号 | 基地から派生する諸問題の解決促進について | ----- | 187 |
| 陳情第9号 | コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める陳情書 | ----- | 188 |
| 陳情第6号 | 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情 | ----- | 189 |
| 陳情第8号 | 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書 | ----- | 190 |
| 意見書第5号 | 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書 | ----- | 191 |
| 陳情第10号 | 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情書 | ----- | 194 |

第4回 臨時会

令和4年第4回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和4年4月18日

会 期 1 日間

閉 会 令和4年4月18日

| 日 次 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 会 議 名 | 事 項 |
|-------|-------|----|-------|-------|---|
| 第 1 日 | 4月18日 | 月 | 午前10時 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第23号における説明、質疑、討論、採決 承認第2、3、4号における説明、質疑、討論、採決 閉会 |

令和4年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

| | | | | |
|---|-----------------|---------------------|------------------------------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年4月18日（月） | | | |
| 招 集 の 場 所 | 中 城 村 議 会 議 事 堂 | | | |
| 開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時 | 開 会 | 令和4年4月18日（午前10時00分） | | |
| | 閉 会 | 令和4年4月18日（午前11時25分） | | |
| 応 招 議 員 (出席議員) | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 安 里 清 市 | 9 番 | 比 嘉 麻 乃 |
| | 2 番 | 欠 席 | 10 番 | 安 里 ヨシ子 |
| | 3 番 | 渡嘉敷 眞 整 | 11 番 | 仲 松 正 敏 |
| | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 12 番 | 金 城 章 |
| | 5 番 | 桃 原 清 | 13 番 | 石 原 昌 雄 |
| | 6 番 | 玉那覇 登 | 14 番 | 伊 佐 則 勝 |
| | 7 番 | 新 垣 貞 則 | 15 番 | 新 垣 善 功 |
| | 8 番 | 大 城 常 良 | 16 番 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員 | 2 番 | 新 垣 修 | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 9 番 | 比 嘉 麻 乃 | 1 番 | 安 里 清 市 |
| 職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者 | 議 会 事 務 局 長 | 比 嘉 保 | 議 事 係 長 | 根 間 忠 |
| 地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者 | 村 長 | 浜 田 京 介 | こ だ も 課 長 | 比 嘉 昌 子 |
| | 副 村 長 | 比 嘉 忠 典 | 企 画 課 長 | 比 嘉 健 治 |
| | 教 育 長 | 比 嘉 良 治 | ま ち づ くり 推 進 課 長 | 金 城 勉 |
| | 総 務 課 長 | 與 儀 忍 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌 |
| | 住 民 生 活 課 長 | 義 間 清 | 生 涯 学 習 課 長 | 渡 久 地 真 |
| | 会 計 管 理 者 | 徳 元 睦 | | |
| | 税 務 課 長 | 大 湾 朝 也 | | |
| | 健 康 保 険 課 長 | 仲 松 範 三 | | |

議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第23号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第1号） |
| 第 4 | 承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第12号）） |
| 第 5 | 承認第3号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例） |
| 第 6 | 承認第4号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |

○議長 新垣博正 おはようございます。ただいまより令和4年第4回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番 比嘉麻乃議員及び1番 安里清市議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日4月18日のみにしたいと思えます。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日4月18日の1日間に決定いたしました。

日程第3 議案第23号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第23号 令和4年度中城村一般会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第23号

令和4年度中城村一般会計補正予算(第1号)

令和4年度中城村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,701,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月18日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 15 国庫支出金 | | 2,034,331 | 37,315 | 2,071,646 |
| | 2 国庫補助金 | 737,985 | 37,315 | 775,300 |
| 19 繰入金 | | 133,973 | 6,883 | 140,856 |
| | 2 基金繰入金 | 133,973 | 6,883 | 140,856 |
| 歳入合計 | | 9,657,637 | 44,198 | 9,701,835 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 2 総務費 | | 1,180,051 | 41,495 | 1,221,546 |
| | 1 総務管理費 | 948,340 | 10,648 | 958,988 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 71,342 | 30,847 | 102,189 |
| 10 教育費 | | 1,835,732 | 2,703 | 1,838,435 |
| | 5 社会教育費 | 303,670 | 2,703 | 306,373 |
| 歳出合計 | | 9,657,637 | 44,198 | 9,701,835 |

それでは読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入のほうから。15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額7億3,798万5,000円、補正額3,731万5,000円、合計で7億7,530万円。

19款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額1億3,397万3,000円、補正額688万3,000円、合計で1億4,085万6,000円。

歳入合計、補正前の額96億5,763万7,000円、補正額4,419万8,000円、合計で97億183万5,000円。

続いて歳出でございます。歳出2款総務費、1項総務管理費、補正前の額9億4,834万円、補正額1,064万8,000円、合計で9億5,898万8,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額7,134万2,000円、補正額3,084万7,000円、合計で1億218万9,000円。

10教育費、5項社会教育費、補正前の額3億367万円、補正額270万3,000円、合計で3億637万3,000円。

歳出合計、補正前の額96億5,763万7,000円、補正額4,419万8,000円、合計で97億183万5,000円でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(10時08分)

~~~~~

再開(10時23分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは一般会計の補正について質問します。

5ページ、この備品購入というところの説明をお願いします。それと6ページの8節の県外旅費24万3,000円の説明。7ページの3節、4節会計年度任用職員の件ですね。これはどういう職員を予定しているのかだけお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

備品購入費についてですけれども、令和4年4月1日でまちづくり推進課を設置しております。そのためにこの議場内の執行部席を追加で配置したいというふうに考えております。その費用でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではただいまの6ページの8節の質疑について住民生活課でお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コンビニ交付事業事務費補助金24万3,000円の補正増の予算計上でございます。よろしく願いいたします。100%の補助でございます。説明といたしましては、コンビニ交付構築において、システム確認試験実施に

伴う評価センターまでの旅費、中城村と東京の会場、J-LIS評価センター間における疎通確認テストを実施するためのものがございます。住基、戸籍、税務発行証明書を伴い2名の出張先、東京への県外出張旅費でございます。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 文化財保護費についてお答えいたします。

こちらに関しましては、生涯学習課文化系の人事異動に伴う一人減になっておりますので、こちらのほうにフルタイム会計年度任用職員を充ててございます。こちらに関する給料と職員手当になっております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 分かりましたけれども、この備品について400万円も、この議場改修はどういうものがあるのかだけ今、席だけを増やすのか、以前から求めているいろいろなことがありますけれども、そういった整備もやっていけるかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

執行部席を今回、2席追加で発注をしたいと考えております。課長的にはお一人ですがけれども、今後の将来のために2席設けたいと考えております。もちろんそれに伴う椅子、それからマイク、スピーカー等それに係る経費でございます。それからこれまでの課題につきましては今回のこの予算を含めまして、議会ともいろいろ調整しながらその課題解決に努めたいと考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これは私の知識では、これコロナ対応のための取組である限り、地方公共団体が自由に使える交付金と

思って考えていますけれども、今回、コロナに対する予算が組まれていないですよ、これで大丈夫ですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時28分）

~~~~~

再 開（10時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

今回の補正の中で、商業施設誘致促進事業及びコンビニ交付構築事業については、コロナ交付金を財源として実施する予定でございます。内容についても、商業施設が乏しい状況にあって感染症が蔓延した場合の移動、その辺の感染対策ですね、コンビニ交付についても行政手続における非接触型の部分ですね、窓口での対応を少なくするというような考えもありまして、コロナ交付金を活用するという事で考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 今の答弁を聞くと拡大解釈ではないかと私は考えていますけれども、今、緊急のものはコロナ対策でしょう。今皆さんは将来のことしか言ってないですよ。今、沖縄県でそういうコロナの感染が増えていますよね。その中で、こんな対策を取ってほしいですよ、村での。そのための私は交付金だと思うんですけども、今、課長の話を聞くと、もう将来、10年後、そしてこの中学校移転もできないのに、商業地域のこれが出てくるというのは飛躍しているのではないかと考えていますけれども、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

当初予算にも7つの事業ですかね、当初に組んでいまして、それを実施するという事で取り組んでおります。6月の補正においても、各

課から対応できないかということでの調整が現在ありますので、6月議会においてのコロナ交付金の活用も今後検討しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 では本村として、コロナに対する感染対応策としては、もうこれからはないということですか。考えていないということですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

先ほども答弁しましたが、6月議会においても予定しておりますので、そのときに内容については改めて説明をしていきたいというふうに考えています。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 7ページの先ほどあった会計年度任用職員のことですけれども、説明では人事異動に伴って、職員が配置できなかったという説明ですけれども、当然、人事異動によっては職員は配置されるべき数があると思うんですけれども、そのなぜ配置できなかったという説明と、次年度において採用試験とか、採用でそこはちゃんと補充するのかどうかを教えてください。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

令和3年度末におきまして、本村職員4名が退職をしております。当初、新採用職員として5名採用の予定でしたけれども、残念ながら辞退が生じまして、職員に欠員が生じております。次年度以降につきましては、できるだけ採用試験を実施して正式に配置ができるようなそういう体制を整えたいとそのように考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 採用して、ちゃんと職員の採用計画があると思うんですけれども、

それを早めに達成するように努力してください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは補正予算について質疑をいたします。

まず5ページの先ほどからある企画費の商業施設誘致促進事業のほうですね、646万8,000円。これについて、先ほど説明の中でも概要、それから中身もあったんですけども、それについてこれはやはり一番の問題は中学校移転が主なものになるだろうと、最初は思っているんですけども、我々先にもらった商業施設誘致促進基本構想というものをもらっているんです。その中の64ページ、今後のロードマップという中で令和7年(2025年)が新中学校の整備ということに予定はなっているんですけども、それについて、今、令和4年、3年後恐らくできてくると思うんですけども、それに準じたこの委託料になると思いますけれども、その事業日程で我々は予定としてですね、進めていくのかどうか、そのあたりをひとつ伺いたいと思います。それにこのロードマップに準じた工程の中で、今回の促進事業をそれを組み込んでいるのかその1点とですね、次6ページ、12節の委託料の中でコンビニ交付システムクラウド構築委託料があるんですけども、これをちょっと詳細の説明を求めたいと思います。以上、2点お願いします。

○議長 新垣博正 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

基本は構想に基づいて考えてはおりますが、今、先ほど説明しましたけれども、最悪のシナリオでは補助金が受けられない可能性が見えてきたものですから、この補助金がもう明らかにもらえるのであれば、今回の波及効果はいらな

かったということからすると、当初考えていた事業ではございません。この補助金が受けられなくても中学校を移転させてでもというところの波及効果も踏まえたところで、中長期的な将来展望も含めた考えとして判断するために今回の事業は入れさせてもらっていますが、先ほどの構想のロードマップの7年というのは若干、その問題も起こってずれていくかもしれないんですけども、基本はそういう構想の考えに基づいて移転をさせて、商業施設を誘致というところで考えていますが、この年度については若干ずれていくという今可能性を含めていると思います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは詳細について御質疑がありましたので、御説明いたします。

まずコンビニ交付事業については、全国約5万6,000店舗のコンビニ店舗にて、住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明の取得ができる、そのような環境を整えたいということでございます。そして、導入することによって更なる住民サービスの向上、そして他自治体との、市町村との格差の是正。住民サービスの役場窓口の混雑緩和が期待できると考えております。そして、構築についてですが、まず証明書データの構築、住民票、印鑑証明書のデータの構築、あとは税証明等のデータの構築、あとは住基システムの改修費等、またはコンビニ交付システムの構築等でございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 誘致事業、今課長からいろいろあったんですけども、その中で我々も始めると、これは第1段階の調査ということで前にもあったんですけども、いろいろな近隣の住民から聞くのはあったんですけども、今回が2段ということで、いろいろな調査をするということになってはいますが、我々議

会としては、最善を求め、最悪も考えないといけないということで、やはり先ほど課長が言った補助金がない場合にはどうするのかとそこを含めての調査ということに説明があったんですけども、そういうところはしっかりと十分な調査をして、本当に例えば中学校移転について補助金がないと、それでも移転をします。それだけの費用対効果がこの商業施設にしっかりと出てくるというものがあって初めて、我々にその根拠を示してもらわないといけない。先ほどから言っているとおり、そこを十分認識して進めていって、今、令和4年度に調査をやるんですけども、これが果たして5年後、その調査がしっかりとそのまま生きてくるのか、その辺を十分注意しながら令和4年度に調査をして、大分いい塩梅で進んでいるんですけども、果たしてこれが5年後になって、その調査が同じような結果が本当に得られるのかどうかですね、費用対効果も含めて。そういうところはしっかりとやっていかないと我々もその根拠がないといろいろと議会の中でも賛成しかねるところも発生するかと思いますので、そこはぜひ担当課、そして全庁一丸となって、大きい事業ですので、しっかり進めていってください。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では質疑いたします。

先ほどの6ページのコンビニ交付システムクラウド構築委託料なんですけど、要綱などは決まっているのか。発行手数料とか決まって、幾らなのか。また、取得できる証明書の種類。先ほどもちょっとあったんですけども、また再度、何種類なのか住民票とかありますよね、それをお願いいたします。また、これはこのまま進めばいつ頃、開始になるのか質疑いたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは質疑につ

いてお答えいたします。

まずコンビニ取得できる証明書手数料について。住民票について1件当たり300円、印鑑登録証明について1件当たり300円、戸籍証明書等については1件当たり450円、戸籍附票については1件当たり300円、税証明書については1件200円を考えております。

続きまして、改めて証明書等についての説明をいたします。まずは住民票、そして印鑑証明、戸籍等、あとは戸籍の本籍地の証明。戸籍の附票、戸籍の附票の本籍地の証明。所得証明、税に関しては所得証明、課税証明ということでございます。

次に、稼働時期についての御質疑ですが、予算書に予算を承認していただくことによって、契約としてはスムーズに行って6月ぐらい。システムの稼働においては、システムの構築について約10か月ほど見込んでおまして、令和5年の3月末には稼働するということでの予定でございます。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 発行手数料は役場で取ったときの手数料と、あとはコンビニで取得するときの手数料の料金は同じということですかね。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時45分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 先ほど御質疑についてお答えいたします。

先ほど証明手数料について、私のほうでの説明でちょっと誤解を与えた説明の仕方をしてしましまして、改めて御説明いたします。

質疑の手数料については、まず導入してこれから検討していきたいということで考えており

ます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 コンビニ交付の便利さというのはやはり知ってもらわなければいけないというのもありますし、まだ決めていないということであれば、埼玉県の入間市というところが10円でやっているんですね。それはやはり1年間の期間限定とか決めて、それは今回はコロナの交付金を使っただけの活用になるので、やはりそれは村民に還元しないといけないと思うので、1年間ぐらいは10円でまずは発行していただいて、還元された分ですね、それからコンビニ交付の利便性ですとか、あとはやはりコロナ禍で住民の負担軽減とかにもなると思うので、まずはこういった調査をしながら料金などもずっとではないので、期間限定なのでそういったことも必要ではないかなと思っていますので、まずは検討のほうをよろしく願いいたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、5ページの先ほど大城議員からもいろいろ質疑がございましたけれども、重複をするかもしれませんが、よろしく願いいたします。

中学校移転に補助金が使えなかった場合の調査をしたいという話なんですけど、中学校は文科省ですから文科省のやり方というのも既に分かっているわけですね、皆さん。耐力度調査も終わって、引っかかっている部分とかあるはずですので、中学校の移転については補助金が付くか、付かないか。あるいは付けるにはどうしたら別の事業がないかという話だろうと思うんですけども、商業施設誘致ですけども、これは今、調査書も出ておりますけれども、この商業施設誘致促進事業費という646万8,000円、これはどのような業者に委託するのでしょうか。ある程度は資料が出来上がっていると



思っていますけれども、皆さんで調査研究する範囲では出せないのかどうかね、そこら辺をちょっとお願いしたいなと思います。

○議長 新垣博正 まちづくり推進課長 金城勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

もちろん随契とかではなくて、公募型のプロポザールということで今準備させていただいておりますが、そういう専門のコンサルが申し込んでくれるとは思っているんですが、公募の実施要項は今検討中なので、それに基づいてそれを受けられる会社が、事業所が申し込むというところでよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 ではこの商業施設の調査額なんですけど、金額的に見て非常に安いのかという感じがしますから、専門的なことは調査しようとする、これは普通その程度でできる調査なんですか。

○議長 新垣博正 まちづくり推進課長 金城勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 今、幾つかの業者と相談させてもらっている中で、先ほど申し上げたようにプロポザールの実施要項も今検討していますし、仕様書で先ほど言った経済波及効果についても、直接効果とか間接効果、その他効果とか、あとは学校関係の調査だったりとかというようなこちらで仕様を固めていて、かつその相談している業者からも見積もりをもらっている価格でございまして、安いにこしたことはない、議員が今、その程度でできるのかということだったんですが、私らがやりた

いところとあとはまた専門業者からの提案も含めてこの価格でできるというところで進めていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで、質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（10時53分）

~~~~~

再 開（11時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第4 承認第2号 専決処分承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年4月18日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種について、国より4月以降の接種についても令和3年度予算の不用額を使用し実施するよう通知があり、令和3年度中城村一般会計予算の繰越明許費補正をする必要が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第4号

専 決 処 分 書

令和3年度中城村一般会計補正予算（第12号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

中城村長 浜田京介

令和3年度中城村一般会計補正予算（第12号）

令和3年度中城村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

| 款     | 項       | 事業名               | 金額     |
|-------|---------|-------------------|--------|
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 14,194 |

処分書の写し等がございますので、御参照いただきたく思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（11時07分）

~~~~~

再開（11時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（11時09分）

~~~~~

再開（11時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第12号））を採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度中城村一般会計補正予算（第12号））は承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例）御提案申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年4月18日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、中城村税条例等の一部を改正する必要性が生じ、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第2号

専 決 処 分 書

中城村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

中城村長 浜田 京介

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条による改正

| 改正後                                                                                                      | 改正前                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| (納税証明書の交付手数料)<br>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付<br><u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所</u><br><u>に代わる事項の記載をしたものの交付を含</u> | (納税証明書の交付手数料)<br>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付<br>_____<br>_____ |

む。)の手数料は、中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴収しない。

2 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

\_\_\_\_\_手数料は、中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴収しない。

2 (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>_____に記載した特定</p> | <p><u>の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。）</u></p> <p><u>は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人<u>（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）</u>に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地

配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で、同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税

若しくは村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地

震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3～9（略）

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第36条の3（略）

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載

震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

\_\_\_\_\_に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を村長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、村長の定める様式による。

3～9（略）

（所得税に係る更正又は決定事項の申告義務）

第36条の3（略）

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載



された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 （略）

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)及び(4) （略）

2～5 （略）

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるもの

された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 （略）

(1) （略）

（追加）

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 （略）

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払いを受ける者であって、

に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3)及び(4) (略)

2～5 (略)

(法人の村民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機

扶養親族(控除対象扶養親族)を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2～5 (略)

(法人の村民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機

構」という。)を經由して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を村長に提出し、及びその納入金を村に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、中城村手数料徴収条例(平成12年中城村条例第17号)に定めた額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産

構」という。)を經由して行う方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式\_\_\_\_\_による納入申告書を村長に提出し、及びその納入金を村に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳\_\_\_\_\_の閲覧\_\_\_\_\_の手数料は、1回につき200円\_\_\_\_\_とする。ただし、法第

416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産

課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）に定めた額とする。

2 （略）

#### 附 則

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 （略）

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は5分の4とする。

3 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で

課税台帳に記載されている事項の証明書\_\_\_\_\_の交付\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。

2 （略）

#### 附 則

第3条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 （略）

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

3 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>20～21 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> | <p>20～21 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から  
3月を経過した後に申告書を提出する場  
合には、3月以内に提出することができな  
かった理由

11及び12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5  
年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年  
度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地  
等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅  
地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分  
の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係  
る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ  
き価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税  
について法第349条の3の2の規定の適用を受  
ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定  
める率を乗じて得た額。以下この条において同  
じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度  
分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗  
じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定  
資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課  
税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資  
産税について法第349条の3又は附則第15条か  
ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等  
であるときは、当該額にこれらの規定に定める  
率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年  
度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし  
た場合における固定資産税額（以下「宅地等調  
整固定資産税額」という。）を超える場合に  
は、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の  
課税の特例)

第12条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から  
3月を経過した後に申告書を提出する場  
合には、3月以内に提出することができな  
かった理由

11及び12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年  
度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年  
度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地  
等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅  
地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分  
の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係  
る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ  
き価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税  
について法第349条の3の2の規定の適用を受  
ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定  
める率を乗じて得た額。以下この条において同  
じ。）に100分の5 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を乗  
じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定  
資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課  
税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資  
産税について法第349条の3又は附則第15条か  
ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等  
であるときは、当該額にこれらの規定に定める  
率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年  
度分の固定資産税の課税標準となるべき額とし  
た場合における固定資産税額（以下「宅地等調  
整固定資産税額」という。）を超える場合に  
は、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の  
課税の特例)

第12条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の

4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等  
(以下この項において「特定上場株式等の配当  
等」という。)に係る配当所得に係る部分は、  
村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税  
について特定上場株式等の配当等に係る配当所  
得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合  
に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した  
場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特  
例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第 1 項 (前項において準用する場合を含む。)の  
場合において、所得割の納税義務者が、その有する  
土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の  
4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、  
第36条の5、第37条、

4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等  
(以下この項において「特定上場株式等の配当  
等」という。)に係る配当所得に係る部分は、  
村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株  
式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4  
月 1 日の属する年度分の村民税について特定上  
場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の  
規定の適用を受けようとする旨の記載のある第  
33条第 4 項に規定する特定配当等申告書を提出  
した場合 (次に掲げる場合を除く。)に限り適用  
するものとし、村民税の所得割の納税義務者が  
前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の  
配当等に係る配当所得について同条第 1 項及び  
第 2 項並びに第34条の 3の規定の適用を受けた  
場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受  
けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配  
当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第 4 項ただし書の規定の適用があ  
る場合

(2) 第33条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び  
同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出  
された場合におけるこれらの申告書に記載  
された事項その他の事情を勘案して、前項  
の規定を適用しないことが適当であると村  
長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した  
場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特  
例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第 1 項 (前項において準用する場合を含む。)の  
場合において、所得割の納税義務者が、その有する  
土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の  
4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、  
第36条の5、第37条、



第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8  
\_\_\_\_\_の規定の適用を受けるときは、当  
該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅  
地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良  
住宅地等予定地のための譲渡に該当しないもの  
とみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個  
人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所  
得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1  
項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適  
用を受けようとする旨の記載があるときに限  
り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個  
人の村民税の課税の特例)

第14条の3の3 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所

第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又  
は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当  
該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅  
地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良  
住宅地等予定地のための譲渡に該当しないもの  
とみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個  
人の村民税の課税の特例)

第14条の3の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所  
得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分  
の特例適用配当等申告書(村民税の納税通知書  
が送達される時まで提出された次に掲げる申  
告書をいう。以下この項において同じ。)に前  
項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載  
があるとき(特例適用配当等申告書にその記載  
がないことについてやむを得ない理由があると  
村長が認めるときを含む。)に限り、適用す  
る。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号  
に掲げる申告書がいずれも提出された場合にお  
けるこれらの申告書に記載された事項その他の  
事情を勘案して、同項後段の規定を適用しない  
ことが適当であると村長が認めるときは、この  
限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書  
(同項の規定により前号に掲げる申告書が  
提出されたものとみなされる場合における  
当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個  
人の村民税の課税の特例)

第14条の3の3 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所

得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

\_\_\_\_\_で  
あつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税

得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると村長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書  
(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)

\_\_\_\_\_で  
あつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税

|                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p><u>第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

中城村税条例等の一部を改正する条例の一部改正

中城村税条例等の一部を改正する条例（令和3年中城村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条による改正

| 改正後                                                                                                                                         | 改正前                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条</u></p> | <p>第1条 中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者</u> _____に限る」に改め、同条</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則<br/>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>新条例第24条第2項、第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</u></p> | <p>第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則<br/>(村民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>新条例の規定中個人の村民税に関する部分</u> _____ は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中城村税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第3条の3の2第1項及び第13条の2第3項の改正規定並びに同条例附則26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中中城村税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第12条の3第2項、第14条の3の2第4項並びに第14条の3の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（中城村税条例等の一部を改正する条例附則第2条第4項の改正規定に限る。）附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中中城村税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(村民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の中城村税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の中城村税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の中城村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の中城村税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

専決処分書の写し、新旧対照表等がござい  
ますので、御参照いただきたいと思います。以上

でございます。

○議長 新垣博正 これにて提出者の説明を終わ

ります。

休憩します。

休 憩（11時12分）

~~~~~

再 開（11時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（11時17分）

~~~~~

再 開（11時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認については承認することに決定しました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第4号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）御提案申し上げます。

#### 承認第4号

##### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年4月18日 提出

中城村長 浜田京介

##### 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要す

るため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

中城村専決第3号

専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> |

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円を超える場合は200,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。



(附則)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する

(適用区分)

2 改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

同じく専決処分書、新旧対照表等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 休憩をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (11時23分)

~~~~~

再 開 (11時25分)

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認について(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について(中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は承認することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (11時25分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

中城村議会議員 安 里 清 市

第5回 臨時会

令和4年第5回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和4年5月25日

会 期 1 日間

閉 会 令和4年5月25日

| 日 次 | 月 日 | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項 |
|-------|-------|----|---------|-------|---|
| 第 1 日 | 5月25日 | 水 | 午前10時 | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第24、25、26、27号における説明、質疑、 討論、採決 意見書第4号における説明、質疑、討論、採決 閉会 |

令和4年第5回中城村議会臨時会（第1日目）

| | | | | |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年5月25日（水） | | | |
| 招 集 の 場 所 | 中 城 村 議 会 議 事 堂 | | | |
| 開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時 | 開 会 | 令和4年5月25日（午前10時00分） | | |
| | 閉 会 | 令和4年5月25日（午前11時20分） | | |
| 応 招 議 員 （出席議員） | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 安 里 清 市 | 9 番 | 比 嘉 麻 乃 |
| | 2 番 | 新 垣 修 | 10 番 | 安 里 ヨシ子 |
| | 3 番 | 渡嘉敷 眞 整 | 11 番 | 仲 松 正 敏 |
| | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 12 番 | 金 城 章 |
| | 5 番 | 桃 原 清 | 13 番 | 石 原 昌 雄 |
| | 6 番 | 玉那覇 登 | 14 番 | 伊 佐 則 勝 |
| | 7 番 | 新 垣 貞 則 | 15 番 | 新 垣 善 功 |
| | 8 番 | 大 城 常 良 | 16 番 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 2 番 | 新 垣 修 | 3 番 | 渡嘉敷 眞 整 |
| 職務のため本会議 に出席した者 | 議会事務局長 | 比 嘉 保 | 議 事 係 長 | 根 間 忠 |
| 地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者 | 村 長 | 浜 田 京 介 | | |
| | 副 村 長 | 比 嘉 忠 典 | | |
| | 総 務 課 長 | 與 儀 忍 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

議 事 日 程 第 1 号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第24号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第25号 中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第26号 中城村職員ゝの給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第27号 中城村会計年度任用職員ゝの給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 意見書第4号 P F A S等の含まれない安心な水の供給を求めゝる意見書 |

○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。ただいまより令和4年第5回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 新垣 修議員及び3番 渡嘉敷 眞整議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日5月25日のみにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日5月25日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第24号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第24号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第24号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月25日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会により国家公務員等一般職の期末手当の引下げが勧告されている。

また、令和3年11月24日の給与担当閣僚会議において「特別職の国家公務員についても概ね一般職の趣旨に沿って取り扱うもの」として閣議決定している。そのため、本村の議会議員の期末手当についても引き下げる措置を行うため、中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> | <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の期末手当の額は議員の受ける報酬月額に報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 質疑をさせていただきます。

今回、期末手当の値下げということで、これは人事院勧告の部分で足並みをそろえるということであるんですけども、実は議員の報酬等については、もう4年前ぐらいに増額の要求もお願いしていて、村長の報酬も併せて検討すべきではないかなということで、議会からも提案が出されたかと思うんですけども、その件についてちょっと意見がありましたら答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今回の案につきましては、報酬そのものの改定の提案ではございませんので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。提案している議案とは別として、報酬につきましては、今後三役を含めて、あるいは議会とも相談しながら

進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありますか。休憩します。

休 憩（10時05分）

~~~~~

再 開（10時07分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第24号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号 中城村議会の議員の報

酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号 中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第25号 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第25号

#### 中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月25日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会により国家公務員等一般職の期末手当の引下げが勧告されている。

また、令和3年11月24日の給与担当閣僚会議において「特別職の国家公務員についても概ね一般職の趣旨に沿って取り扱うもの」として閣議決定している。そのため、村長、副村長及び教育長の期末手当についても引き下げる措置を行うため、中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                         | 改正前                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (期末手当)<br>第4条 (略)<br>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額とする。 | (期末手当)<br>第4条 (略)<br>2 前項の期末手当の額は、その特別職の職員の受ける給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。 |

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第25号 中城村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第26号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第26号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第26号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月25日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の勧告により国家公務員等の期末手当が改定されることを踏まえ、本村職員の期末手当についても引き下げる措置を行うため、中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (期末手当)<br>第21条 (略)<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) (略)<br>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。<br>4～6 (略) | (期末手当)<br>第21条 (略)<br>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<br>(1)～(4) (略)<br>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。<br>4～6 (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第26号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第26号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第27号 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第27号

#### 中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月25日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

人事院及び沖縄県人事委員会の勧告により国家公務員等の期末手当が改定されることを踏まえ、本村職員の期末手当についても引き下げのため、中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する。それに伴い、中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例で引用する部分について改正する必要がある。

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員への移行に係る経過措置）</p> <p>3 第11条第1項及び第19条第1項の規定により準用する給与条例第21条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（会計年度任用職員への移行に係る経過措置）</p> <p>3 第11条第1項及び第19条第1項の規定により準用する給与条例第21条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 議案第27号について質問いたします。

これは会計年度任用職員に対する給与の期末手当の削減ですけれども、これを実行しない場合はどうなるのか。それと会計年度任用職員、正職より非常勤として少ない給料で頑張っている職員が多い。そのことに対して職員と一緒に給料を値下げするのはどうなのか、今後ぜひ人事院勧告の勧告も分かるんですけども、それを踏まえてどうにか削減しない方法があるのか。また、全体的平均でどのくらい下がるのか、この3つです。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

会計年度任用職員のみならず期末手当を下げない場合はどうなるのかということにつきましては、これは下げなかった場合の措置については、ま

だ通知等は届いておりません。それから今回の提案につきましては、会計年度任用職員の期末手当につきましては、下げないという措置を取っております。あくまでも一般職の職員の給与の条例の引用する部分のみを改定するものでございます。ですからこれまでの期末手当0.725月分を6月、12月も同じ月数ですけれども、これについての改定は行いません。それと改定は行わないわけですから平均して幾ら下がるかということは下がらないというふうなことでございます。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休 憩（10時18分）

~~~~~

再 開（10時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 これで、質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は会議規則第39条第3項の規定に

よって、委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第27号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論はありません
か。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ
で討論を終わります。

これから議案第27号 中城村会計年度任用職
員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第27号 中城村会計年度任用
職員の給与等に関する条例の一部を改正する条
例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (10時23分)

~~~~~

再 開 (11時10分)

○議長 新垣博正 休憩前に引き続き再開しま  
す。

日程第7 意見書第4号 PFAS等の含ま  
れない安心な水の供給を求める意見書について、  
提案者の趣旨説明を求めます。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それでは意見書を読み  
上げて御提案をいたします。

意見書第4号

令和4年5月25日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 安里清市

賛成者

中城村議会議員 比嘉麻乃

中城村議会議員 石原昌雄

中城村議会議員 桃原清

中城村議会議員 渡嘉敷眞整

PFAS等の含まれない安心な水の供給を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。



## 提案理由

沖縄県においては、ダムの供給量においてP F A S等の含まれない飲料水を供給する能力があるのに、実現されていません。住民の健康被害への不安を取り除くためにP F A S等の含まれない安心な水の供給を求めるため。

## 意見書第4号

### P F A S等の含まれない安心な水の供給を求める意見書

沖縄県におけるP F A Sによる汚染は、県企業局が2016年1月に、北谷浄水場の水源である嘉手納基地井戸群、大工廻川、比謝川などで高濃度の有機フッ素化合物が検出されたことを公表したことから明らかになりました。

P F A Sは永遠の化学物質と呼ばれ、難分解性で人体に蓄積され、発がん性、低体重出産などを始め様々な健康への悪影響が識者によって指摘されています。

中城村内においてはP F A Sの混入された水道水が多くの住民に供給されています。混入の事実を知っている住民の多くの方が水道水に不安を覚え、飲料水を他で調達しています。調達に係る費用の負担分は安心な水が供給されていれば本来負担する必要のないものであり、混入のない水道水を供給されている住民との間の不公平とも言えます。

県の資料によると水道水の日供給能力は61万7千 $\text{m}^3$ で、2017年度企業局統計での一日最大送水実績は45万7千 $\text{m}^3$ で、およそ16万 $\text{m}^3$ の余裕があることがわかっています。

比謝川・長田川・天願川・嘉手納井戸群のP F A Sで汚染された取水源からの取水量は、一日約6万 $\text{m}^3$ で原水の約40%にあたり、残り60%の9万 $\text{m}^3$ は中系許田・久志系・倉敷ダム・山城ダム・海水淡水化により供給されています。P F A S等を含まない安心な水があるのにあえて供給されていない現状があり、健康被害という不安の中で日々の生活を送っている状況があります。

以上の現状を踏まえ、本議会は次の項目につき、早急な対応を求めます。

### 記

- 1) 沖縄県は、飲料水への県民の不安を払しょくするため、北谷浄水場から水道水を供給している7市町村への供給水をP F A Sの混入していない安心な水道水に切り替えること。北谷浄水場のP F A S汚染濃度が全国一である現状を深刻に受け止め汚染取水源からの取水を即時停止すること
- 2) 国は管理下にある北部ダム水源からの安心な水の供給量増量要請に応じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年5月25日  
沖縄県中城村議会

宛先

国土交通大臣 沖縄県知事 沖縄県企業局長 沖縄県総合事務局長

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで、提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第4号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第4号 PFAS等の含まれない安心な水の供給を求める意見書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第4号 PFAS等の含まれない安心な水の供給を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会(11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新垣博正

中城村議会議員 新垣修

中城村議会議員 渡嘉敷眞整

# 第6回 定例会



## 令和4年第6回中城村議会定例会会期日程表

開 会    令和4年6月10日

会 期 8 日間

閉 会    令和4年6月17日

| 日 次   | 月 日   | 曜日 | 開 議 時 刻 | 会 議 名 | 事 項                                                                                                                                                   |
|-------|-------|----|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 日 | 6月10日 | 金  | 午前10時   | 本 会 議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告<br>議案第28号に対する説明、質疑、委員会付託<br>議案第29、30、31号に対する説明、質疑、討論、採決<br>諮問第1号における説明、答申採決<br>発議第3号に対する説明、質疑、討論、採決<br>報告第3、4、5号に対する説明 |
| 第 2 日 | 6月11日 | 土  | /       | 休 会   |                                                                                                                                                       |
| 第 3 日 | 6月12日 | 日  | /       | 休 会   |                                                                                                                                                       |
| 第 4 日 | 6月13日 | 月  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                              |
| 第 5 日 | 6月14日 | 火  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                              |
| 第 6 日 | 6月15日 | 水  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                              |
| 第 7 日 | 6月16日 | 木  | 午前10時   | 本 会 議 | 一般質問（2人） <span style="float: right;">委員会審議</span>                                                                                                     |
| 第 8 日 | 6月17日 | 金  | 午前10時   | 本 会 議 | 委員長報告に対する質疑、討論、採決 <span style="float: right;">閉会</span><br>午後：現場視察                                                                                    |



## 令和4年第6回中城村議会定例会（第1日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年6月10日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 会             | 令和4年6月10日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和4年6月10日（午前11時41分） |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 5 番                                | 桃 原 清     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | ま ち づ くり 推 進 課 長                   | 金 城 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 欠 席                 | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                             |
|------|-------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                      |
| 第 2  | 会期の決定                                           |
| 第 3  | 諸般の報告                                           |
| 第 4  | 行政報告                                            |
| 第 5  | 議案第28号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例        |
| 第 6  | 議案第29号 中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する<br>条例  |
| 第 7  | 議案第30号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第2号）                    |
| 第 8  | 議案第31号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）             |
| 第 9  | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                  |
| 第 10 | 発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例                      |
| 第 11 | 報告第3号 令和3年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について             |
| 第 12 | 報告第4号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告<br>について |
| 第 13 | 報告第5号 令和3年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について              |



○議長 新垣博正 ただいまより令和4年第6回中城村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 屋良照枝議員及び5番 桃原清議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月10日から6月17日の8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月10日から6月17日の8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告の報告を行います。

諸般の報告について

令和4年3月4日より、令和4年6月9日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月出納検査の報告について

村監査委員より、令和4年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合議会からの報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・4月5日(火)議会だより、議場設備等について議会事務局より調査しております。

・5月10日(火)村債及び基金の状況、コミュニティバスについて企画課長から聞き取り調査しております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧して下さい。

4 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については8件受理し、6月7日の議会運営委員会で協議した結果『沖縄を再び“いくさば(戦場)”にさせないための陳情』及び『基地から派生する諸問題の解決促進について』、『コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情書』については、総務常任委員会へ、『女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情』及び『介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行など制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書』については、文教社会常任委員会へ、『入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情書』については、建設常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

『尖閣諸島を沖縄県有地とすることについて』及び『国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情』については資料配布といたします。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○4月15日(金)中部地区町村議会定例総会が西原町にて開催され議長及び事務局長が参加しております。

○4月22日(金)に令和4年度沖縄振興拡大会議が、沖縄県立武道館アリーナで開催され議長が参加しております。

○5月17日（火）から20日（金）まで令和4年度中部地区町村議会議長会県外行政視察が行われ、副議長及び事務局長が参加し、兵庫県姫路市及び多可町での、「観光事業の取組」「議会改革の取組」について行政視察を行っております。

○5月29日（日）から31日（火）まで、東京国際フォーラムにて令和4年度町村議会議長・副議長研修会へ、「町村議会のあるべき姿」「町村議会議員報酬について」「地方議会とハラスメント」のテーマについて研修が開催され、議長及び副議長が参加しております。

## 6 その他

その他の日程等について、期間内の行事等については、「コロナ感染拡大防止」の観点から中止となっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を読み上げて、御報告いたします。

令和4年2月から令和4年4月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧いただきたいと思っております。今議会におきましては、3点を御報告いたします。

まず最初に、なかぐすくパパママ応援サービス利用クーポン事業についてでございます。本村に住民登録のある1歳未満の子供のいる家庭に対し、なかぐすくパパママ応援クーポンを交付し、子育てに関し専門的な知識を持って支援し、また家事や育児の負担軽減を図る各種子育て支援サービス等の利用促進を図るとともに、その利用体験をホームページ等で広く通知することにより、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくりに取り組むことで、本村における少子化対策を推進したいと考えております。利用できるサービスは家事支援とし

て家事代行スタッフ派遣サービス、ミルクキットの配達サービス、配食サービス、また育児補助支援としましては、ベビーシッタースタッフ派遣サービス、助産師等専門職の運営する施設の利用ができるものでございます。クーポンの交付枚数は養育する子供一人につき1,000円のクーポンを5枚、多胎児を養育する世帯やひとり親世帯につきましては、子供1人につき10枚を交付いたします。このサービスは、令和4年7月1日から開始をいたします。

2点目につきましては、中城村役場庁舎への太陽光発電用パネル等の設置についてでございます。これ以前から検討しておりましたけれども、この6月から本村役場庁舎屋上へ太陽光発電用パネル及び蓄電池を設置いたします。沖縄電力と調整を行っており、このほど調整等が整ったことから設置を開始するものでございます。具体的には沖縄電力の関連会社である沖縄新エネ開発株式会社により、25KWの太陽光発電用パネルを15年間設置し、維持管理や15年後の撤去費用についても無償で行っていただくものでございます。設置により環境対策や防災対策のみならず、電気料金の低減にもつながるものと考えております。なお、太陽光発電用パネル及び蓄電池の所有が沖縄新エネ開発株式会社であることから、本来ならば行政財産使用料の徴収が必要であると考えますが、発電した電気を村が使用することや本村総合計画でうたわれております自然環境の保全、新エネルギーの促進、持続可能な開発目標の理念とのつながりもあることから行政財産使用料を免除したいと考えております。スケジュールとしましては、5月から詳細図面を作成しており、6月から7月頃に資材を搬入、その後、現場で施工いたします。接続の申し込み再エネ事業計画認定申込みを経て、令和5年1月頃のサービス利用開始を予定しております。

3点目につきましては、本村における新型コ

ロナウイルスPCR検査についてでございます。これまで本村におきましては、一般の方向けのPCR検査の検査場がなく、近隣市町村で受診をしておりました。5月16日から村役場庁舎の西側駐車場におきまして、無償によるPCR検査を開設しております。平日のみで午前9時30分から11時30分までの間、おおむね50名程度の検査を実施しており、そのうち約8割が村内の方が受診をしております。予約につきましては、実施期間である株式会社南西環境研究所におきまして、受け付けております。おおむねその日のうちに結果が出るようでございます。

以上、3点を行政報告といたします。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第28号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第28号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を提案いたします。

#### 議案第28号

#### 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

公職選挙法の一部改正（令和2年法律第45号）により、町村議会議員及び長の選挙についても、選挙公営の対象となったことから、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用するため、中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する必要がある。

#### 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

#### （趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、中城村議会議員及び中城村長の選挙における選挙運動に係る費用の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「候補者」とは、中城村議会議員又は中城村長の選挙における候補者をいう。

2 この条例において「選挙運動用自動車」とは、法第141条第1項の自動車をいう。

3 この条例において「選挙運動用ビラ」とは、法第142条第1項第7号のビラをいう。

4 この条例において「選挙運動用ポスター」とは、法第143条第1項第5号のポスターをいう。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第3条 候補者は、32,250円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により村に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、中城村選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第5条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が32,250円を超える場合には、32,250円）の合計金額
- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選

選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が8,050円を超える場合には、8,050円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,850円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が6,250円を超える場合には、6,250円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第6条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 候補者は、第9条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合において、第3条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第8条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 村は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払う金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合にあっては、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内であるものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第10条 候補者は、第12条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合において、第3条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第11条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第12条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、1,250円を超える場合には、1,250円）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第28号、公費負担に関する条例の中で、先日、総務課長のほうからいろいろと議案説明のほうを受けたのですが、そこで3点ほど。まず2ページ、3ページお願いいたします。

まず1ページのほうに候補者の自動車の使用の公費負担の中で、ハイヤーとか、車を借りた場合は3万2,250円という金額が説明ありました。

そして、2ページのほうに今度は個人的に一

般運送契約の中で車を借りた場合は、8,050円という説明を受けています。そして、3ページのウの中で、その一般自動車を借りた場合、そしてその選挙運動用自動車を運転する雇用に関する契約の中で、6,250円という金額。この3つがこの条項の中に書かれています。そこで、確認したいのですけれども、まずこの3つの金額の根拠をちょっと教えてほしいと言っているのです。その中からちょっと気になるのがウの中でまずこの6,250円、雇用に関する1人の運転手につきなののですけれども、これをどのように算出したか、公職選挙法で選挙カーの認められているルールとして、朝8時から20時までこれは選挙カーは走ることができるのですかね。それで考えた場合、8時から20時となりますと、12時間。それから休憩を引いたとしても10時間

走ることになるというふうに立候補者は考えるのですけれども、それを何時間の計算でこの6,250円ですか、基づいて出したのか。これを少し計算してみますと、仮に8時から12時まで走った場合、休憩2時間取ったとしても10時間走ったとして、1時間当たり625円ですか、したら沖縄の最低賃金820円なののですけれども、これとその賃金の最低賃金の1時間当たりのそういったのは整合性が取れているのかどうか、やはりこれまで働き方改革、いろいろな話の中で総務課長のほうもいろいろと職員の給与やいろいろとこれまで検討なされてきたと思います。ではこの条例をつくるに当たって、我々村自らが最低賃金を下回るような計算で条例を果たして整理させていいものかというひとつ疑問がありました。その3点説明お願いいたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

金額の限度額を条例の中で定めております。あくまでも限度額でございます。その根拠につきましては、公職選挙法施行令から施行令にもって限度額が定められておりますので、それから算出をしております。公職選挙法につきましては、衆議院あるいは沖縄県知事選挙のような全県区の選挙と、それから中城村のような15.53平方キロメートルの範囲内でやる選挙と全く同じような金額で設定するわけにはいかないというふうに考えております。そのために公職選挙法の施行令で定められている金額の半額を本村の条例には規定しているところでございます。

それから6,250円の根拠のほうの御質疑でございました。6,250円につきましても、公職選挙法の施行令で定められている限度額の半額を設定しております。これにつきましては、議員がおっしゃることも理解はできます。しかしながら、条例の中ではあくまでも金額の上限だけを定められております。村のほうで何時間雇用

しなさいというところまではうたっておりません。ですから限度額の6,250円の範囲内でそれを上回るようであれば、候補者の負担というふうなことになります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 公職選挙法の施行令の半額と、国あるいは県といいますか、その地方選挙の中ではその金額は公職選挙法の範囲内では及ばないというふうに理解していいわけですか、我々は。あくまでも施行令の中からその金額を半分したというふうに。まずはこの先ほど言いました6,250円の最低賃金の件なんですけれども、これはその選挙期間の時間はいとわないと、それで候補者が6,250円の範囲内で、管理は6,250円ということは最低賃金から逆算してくるとその範囲内で選挙活動をしなさいというふうに考えていると理解してよろしいわけですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

選挙運動につきましては、先ほど議員が質疑の中にもありましたように、午前8時から20時までの選挙運動時間帯が設定されているものと考えております。今回の条例の中にはあくまでも雇用契約をした上で、その人件費のかかるのを6,250円を限度額として支払いしますというような条例です。ですから午前8時から20時までそれを雇用した場合は当然6,250円で計算した場合は沖縄県の最低賃金を下回るものだと考えております。条例の中では10時間あるいは8時間以上を雇用しなさいというところまではうたっておりませんので、6,520円をもし7時間以上の雇用があるのであればその差額につきましては自己負担になります。ですから条例の中では必ずこの時間帯だけを雇用しなさいということまでは規定はしていないと、そういうことでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○**2番 新垣 修議員** 確かにこの中では時間とかあくまでもその関わるものに関しての金額になっていますので、そこから算出した場合に、ようは候補者側に立ったときに、どうしてもその時間的な配慮を見たときに沖縄県の最低賃金がこの時間なのに、やはりどうしても活動することになると、その時間を計算して算出したのですけれども、確かに今、総務課長が言うように条例上ではそうですよと理解もできる部分も半分はあるのですけれども、でもその算出方法がですから6,250円の算出方法がこの施行令の半額というふうに言っていましたよね。ということは、施行令の中ではその半額でいくと1万2,500円のほうになっているということになっているのですか。それを半額にしたと。それはただ半額にしたのか、それともこのいろいろと計算をして時間とかの配分を見て、6,250円の根拠というか、ちゃんとした算出方法。立候補者と一緒にするともにも雇用する側でも納得いけるような算出方法をしたかというのを最後に質疑させていただきます。

○**議長 新垣博正** 総務課長 與儀 忍。

○**総務課長 與儀 忍** お答えいたします。

今回の条例におきましては、ハイヤーを利用する場合の3万2,250円、レンタカーを利用する場合の8,050円、そういうことでこれにつきましても、公職選挙法施行令で定められている限度額の範囲内で、公職選挙法施行令の中では限度額の範囲内の条例で定めるところによるというふうなことでうたわれておりますので、条例におきましては、そのように設定をしたいとそのように考えているところでございます。レンタカーあるいはハイヤー、そこを半額というふうなことで持ってきておりますので、人件費に関しましても、同じような考え方から半額というふうな算出方法をしております。議員がおっしゃるような場合によっては10時間の雇用があるかもしれません。条例の中では先ほども

答弁いたしましたけれども、時間まで一般的な時間までは規定しておりませんので、繰り返しになりますけれども、6,250円の範囲内でもし上回るようであれば、候補者の負担あるいは上回らさない程度でやるのであれば、雇用時間を調整。そういうことになると考えております。

○**議長 新垣博正** ほかに質疑はありませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○**議長 新垣博正** 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○**議長 新垣博正** 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第29号 中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○**村長 浜田京介** 議案第29号 中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。



議案第29号

中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成18年中城村条例第20号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

ごみの排出量の増加及び社会情勢の変化に伴う、ごみ排出量の抑制とリサイクル意識の高揚を促進するため、近隣市町村との均衡を考慮して、一般廃棄物処理手数料を改定する必要がある。

中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成18年中城村条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                |                                                | 改正前                                 |                                                |
|------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------|
| 別表第1（第21条関係）                       |                                                | 別表第1（第21条関係）                        |                                                |
| 手数料の名称                             | 手数料の額                                          | 手数料の名称                              | 手数料の額                                          |
| 村が収集し、運搬し、及び処理する廃棄物のうち燃えるごみ        | 村の指定するごみ袋<br>1枚につき<br>大 30円<br>中 20円<br>小 15円  | 村が収集し、運搬し、及び処理する廃棄物のうち燃えるごみ及び燃えないごみ | 村の指定するごみ袋<br>1枚につき<br>大 20円<br>中 17円<br>小 15円  |
| 村が収集し、運搬し、及び処理する廃棄物のうち燃えないごみ及び危険ごみ | 村の指定するごみ袋<br>1枚につき<br>中 20円<br>小 15円<br>特小 13円 | 村が収集し、運搬し、及び処理する廃棄物のうち危険ごみ          | 村の指定するごみ袋<br>1枚につき<br>中 17円<br>小 15円<br>特小 13円 |

|                            |                                                                                          |                            |                                                                                            |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち粗大ごみ | 1個又は1束につき<br>(ただし、 <u>重量10キログラム又は長さ1メートル以上のものは大とし、それ以下の物は小とする。</u> )<br>大 600円<br>小 300円 | 村が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物のうち粗大ごみ | 1個又は1束につき<br>(ただし、 <u>1束の重量は概ね10kgとする。</u> )<br>200円                                       |
| 自ら村の処理施設へ搬入するごみ            | <u>10kgにつき60円</u>                                                                        | 自ら村の処理施設へ搬入するごみ            | 0.5トンまで 500円<br>0.5トンを超え1トン以下 1,000円<br>1トンを超える場合は、1トンにつき1,000円加算する。<br>(トン未満の端数は切り上げとする。) |

附 則

この条例は、令和4年10月1日より施行する。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第29号について質疑をいたします。

新旧対照表ですが、改正前、改正後なんですけれども、この改正条例自体は、これも受益者負担及び近隣市町村との均衡を考慮しての改正というものが、私も理解をしております。そのうえで現在、世界それから日本そして沖縄県も同様になんですけれども、原油や原材料費が急激に高騰をしております。そして、これがまた今年10月からもさらにこれがどんどん値上げしてくるという中で、これは附則によれば令和4年10月1日から施行するというふうになってい

るのですけれども、その施行日がどうしてもちょっと疑問を感じておりまして、それについてちょっとその根拠を伺いたいというふうに思っております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは住民生活課のほうでお答えいたします。

施行については令和4年10月1日からということで今考えておりますが、通知については一般廃棄物手数料に関して、手数料の改定後を村民の皆さんに御理解と御協力を得られるよう3月からの周知期間を全戸配布、そしてごみ分別ポスター、広報紙、ホームページ、サイネージ等を活用して理解を求めたいということで考えておりますので、令和4年10月1日からの施行として考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (10時28分)

~~~~~

再開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは根拠についてということなのですが、まず去った、この前の委員会のほうでも、ごみの平成27年度から令和2年度までの推移についても御説明させていただきましたけれども、ごみ量がかかなり急激にこのコロナ禍でもって、ごみ量がかかなり増大しております。その中で処理費用が平成27年度では223円、うち村民負担額は約6円でございます。令和3年度においては176円で、8円ということになります。改定後については、約176円に対して、18円を考えております。それについては、県内では受益者当たりの1人負担額約10円を切っているところはございません。その中で各自治体1人当たりの負担額が県内各自治体の平均の約20円に近い。そのような改正になっておりますので、そのことがその根拠として考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 値上げするのは私も致し方ないというふうに思っているのですが、この全ての品物、商品、そしてガソリン代とかも含めて、それが一番多分ピークになるのではないかなと。10月1日がですね。という思いの中で、それをまたこうして受益者負担ではあるのですが、村民に押し付けていいのかなというふうな思いが強いものですから、ちょっとずらしてできなかったものかなというふうに感じているものですから、今回ちょっと質疑しているのですが、そういう場合にはぜひ村民の目線に立って、しっかり村民がどういう生活の暮らしをやられているのか、相当きついのであればやはりちょっとずらしてでもいいのではないかなというふうな私は思っているものですから、しっかりした根拠がないので

あれば、それはぜひ検討していただきかったなというのでやっております。ぜひこれからまたいろいろ例外がある場合には、ぜひ村外の状況、そういうのも含めて根拠をしっかりと提示していただいて、誰もが納得して値上げに賛同できるような体制づくりをぜひしていただきたい。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休憩（10時32分）

~~~~~

再開（10時39分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号 中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第29号 中城村廃棄物の減量

化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第30号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第30号

令和4年度中城村一般会計補正予算（第2号）

令和4年度中城村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,840,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月10日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,071,646 | 83,590  | 2,155,236 |
|          | 1 国庫負担金 | 1,288,136 | 46      | 1,288,182 |
|          | 2 国庫補助金 | 775,300   | 83,544  | 858,844   |
| 16 県支出金  |         | 1,204,779 | 3,336   | 1,208,115 |
|          | 2 県補助金  | 595,170   | 3,336   | 598,506   |
| 19 繰入金   |         | 140,856   | 46,829  | 187,685   |
|          | 2 基金繰入金 | 140,856   | 46,829  | 187,685   |
| 21 諸収入   |         | 160,066   | 5,000   | 165,066   |
|          | 4 雑入    | 155,998   | 5,000   | 160,998   |
| 歳入合計     |         | 9,701,835 | 138,755 | 9,840,590 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 2 総務費    |             | 1,221,546 | 14,795  | 1,236,341 |
|          | 1 総務管理費     | 958,988   | 7,175   | 966,163   |
|          | 2 徴税費       | 132,594   | 790     | 133,384   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 102,189   | 2,324   | 104,513   |
|          | 4 選挙費       | 25,477    | 4,506   | 29,983    |
|          | 5 統計調査費     | 578       | 0       | 578       |
| 3 民生費    |             | 3,926,982 | 68,019  | 3,995,001 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,546,188 | 3,193   | 1,549,381 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,380,794 | 64,826  | 2,445,620 |
| 4 衛生費    |             | 1,025,605 | 12,332  | 1,037,937 |
|          | 1 保健衛生費     | 644,324   | 12,008  | 656,332   |
|          | 2 清掃費       | 381,281   | 324     | 381,605   |
| 6 農林水産業費 |             | 198,608   | 5,154   | 203,762   |
|          | 1 農業費       | 188,273   | 4,354   | 192,627   |
|          | 3 水産業費      | 9,533     | 800     | 10,333    |
| 7 商工費    |             | 80,804    | 2,420   | 83,224    |
|          | 1 商工費       | 80,804    | 2,420   | 83,224    |
| 8 土木費    |             | 491,816   | 21,437  | 513,253   |
|          | 1 土木管理費     | 51,628    | △2,485  | 49,143    |
|          | 2 道路橋梁費     | 275,145   | 23,922  | 299,067   |
| 10 教育費   |             | 1,838,435 | 14,598  | 1,853,033 |
|          | 2 小学校費      | 194,853   | 10,637  | 205,490   |
|          | 5 社会教育費     | 306,373   | 2,991   | 309,364   |
|          | 6 保健体育費     | 212,677   | 970     | 213,647   |
| 歳 出 合 計  |             | 9,701,835 | 138,755 | 9,840,590 |

それでは歳入歳出読み上げて御提案申し上げます。

補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて、御提案申し上げます。

歳入の15款国庫支出金、1項国庫負担金、12億8,813万6,000円、4万6,000円、12億8,818万

2,000円。2項国庫補助金、7億7,530万円、8,354万4,000円、8億5,884万4,000円。

16款県支出金、2項県補助金、5億9,517万円、333万6,000円、5億9,850万6,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金、1億4,085万6,000円、4,682万9,000円、1億8,768万5,000

円。

21款諸収入、4項雑入、1億5,599万8,000円、500万円、1億6,099万8,000円。

歳入合計、補正前の額97億183万5,000円、補正額1億3,875万5,000円、合計で98億4,059万円でございます。

続いて、歳出でございます。歳出2款総務費、1項総務管理費、9億5,898万8,000円、717万5,000円、9億6,616万3,000円。2項徴税費、1億3,259万4,000円、79万円、1億3,338万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、1億218万9,000円、232万4,000円、1億451万3,000円。4項選挙費、2,547万7,000円、450万6,000円、2,998万3,000円。5項統計調査費、57万8,000円、ゼロ円、57万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、15億4,618万8,000円、319万3,000円、15億4,938万1,000円。2項児童福祉費、23億8,079万4,000円、6,482万6,000円、24億4,562万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、6億4,432万4,000円、1,200万8,000円、6億5,633万2,000円。2項清掃費、3億8,128万1,000円、32万4,000円、3億8,160万5,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、1億8,827万3,000円、435万4,000円、1億9,262万7,000円。3項水産業費、953万3,000円、80万円、1,033万3,000円。

7款商工費、1項商工費、8,080万4,000円、242万円、8,322万4,000円。

8款土木費、1項土木管理費、5,162万8,000円、248万5,000円の減、4,914万3,000円。2項道路橋梁費、2億7,514万5,000円、2,392万2,000円、2億9,906万7,000円。

10款教育費、2項小学校費、1億9,485万3,000円、1,063万7,000円、2億549万円。5項社会教育費、3億637万3,000円、299万1,000円、3億936万4,000円。6項保健体育費、2億1,267万7,000円、97万円、2億1,364万7,000円。

歳出合計、補正前の額97億183万5,000円、補正額1億3,875万5,000円、合計で98億4,059万円でございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第30号について、質疑をいたします。

4点お願いいたします。まず14ページ、歳出になるのですけれども、これの1目児童福祉総務費のほうで、18節の負担金補助及び交付金のところです。その中で保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業、これの説明で13施設に2,232万円を交付するということなのですが、これはちょっと事業内容をお聞きしたいと思います。

2点目に、15ページです。4款予備費になるのですけれども、その12節委託料、新型コロナワクチン接種事業委託料ということで、955万6,000円、そのこれは4回目の接種ということを説明で受けているのですけれども、ちょっと事業概要を示してください。

続いて、17ページ、これは農業振興費の18節負担金補助及び交付金になるのですけれども、中城村農業加工新商品開発チャレンジ支援事業補助金ということで、150万円。これは5事業所に30万円ずつということで聞いていますけれども、どういったものを目標というか、事業内容を予定しているのか、それをお聞かせください。

4点目に、23ページ、これは10款の2目文化財保護費になるのですけれども、17節の備品購入費、これが琉球漆器保存備品購入費ということで、289万円計上されているのですけれども、その後、確か前に1,000万円の備品購入費ということで我々ちょっと今残っているのですけれど

ども、それで足りなかったのか。ちょっと内容の説明を求めたいというふうに思います。以上、4点お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大城議員の質疑にお答えしたいと思います。

保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業の2,232万円につきましては、国からの急遽決定された事業でございます。保育士・幼稚園教諭月平均約9,000円前後の賃金の引き上げということが決まりまして、今回は令和4年4月から9月までの急遽決定されまして、10月以降は引き続き実施される可能性がございます。今回は先ほど申しましたとおり、4月から9月分までの処遇改善の負担金でございます。

そして、新型コロナ4回目接種の委託料につきましては、現在、コールセンターの委託契約が4月から7月までということで契約されていますが、これが4回目接種が急遽実施されることになりましたので、8月と9月のコールセンターの委託料に加え、4回目の接種券及び予診票の印刷委託料が入っております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは大城常良議員、御質疑の17ページ、負担金補助及び交付金の事業についてですが、こちらにつきましては、本村の地域資源である農産物を活用した新商品の開発とか、あとはブランド化に向けた取り組みを行う事業所。例えばチラシをつくったりとか、新しいエンブレムのシールをつくったり、島ニンジン、島大根、いろいろトウガラシなんかも今から普及していきますが、そういったところの商品をPRするためにチャレンジするという村内の事業所について、補助率につきましては、基本的には10分の8で、限度額が30万円ということで5事業所を現在想定しているという計上でございます。

以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大城議員の4つ目の質疑にお答えいたします。

23ページの文化財保護費の備品購入費に関してなのですが、先ほどおっしゃっていたように令和3年度に宮城 清さんの琉球漆器の作品10点と展示ケースを購入させていただいて、現在、護佐丸歴史資料図書館のほうで常設展示しております。その後、4月に入りまして、宮城 清さんのほうから中城村のためにということで、さらに18点無償で作品の寄贈がございました。これを合計28点ございますが、これを数か月置きに展示物を変えながら展示していく予定です。そのときに展示ケースは調湿と調光など整っております、展示ケース内だと保存されていく環境にあるのですが、残りの展示していないやつに関しましては、実は漆器自体が例えば急激な温度変化とか、湿度が50%切ると漆の塗膜の部分が亀裂が入って、長期保存ができない状況ということなので、この合計28点の保護するための展示しない物に関してを保管するためのウェットキャビネットといたしまして、湿度をある程度保てる60%以上保てるキャビネットを1つ購入します。それと製品の28点がそのまま裸のままだと移動するときとか、ぶつかったり、あとは虫がついたりということで長期保存に向かないということで、1点1点、28点を収める桐箱を28点購入する予定であります。この桐箱に関しましては、そういったお互いがぶつかって傷つくのを防いだり、天然の防虫効果、素材があるみたいなので、そういったのがありまして桐箱を購入する予定です。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは1点のほうから、保育士・幼稚園教諭の4月分から9月分までの保育月平均9,000円のアップ料金ということで考えてよろしいわけですね。これは全ての

保育士、例えば正職とか臨時とか、そういうのがいらっしやると思うのですけれども、これは全てを網羅して、全員に割り当てられるようになっているのかどうか、その1点お願いします。

あとは2点目です。新型ワクチンの4回目なんですけれども、8月、9月、コールセンターの業務委託、それから予診票委託ということで、私はまた例えば注射してもらえます。お医者さんの委託料かなと思っていたのですけれども、それではなくてその前段ということになっているわけですね。そのほうはよろしいです。

あとは3点目に、農業振興の新商品チャレンジなんですけれども、これは農産物に支援するのではなくて、そのチラシとか、そういうものということなので、エンブレムとかということなんですけれども、宣伝に新商品をつくるための宣伝に割り当てるといことなのかなという今の説明だから、それもう1回、お願いします。

4点目、これは宮城 清さんから寄贈18点追加があったということで、その保管の予定しているということでもいいわけですね。あと2点お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほど、御質疑の保育士・幼稚園教諭処遇改善の臨時特例事業は、吉の浦保育所等の正職員は該当しません。民間もそうです。民間の保育施設全てが対象となります。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほどは例えた事例でチラシ等やいろいろ広告等というお話しをさせていただきましたが、実際には例えばこの一つの農産物からどういった加工品ができるよとか、そういった一定の専門の業者に委託して、そういった物を調べても

らうとか、委託料であったり、また材料費であったり、商品開発に向けてこういった絵柄を専門の広告代理店にお願いして、そういったのをお願いするとか、そのもろもろのことに關して新商品をチャレンジすることについて、しっかり援助できればということで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今1点だけちょっと気になっているので、保育士関係のところですけども、正職員はバイトしないということであるのですけれども、これも国の定めでそういうふうな、あるいはこれは村ではそういうふうなことはできないと思っているのですけれども、補助金です。あとは民間というところは、大体どういうところを指しているのか、この2点、最後に答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 ただいまの質疑にお答えします。

村内の認可保育園の職員です。施設が該当します。13施設と吉の浦保育所の会計年度任用職員の保育士の方々です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時59分）

~~~~~

再 開（11時00分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは補正予算について質疑いたします。

18ページの2目の漁港建設費、使用料及び賃借料の50万円のちょっと説明。これは浜漁民集落センターの敷地整備という。どういうことをやる予定なのか、説明をお願いします。

それと22ページ、学校建設費のアスベストの問題、委託料。中城小学校、幼稚園、津覇小学

校、津覇幼稚園までですけれども、これはどういった感じで、入札なのか、また何社、沖縄にはアスベストの検査は何社あるのか。何社に指名するのかわかりません……。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 それでは金城 章議員の御質疑18ページ、13節重機リース料についてお答えいたします。

こちらにつきましては、3月に地元浜自治会及び屋良照枝議員からも要請もございました。浜漁民集落センターの前に少しコーラルの大きい石が大分浮いてきてそこにのりというんですかね、ちょっと滑りやすい状態にもなっていて、その漁民センター前の部分を少し敷き慣らししていこうということで、今グレーダー入れるかどうか50万円の予算の中でできる範囲で、お年寄りふれあい事業であったり、いろいろ転倒の恐れが何回かあったということと、また車椅子がかなりきつい状態の現状でもあるので、その辺をしっかりと修繕して、安心して地域活動がまたできるようにしていきたいということで考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では御質疑にお答えいたします。

アスベスト調査委託料につきましては、入札のほうで行います。入札の予定業者としては3社を予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。休憩します。

休憩（11時02分）

~~~~~

再開（11時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（11時05分）

~~~~~

再開（11時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 令和4年度中城村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩（11時10分）

~~~~~

再開（11時21分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第8 議案第31号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。  
○村長 浜田京介 議案第31号 令和4年度中

城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について御提案申し上げます。

議案第31号

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算  
の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年6月10日 提出

中城村長 浜田京介

それでは読み上げて御提案申し上げます。歳  
出の部分でございます。歳出1款公共下水道費、  
補正前の額3億5,712万1,000円、補正額はござ  
いませぬ。合計で3億5,712万1,000円。文章の  
とおりに組替えでございますので、御参照いた  
だきたいと思ひます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終  
わります。

これから質疑を行います。質疑はありませぬ  
か。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつておりま  
す議案第31号は会議規則第39条第3項の規定に  
よつて、委員会付託を省略したいと思ひます。  
御異議ありませぬか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがつて、議案第31号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論はありませぬ  
か。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
にて討論を終わります。

これから、議案第31号 令和4年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採  
決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませぬか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがつて、議案第31号 令和4年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、  
原案のとおり可決されました。

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦  
につき意見を求めることについてを議題としま  
す。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員

の推薦につき意見を求めることについて御提案

申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 中城村  
氏 名 伊 佐 友 一  
生年月日 昭和23年生

令和4年6月10日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員 奥間章夫氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となったため、その後任として伊佐友一氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

履歴書等が添付されておりますので、御参照  
いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終  
わります。

休憩します。

休 憩（11時25分）

~~~~~

再 開（11時32分）

○議長 新垣博正 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております
諮問第1号については適任の意見をつけて、
答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦
につき意見を求めることについては、適任との
意見をつけて答申することに決定しました。

日程第10 発議第3号 中城村議会委員会条
例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 読み上げて発言に代
えます。

発議第3号

令和4年6月10日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

提出者

中城村議会議員 金城 章

賛成者

中城村議会議員 石原 昌雄

中城村議会議員 大城 常良

中城村議会議員 仲松 正敏

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

中城村課設置条例の一部改正に伴い、中城村議会常任委員会の所管に変更が生じるため。

中城村議会委員会条例の一部を改正する条例

中城村議会委員会条例（昭和62年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p>総務課、企画課、会計課、税務課、住民生活課、健康保険課、<u>議会事務局</u>、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項</p> <p>(2) 建設常任委員会 5人</p> <p>産業振興課、都市建設課、<u>まちづくり推進課</u>及び上下水道課に関する事項</p> | <p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 6人</p> <p>総務課、企画課、会計課、税務課、住民生活課、健康保険課、_____選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会に所属しない事項</p> <p>(2) 建設常任委員会 5人</p> <p>産業振興課、都市建設課_____及び上下水道課に関する事項</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(3) (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第24条<u>(公述人の発言)</u>、第25条<u>(委員と公述人の質疑)</u>及び前条<u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u>の規定を準用する。</p> | <p>(3) (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第26条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 参考人については、第24条<u>《公述人の発言》</u>、<u>第25条《委員と公述人の質疑》</u>及び前条<u>《代理人又は文書による意見の陳述》</u>の規定を準用する。</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上です。

○議長 新垣博正 これでは、提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、発議第3号 中城村議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第3号 令和3年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第3号 令和3年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第3号

令和3年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月10日 提出

中城村長 浜田 京介

令和3年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|--------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 中城村役場旧庁舎解体事業 | 233,290,000 | 233,290,000 | 0 | | 210,000,000 | 23,290,000 | 0 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 住民記録システム改修委託事業 | 1,767,000 | 1,767,000 | 0 | 1,766,000 | 0 | 0 | 1,000 |
| | | 戸籍システム改修委託事業 | 396,000 | 396,000 | 0 | 396,000 | 0 | 0 | 0 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 中城村地域福祉推進計画策定事業 | 4,420,000 | 4,214,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,214,000 |
| | | 非課税世帯臨時特別給付金事業 | 295,355,000 | 197,091,614 | 0 | 197,091,614 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 児童福祉費 | 保育所等整備事業 | 224,856,000 | 224,856,000 | 0 | 205,362,000 | 0 | 0 | 19,494,000 |
| | | 子育て世帯臨時特別給付金事業 | 24,914,000 | 24,721,000 | 0 | 24,721,000 | 0 | 0 | 0 |
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 新型コロナウイルスワクチン接種事業 | 14,194,000 | 14,194,000 | 0 | 14,194,000 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 清掃費 | 海岸漂着物等地域対策推進事業 | 10,175,000 | 9,168,050 | 0 | 8,251,000 | 0 | 0 | 917,050 |
| | | 中城村災害廃棄物処理計画策定業務 | 1,474,000 | 1,474,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,474,000 |
| 7 商工費 | 7 商工費 | プロジェクトンマッピング事業 | 14,917,000 | 14,917,000 | 0 | 13,425,300 | 0 | 0 | 1,491,700 |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | ウフクビリ線災害防除事業 | 17,851,000 | 15,362,950 | 0 | 12,289,760 | 2,700,000 | 0 | 373,190 |
| | | 中城村橋梁長寿命化修繕事業 | 54,306,000 | 54,306,000 | 0 | 43,044,800 | 10,200,000 | 0 | 1,061,200 |
| | 4 都市計画費 | 中城村・北中城村共同まちづくり計画策定事業 | 16,500,000 | 16,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16,500,000 |
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | 中城村立学校改築PFI調査委託業務 | 43,417,000 | 43,417,000 | 0 | 39,075,300 | 0 | 0 | 4,341,700 |

| | | | | | | | | | |
|-----|--|-------------------|-------------|-------------|---|-------------|-------------|------------|------------|
| | | 中城村立学校耐 力度調査事業 | 35,568,000 | 35,568,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35,568,000 |
| 合 計 | | | 993,400,000 | 891,242,614 | 0 | 559,616,774 | 222,900,000 | 23,290,000 | 85,435,840 |

あとは、御参照いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 報告第4号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第4号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。

報告第4号

令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月10日 提出

中城村長 浜田京介

令和3年度 中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-----|---|--------------|------------|------------|-------------|---------|----|---------|------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国庫 | 起債 | 一般会計繰入金 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 1 | 1 | 南上原土地区画整理事業費 | 62,370,000 | 62,370,000 | 62,370,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | | 62,370,000 | 62,370,000 | 62,370,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |

以上でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時38分）

~~~~~

再 開（11時40分）

○議長 新垣博正 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 報告第5号 令和3年度中城村水

道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第5号 令和3年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について御報告申し上げます。

報告第5号

令和3年度中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和4年6月10日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により議会へ報告する必要がある。

令和3年度中城村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項     | 事業名     | 予算計上額       | 支払義務発生額    | 翌年度繰越額      | 左の財産内訳      |     |             | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明                                    |
|---|-------|---------|-------------|------------|-------------|-------------|-----|-------------|-----|----------------------------|---------------------------------------|
|   |       |         |             |            |             | 国庫補助金       | 企業債 | 損益勘定留保資金    |     |                            |                                       |
| 1 | 資本的支出 | 1 建設改良費 | 434,622,000 | 90,062,000 | 344,560,000 | 124,969,000 |     | 219,591,000 | 0   | 0                          | 再評価決定に4か月の不測の日数を要したことにより、補助金交付決定が9月に遅 |



|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                               |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | れ、工事<br>発注が10<br>月にずれた<br>ため年度内<br>の工事が困<br>成が困<br>難となっ<br>た。 |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------------------------------------|

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（11時41分）







## 令和4年第6回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年6月10日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和4年6月13日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和4年6月13日（午後2時46分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 5 番                                | 桃 原 清     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | ま ち づ くり 推 進 課 長                   | 金 城 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 欠 席                 | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

議事日程第2号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めまして、おはようございます。議席番号9番、比嘉麻乃です。それでは早速、通告書に基づきまして一般質問を行います。

大枠1、教育行政について。本村は未来を担う子供たちのために「中城ごさまる科」や「少人数学級」、「中学3年生無料塾支援事業」等を実施し、他市町村にはない教育環境の充実を図っております。その取り組みと努力を高く評価すると共に、今後の教育環境の取り組みについて以下の事を伺います。①コロナ禍の影響を受け、未だ生活に苦しい御家庭は多いと思うが「中学3年生無料塾支援事業」の継続の考えは。②未だ続くロシアによるウクライナ侵攻で改めて平和の大切さと争いの恐ろしさを知らされました。今年度の平和学習内容と中学校の修学旅行計画について伺います。③小中学校にタブレットを配布し学習を行っているが、タブレット端末を利用し人を傷つける行為を防ぐ対策はなされているか伺います。④児童・生徒が村政に関心を持って、豊かな発想や要望を取り入れ村政に反映させる目的で「子ども議会」を計画する考えはあるか。⑤学びの場に言葉の壁はあってはならない。外国人児童・生徒への日本語支援と指導の取り組みは。支援が必要な児童生徒の人数も伺います。

大枠2、街路灯電気料金について。令和元年6月と12月の定例会でも一般質問しましたが、自治会が管理している街路灯の電気料金を自治会加入の会費により賄うことは自治会にとって大きな負担となっています。街路灯は安心・安

全なまちづくりを推進する上で大変重要であり、全ての村民がその恩恵を受けていることから村で負担するべきだと考え、以下のことを伺います。①令和元年6月の一般質問でLED照明に一括交付金が活用できると提案しましたが街路灯のLED導入は全て完了したか伺います。②令和元年、2年、3年の村管理の街路灯電気料金を伺います。③令和3年度の自治会管理の街路灯の電気料金を伺います。

大枠3、護佐丸バスとモノレールの連携について。2019年10月1日にてだこ浦西駅が営業を開始し、そのことでモノレールを利用する村民が増加しており、村民から護佐丸バスとモノレール駅までの連携を求める声が多く出ているが検討する考えはあるか。

大枠4、保育士の負担軽減について。令和4年3月定例会で質問しましたが保育士の負担軽減と園児の安心安全な保育環境のために各園に1人ずつ「保育支援者」配置の費用負担を要望しましたが進捗があれば伺います。それでは答弁よろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番につきましては企画課、大枠4番につきましてはこども課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠2番、街路灯料金について少し所見をのべさせていただきますが、議員もおっしゃっておりますが、議会においても二度ほどですか、御質問もいただきましていろいろ検討をしていきたいと思っております。詳細はまた担当課でお話をしますけれども、今後、市町村がしっかりと担うべき箇所と伺いますか、担うべきところ。あるいは地域が担うべきところ、いろいろその辺

の精査も含めて真剣に考えていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1の教育行政。教育活動の取り組みについてですが、教育委員会としては、これからも子供たちの学力の向上、心の教育、体力の向上等をバランスよく成長させるために教育環境の整備や教職員の指導力の向上に取り組んでいきます。今日の目まぐるしく変わる社会状況やコロナの影響で教育活動がかなり厳しくなっていますが、子供たちには新たな課題に対応できる能力や危機回避能力を養う機会にするよう、校長会等でも話をしているところです。詳細については①は教育総務課長から、②から⑤については主幹のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①についてお答えします。

令和2年及び令和3年度において実施した無料塾や塾代費用の助成事業については、保護者の経済的負担の軽減をするためだけでなく、休校により日常の学習環境が奪われたため、その遅れを取り戻そうと必死に勉強に励む生徒を応援するための事業と捉えております。学校や家庭においては、感染症対策を徹底して行っている結果、現在、学校においては休校措置を行うこともなく授業を実施できているため、教育委員会としては経済的負担の軽減を図る部分で今年度においても実施できるか、財源などの捻出も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 比嘉麻乃議員の御質問にお答えいたします。

大枠1の②についてお答えいたします。平和学習については、小学校、中学校ともに、年間指導計画を作成し、1年間を通して計画的に取

り組んでおります。具体的には、新聞や書籍などの活用、中城村の疎開先である熊本県とのオンラインによる平和交流授業、学校図書館等でのパネル展、また平和講演会が計画されております。中学校の修学旅行についてです。今年度、3年生が沖縄本島北部への二日間の日程、二日間とも日帰りでございます。宿泊はいたしません。2年生が1月23日から1月25日の二泊三日の日程で関西への旅行を計画しております。中学3年生でございますが沖縄本島、6月27日から6月28日の二日間ですが、まず1日目は恩納村にてマリン体験。2日目が那覇市の首里城、またその周辺。そして県立博物館美術館の見学となっております。2年生につきましては、1日目は大阪市にて商業施設の見学、宿泊地は京都市内。2日目は終日京都市内で見学。2日日も京都市内での宿泊でございます。3日目は奈良市に移動しまして東大寺等の見学となっております。

大枠1の③についてお答えいたします。タブレット端末を利用し人を傷つける行為を防ぐ対策としまして、いじめ等の人権を侵害するようなことにつながる、SNS（ソーシャルネットワークサービス）への書き込みができないよう利用制限をしております。

大枠1の④についてです。「子ども議会」については過去に検討をしたことがあります。ただ学習指導要領の改訂により、子供たちの学力向上に向けた授業時数の確保や教師の教材研究、準備などを優先し、現在は実施に至っておりません。なお、校長会で呼びかけて学校側から要望があれば検討したいと考えております。

続きまして大枠5についてです。本村で、日本語支援が必要な児童生徒数は、現在4名在籍しております。支援の内容につきましては、英語圏の児童生徒はALT（外国語指導助手）の配置もあり対応できております。英語圏以外については、現在は日本語支援ボランティアや翻



訳アプリなどのコミュニケーションツールを活用して対応しております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2についてお答えいたします。

まず①の道路照明については、令和2年度に全てLEDへ交換しております。それから②の村管理の街路灯の電気料につきまして、令和元年度が231万8,201円、令和2年度が202万3,421円、令和3年度が219万1,119円となっております。それから③の自治会が管理している電気料については、これは令和3年12月の電気料金を参考に算出したところ、216万6,780円となっております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 大枠3についてお答えします。

現在、護佐丸バスは琉大東口で路線バスと結節させており、護佐丸バスから路線バスの97番に乗り換えることで、モノレールでだこ浦西駅周辺まで行くことができます。ただし、議員のおっしゃるとおり、てだこ浦西駅を利用する村民も増えてきていると認識しておりますので、利便性の向上につながるルートであると考えております。課内においても、護佐丸バスの利便性を高めるため、てだこ浦西駅が開通した後に検討いたしました。現在、駅周辺の区画整理や道路整備事業など基盤整備が進んでいる状況であり、南上原から西原方面に向かう道路の朝夕の時間帯での渋滞が激しく、運行に遅延が生じた場合の通勤・通学への影響も考えられることから、基盤整備の進捗や運行の必要性、民間のバス路線の運行状況などを踏まえて、継続して検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 おはようございます。比嘉麻乃議員の大枠4、①の質問にお答えいたします。

①3月定例会において、配置の予定はございませんと答弁させていただきました。今年度につきましても、保育支援者の配置は検討しておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 一通りの答弁、ありがとうございました。それでは順を追って再質問をさせていただきます。まず大枠1の①なのですが、中学3年生無料塾支援事業の継続についてなのですが、答弁は財源などの捻出も含め検討していくという答弁でございました。実はですね、先月、無料塾に通っていた生徒の保護者から、無料塾に通って無事念願の高校に合格することができたと、うれしい声が届きましたので、まずこちらのほうで御報告させていただきます。それでは再質問いたしますが、令和2年度、令和3年度の無料塾の開始月と利用人数を伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

令和2年度につきましては週3回、9月14日から高校受験まで開催しております。利用人数は23名となっております。令和3年度は週4回、11月1日より行い高校受験まで実施しております。利用人数は25名となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 令和2年度が週に3回で9月から23名ということで、令和3年度に関しましては週に4回ということで、1回増やしたということは高く評価をいたします。令和2年度が23名、令和3年度が25名ということなのですが、これは人数の制限というのは設けているのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

無料塾の契約の中で利用人数の制限をしてお

ります。令和2年度においては20名、令和3年度は30名で契約しております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 利用制限ありということなのですが、利用制限以上の生徒がもし来ましたときに、令和2年度は3人ほど制限があったと思うのですが、それもしっかりと無料塾に通わせることができているということになるのでしょうか。ぜひ今後は希望者、できれば全員を学ばせるように努力をしていただければと思います。では令和4年度も実施するといたしましたら、何月開始を予定しているのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 これは財源を含めて検討していかないとならないため、実施可能であれば、できれば令和3年度と同様に11月開催を目指したいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひこれは令和4年度も実施していただいて、できれば少し早く9月頃からの開始を要望していきたいと思います。でも財源のこともあると思いますので、実施はよろしくお願いいたします。同時に学習塾半額補助もこれまでは行っていたのですが、この半額補助を実施する予定もあるのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

財源的に可能であればということになります。同じく無料塾と塾代助成については令和2年度、令和3年度、同時に行っておりますので、実施をするのであれば両方実施のほうで進めたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ実施をしていただきたいと思いますが、このコロナ禍の中、本村は本当に多くの支援を行ってきたと思っております。その中でも、この無料塾と学習塾半額補

助は不安を抱えていた受験生には大きなエールになったと思いますので、引き続き支援のほどよろしくお願いいたします。

では次に②の平和学習と中学校の修学旅行について伺います。内容といたしましては熊本県のオンラインですとか、あと平和の講話。一年を通してしっかり、この6月だけではなくて、計画では一年を通してやっているということはすごいと思いますので、引き続き平和学習というのは大切なのでやっていただきたいと思いません。学校での平和学習は本当に重要です。そのため教諭の皆さんがしっかりこの平和について学んでこそ児童生徒たちに伝わるものだと思っておりますが、平和について学ばなければならぬのですが、今年度の教諭の平和学習の内容と場所を伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 再質問にお答えしたいと思います。

まず今年の7月28日、29日の二日間に分けて中城小中学校4校を二日間に分けて行います。平和ガイドの案内による研修となっております。場所につきましては中城村内にある糸蒲の塔や161・8高地陣地、平和の波などの慰霊塔や自然壕の戦跡を見学する予定でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ7月の平和学習、村内ということなのですが、村内のほうから見つめていくのもいいと思います。よろしくお願いいたします。

次に中学校の修学旅行が関西ということだったので、その決定した理由について伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 再質問にお答えしたいと思います。

まず中学校の修学旅行が決定した理由についてでございます。まず修学旅行の1つ目は、目

的地での宿泊先の確保などがあり一年前までには決定することとなっております。2つ目には修学旅行の実施計画については、学習指導要領の示すところにより学校の教育目標を達成するため、生徒の学びの実態に応じて学校が主体性を持って決定することとなっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 以前は九州だったので、今後、九州・長崎の平和学習に変わる予定というのはありますでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

まず昨年度、学校長とも修学旅行先については意見交換を行っております。修学旅行先の決定につきましては、繰り返しになりますが学校が子供たちの学びの姿を見た上での決定となりますので、今のような修学旅行についての御意見は学校のほうにも伝えていきます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今、ウクライナで起きている現状を児童生徒はテレビを通して知っています。それは私たち大人が見ても本当に信じられないほどつらく悲惨な現状です。武器を持っていない普通に生活している人たちや、また小さな子供までも犠牲になっています。沖縄戦が終わりを告げまして77年がたちましたが、今こうしている中でも日本から遠く離れた国では争いが起こっております。本村の生徒には改めて平和の大切さ、そして長崎の原爆の恐ろしさ、命の大切さを学んでもらうためにも、ぜひ中学校の修学旅行を九州の平和学習にし、そして沖縄では体験できないスキーの経験ができる九州に戻していただくよう、どうぞ学校長にお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

平和を学び、そこから命の大切さも学んでくると思います。今回も関西ということなのです

が、大阪ユニバーサルは高校の修学旅行に計画されたり、そして今後大人になるにつれ家族や友達と行く機会もきっと増えてくると思います。しかし、この長崎の平和学習はなかなか家族旅行には計画されていないのではないかなと思います。また修学旅行という団体だからこそ長崎での平和学習ができるということもあります。どうかこのことも踏まえて学校長にお伝えいただければと思います。そして今年の3月に卒業した生徒たち、今でいうと高校1年生の生徒たちは感染拡大防止のために修学旅行と遠足も中止になってしまいました。コロナ禍の感染予防は本当に大変だと思いますが、中学校生活最後の思い出づくりとして、私は県外に行けなかったとしても、せめて県内での日帰りの旅行は可能だったのではないかなと思います。今年度もそれが計画されているということで、先ほどご答弁いただきましたが、本当に日帰りの旅行でも、すぐに今後中止ということではなくて、コロナ禍でもこれならできたらということをしつかりと計画で模索をしていただきたいと思いますので、せっかくの中学校の最後の思い出なので、修学旅行、そして遠足もすぐ中止がないようお願いしたいと思います。

続きましてタブレットなのですが、このタブレット端末は書き込みすらもできないということでもよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 書き込み、また見ることもできないように制限をかけております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 学習のために配布したタブレットが人を傷つける凶器になってはいけません。県外のほうでは配布したタブレットを使ったいじめが原因で自ら命を断ったという事例もあります。そこで伺いますが、学校でアンケートを定期的に行われているかと思うのです

が、そのアンケートの中にこういったタブレットで傷つけられた、SNSで傷つけられたかという内容のアンケートは行っているのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えしたいと思います。

現在、学校でのアンケートは記述式の紙が中心になっております。一部学校ではタブレットを使って子供たちにアンケートを行っているところもありますが、これについては子供たち自身が学校評価、例えば具体的には「学校は楽しいですか」もしくは「安心安全に過ごせていますか」というような、記名をしても問題ないようなアンケートに関してはタブレットで。無記名が原則であるものに関しては、基本的には紙で取る対応をさせていただいております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 どのような言葉が人を傷つけるのか。今後も児童生徒で考える学習が必要ではないかなと思います。学校のタブレットだけではなくて、全てのSNSを含め今後誰一人被害者も加害者も出さないためにも、アンケートを含め今のうちから教育することは重要だと思っております。

次に④の子ども議会に移ります。今後校長に呼びかけてみるということですが、令和元年12月の一般質問の答弁では、記念事業で取り組めたらとありましたが、もし開催するといたしましたら小学生が対象なのか、あるいは中学生を対象にするのか伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時29分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えしたいと

思います。

まずは子ども議会の開催につきましては議会事務局、議会側からの許可をいただいた後の実施ということになりますが、小学校、中学校のほうから御相談があれば委員会としては特にこだわっておりません。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ児童生徒が住んでいる中城村に興味を持ち、中城村の未来について考えるきっかけになってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。議会とも調整していきたいと思います。では⑤の外国人児童生徒への日本語支援ということなのですが、現在支援が必要な児童生徒は4人ということで、たしか令和3年は8名から3名に減っておりますが、県内の小中学校で日本語指導が必要な外国人の児童生徒は442名で10年間で5倍に増加したと言われておりますが、村内に日本語指導が必要な学校は何校なのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

日本語指導が必要な学校は小学校2校でございます。中学校はございません。すみません、学校名が抜けておりました。中城小学校が1名、中城南小学校が3名となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 この件に関しましては、令和3年3月にも質問をいたしました、その際の答弁の中に日本語指導教諭の配置を県へ要望するとありましたが、県にはどのような要望をしたのか伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えしたいと思います。

現在、日本語指導教諭についての配置につきましては、通級指導教室という制度がございます。通級指導教室の生徒につきましては対象児

童生徒の人数を報告しまして、県が配置することとなっております。今年度県のほうに文書で要請しておりますが、現在配置には至っていないという状況でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 現在、沖縄県の日本語指導教諭の配置は令和4年5月24日現在で17校あります。日本語指導教諭の配置については、これは国の基準がありまして、外国人生徒18名に対して1人の指導ということで国の基準があります。私は1名であろうが18名であろうが、困っている児童が1人でもいるならば、これは配置するべきだと思っております。そこで提案なのですが、県へ18名に至っていない中城村なのですが、18名以下でも配置するよう強く要望をする。そしてまた現在、北中城村の1校だけに指導教諭1名が配置されているのですが、これを広域的に中城村へ週に数時間でもよいので入っていただくという要望を、中城教育委員会から中頭教育事務所へ要望するというのは可能なのでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

これについて私どもは中頭教育事務所に問合わせをしております。日本語指導教師、この通級指導教室の加配につきましては、学校配置ではなく市町村の配置という形になっています。その配置校につきましては市町村教育委員会が決定し配置されているということです。ですから北中城村に配置されている教諭が中城村に来て指導をするということは制度上できないという回答を得ております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 制度上ちょっと難しいということなのですが、では2つ目の提案なのですが、中城村には琉球大学があります。琉球大学と連携して日本語学習支援の派遣協力の相

談とか、そういうのは可能なのか。その子に対してボランティアというのもあったのですが、これはやはりボランティアではいけないと思うのです。大学生に報酬を払うか、あるいは単位がどうにかなるのかというのを相談するという事は可能でしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

実は琉球大学とは連携協議会というのを設置しており、本村の学習課題、人材の補填などにつきましましてはいろいろと御相談させていただいているところです。今のような形の支援につきましては、琉大側とは既に調整をしていますが、実際にまず1つ目の単位にするというのはかなり厳しいという御返事をいただいております。もう1つは、それをボランティアではなくて、例えばそれをカリキュラムとして連携という形の枠の中で派遣できないかということなのですが、やはり学生の授業だったり、その他免許などカリキュラムによってどうしても一定しないというところがございます。過去にはそれを依頼しまして大学側のほうから日本語支援という形で何回かは来ていただいた経緯がございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 本来なら国や県に負担していただければいいなどは思っておりますが、現在は58名に1人という基準があります。これは最後の提案になります。村の単独事業として2校で1人の指導教諭を循環というのでしょうか、配置するというのは検討できないでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、中城小学校の生徒の言語については英語になりますのでALTを活用することで対応できているかと考えております。ただし南小学

校の児童についてはアラビア語となりますので、現時点では予算面や指導教諭の確保を含め、厳しいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ぜひ南小学校のほうにも1人配置をしていただければと思います。1人の児童でも救わなければならないと思っております。やはり放置はできないですね。それを私たち大人が知恵を出し合って日本語教室の配置に向けて努力をしなければならぬのではないかと考えております。外国にルーツを持つ児童も今、一生懸命新しい環境に慣れようと必死に頑張っていると思いますので、ぜひともこれは検討していただければと思います。

では次に大枠2に移ります。令和2年度でLED導入が全て完了したということで、まずは一括交付金を活用し、全ての街路灯をLEDに換えるために汗をかいてくれた職員に感謝を申し上げます。では再質問いたします。村管理と自治会管理の街路灯の台数を伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

令和3年度末時点の数字になるのですが、村管理で478基、自治会管理で758基となっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 村管理が478基、自治会管理が758基ということで、そのおかげで中城村が更に明るくなりまして、明るくなったことで犯罪防止にも大きくつながっておりますし、そしてLEDに換えたことで地球温暖化防止対策にもなっていると思っております。では次に②の令和元年、2年、3年度の村の街路灯電気料金なのですが、令和元年度が約231万円でしたでしょうか。令和2年度が202万円、令和3年度が219万円ということなのですが、これですと令和2年度に比べ令和3年度は、本来なら3分の1ぐらいに下がるべきだと思っているの

です。村は補助金を活用し令和2年度に村内全ての街路灯をLEDに交換したにもかかわらず、先ほどの答弁では令和2年度と令和3年度の料金が1万7,000円ぐらい、少ししか変わらないのですが、それはちょっとおかしいなと感じております。というのは、この南上原自治会は令和2年度に街路灯の電気料金66万円を支払っていたのです。令和3年度は56万円と10万円、そのおかげで下がっているのです。南上原だけで10万円下がっているにもかかわらず村の管理の電気代が本当に少し、1万7,000円しか変わっていないというのはおかしいのではないかなと思います。蛍光灯は1基につき多分590円ぐらいかかっていたと思うのです。でもLEDに換えると189円に下がっていると思うので、ちょっとこの計算は何かあるのかなというふうに思っております。そして村管理の街路灯が478基、自治会管理の街路灯が758基で村に比べると自治会の街路灯は2倍あります。2倍なのですが令和3年度の村の電気料金が219万円、自治会全体の電気代が216万円と。電気の数はいくら倍なのですが電気代がほぼ変わっていないのです。本当でしたら倍になるはず。あるいは2分の1になるはずと思うのですが、ほぼ同じなのです。課長、これは早い段階で一度調査と、あと検証をする必要があると私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えいたします。

今回の調査が令和元年度からの電気料金になっていましたので、それとの比較からいくとそんなに落ちていないと。ちょっと調べてみたところ、要因が平成29年に安全対策事業ということで、米軍事件を受けて新たにLEDの設置を行っております。そのときに村管理で252基、自治会管理で165基、合計417基のLEDの新設工事を行っております、そこからはほぼ半分以上は既にLED化になっていたというのが、

この料金が下がっていない要因だと考えております。それ以前の設置をする前の料金と比較したのですが、LED化してから年当たり5,272円下がっております。それから、そのLED化になる前の台数、台数は少ないのですが比較してみると8,318円。約36%ぐらいはLED化になって、その時点から軽減化されております。なのでほぼLED化されていますので、今後も大きな料金の軽減はないものと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 では今後は200万円ちょっとという村の街路灯の電気料金はそういう感じになるということによろしいですか。では現在の自治会の加入率は何%かお分かりでしたら伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

令和3年6月末時点で40%弱、39.3%でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 全体の加入率が39.3%。その39.3%の村民で村全体の街路灯の電気料金を負担しているわけなのです。ちなみに南上原の加入率は12%ほどだと思います。その12%の加入世帯でこの街路灯の電気料金、令和元年度は約70万円、令和2年度は66万円、令和3年度は56万円の街路灯の電気料金を支払ってきたわけなのです。自治会加入率が100%ならば自治会負担は納得できるのですが、自治会へ加入しているにもかかわらず街路灯の恩恵を受けていない家庭も中にはあります。私は令和元年からこの件について要望しまして、これまでこのLEDのメリットですとか、あと一括交付金によるLED化の提案ですとか、村による電気料金の負担を訴えてきました。

最後に村長に伺います。答弁をいただきたいと思いますが、現在この自治会加入世帯だけで負担している街路灯の電気料金を村が負担して

くれるということであれば、自治会は削減された分を今度は子供たちですとか、あるいはお年寄りの活動に生かし、さらに地域と村全体を活性化させ盛り上げていくと信じて、自治会が負担している街路灯の電気料金を村民みんなが平等であるために村民からお預かりしている税金で対応していただくことを今後真剣に、そして前向きに検討していただけないでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それではお答えいたします。

実は南上原自治会のほうからも今のお話で要請もございました。正直なところ非公式ではありますが、いろいろな形で要請が私のほうにも来ております。非常に地域の行事、あるいは地域活性化に向けて電気料金の負担が足かせになっているのか否か、非常に実はこれ大事なところでございまして、加入率に対して云々とかいうよりも、先ほど言いましたように、この電気料金の負担が地域の発展を阻害しているということであれば、これは当然我々村の考えとは別の考えになるわけですから、これは是正していかなければいけないという、そういう観点から実は今年度については真剣にそれを考えて、何度も言いますが、議員が言ったとおり、この電気料金の負担がもしないのであれば、こういう事業がたくさんできていくと。それについて地域の発展につながって行くのだということをしつかりと筋道を立てて話を自治会のほうともさせていただきながら、今の件については何らかの結論は出さないといけないと自分自身は思っております。でありますので今年度いっぱい時間をいただいて、そして次の予算については、ある程度住民の方々の期待に応えていきたい、結果を出していきたいという思いで、確たる数字はここでは申し上げることはできませんが、真剣に検討をさせていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 前向きな答弁ありがとうございました。今定例会の行政報告の中では、役場の屋上に沖縄電力グループが無償で太陽光発電パネルと蓄電池を設置し、そのことで電気料金の低減化にもつながるとのことなので、ぜひこのサービスとまた併せまして、村長、来年度の予算にはぜひこの電気代を含めていただければと思います。よろしく願いいたします。

では大枠3に移ります。護佐丸バスとモノレールの連携について質問いたしますが、護佐丸バスで浦西駅まで行き、その後モノレールを利用し職場へ行くことができれば渋滞も緩和されますし、あと大気汚染を引き起こす原因となる排気ガスも減ってきます。そのことによってまた地球温暖化防止策にもつながるのではないかなと思います。今すぐくガソリンが高騰しまして、マイカー通勤からモノレール通勤を好む方もいらっしゃるのではないかなと思いますが、そのことを考えると護佐丸バスとモノレールの連携は必要だと思っておりますが、なかなかこれができないというのが先ほども答弁があったのですが、これの一番の原因というのは財源なのでしょうか。あるいはルートの見直しなのか、またほかに理由があるのか伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

実施できない大きな原因というのは、これまでも議員や行政懇談会、いろいろな新しいルートの提案がありますが、やはり現状の車両2台というのが、ちょっと厳しいのではないかとということで、一番は財源のほうであると考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり財源ですよ。できることなら補助金が活用できればいいなと思っておりますが、例えば温暖化防止対策で国からの補助はないかですとか、また護佐丸バ

スを駅につけることで沖縄都市モノレールからの援助はあるかなど、そういったものも調べるのもいいのかなと思います。

では時間がないので、大枠4について再質問をいたします。今回また検討していないということなのですが、実は先月、保育士の配置基準見直しについて、県内の女性議員9名で国会へ要望に行きました。厚生労働副大臣からは内閣府とも連携して対応していくという考えを示してくれたんですが、しかしこの配置というのは1歳児、2歳児に関しましては50年以上、また4歳児、5歳児は70年以上の長い間見直しというのがされてきていないのです。一日も早い国の見直しが必要だとは思いますが、まだちょっと時間がかかるのではないかと思います。その前に本村で保育士の負担軽減と安心安全な保育環境のために保育支援者という形で配置をし、その人件費を補助していただきたいということなのですが、1園に1人配置して5時間程度でも構わないのです。それを私が勝手に予算を計算してみたのですが14の保育施設だと、大体1,900万円ぐらいになるのかなと思います。私はこの問題は出生率全国一の沖縄特有の問題として、ソフト交付金のメニューを充てるべきだと思っておりますが、それを県や国に要望することが必要だと思いますが課長の見解を伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 答弁をさせていただきます。

今年度につきましては保育支援者の配置は今のところ検討しておりませんが、去る3月に保育所施設のほうへ困っていることとか、そういう負担になっている業務について具体的にアンケートを取った結果、保護者への連絡帳の作成とか行事の準備とか、スケジュール作成等にごく負担がかかっているという回答が得られていますので、それをどうにか支援できないかと

いうことを今のところ検討しているところでございます。ソフト交付金につきましては、今のところはそれが該当するかどうか、お調べしてからまた答弁したいと思います。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ソフト交付金が充てられるよう、交付金が充てられないから諦めるのではなくて、充てられるように努力していただきたいと思います。もちろん私も一緒に協力をしていきたいと思います。どう考えましてもゼロ歳児3名を1人の保育士が見るのは本当に大変だと思います。安心安全な保育のためにも一緒に頑張っていきましょう。これで私の一般質問は終わりますが、今定例会で私の二期目の一般質問は終了となります。この4年間、本村の課題解決のため多くの質問に前向きに答弁をしていただいた村長はじめ副村長、また教育長、課長の皆さんには心から感謝を申し上げます。そして今日は忙しい中、傍聴に足を運んでくださった皆さんにも感謝を申し上げます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 新垣博正 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時56分）

~~~~~

再開（11時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 それでは議長の許しを得ましたので、これから一般質問を行います。

大枠1、姉妹都市提携について。本村は、平成16年10月に篤志家の故上原清善氏の仲介で千葉県飯岡町と「友好都市」を提携し、その後飯岡町が旭市他2町と合併して旭市になり改めて旭市と「友好都市」提携、平成24年2月15日に

「姉妹都市」に改称し現在に至っているが、その間の取り組みと今後の取り組みについて説明を求めます。

大枠2、公営墓地及び納骨堂（合葬室）建設について。本村は、平成23年4月1日に「中城村墓地等の経営の許可に関する条例」を制定・施行してきていますが、その間の個人墓地申請と許可の件数は何件か。村内を見渡した場合、墓の散在が見受けられ村の景観が損なわれている状況で、今後の村土利用、まちづくり計画、景観条例の観点から墓地建設を更に規制するために、公営墓地及び納骨堂（合葬室）の建設は必要だと考えますが説明を求めます。

大枠3、公共施設等への防犯カメラの設置について。現在の犯罪事件の発生状況を見た場合、あらゆる所で発生している。村内の公共施設内で発生しうることも考えられることから、犯罪事件発生を予防・抑止する観点からも村内の公共施設等への防犯カメラの設置は必要と考えますが、以上3点について説明を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企画課と教育委員会の方でお答えいたします。大枠2番につきましては住民生活課、大枠3番につきましては総務課の方でお答えをいたします。

私のほうでは御質問の大枠1番、旭市との提携につきましてですが、私も村長に就任して二度ほど旭市のほうに行かせていただきました。その一度目は姉妹都市提携を結ぶために行かせていただきましたが、いろいろな意味でその関係性は発展してきたものだと思いますが、これは今後コロナ禍、コロナが終息した後、いろいろな形で今後も発展していけるものだと思います。より広く、より深く発展していくことはあっても、これが尻すぼみになっていくようなものではないと思っておりますので、今

後もしっかりとまた旧飯岡町、旭市のほうとはいろいろな形で提携をしていきたいなと思っております。詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の旭市との教育委員会関係の交流については、コロナの関係で今年度で3か年間中止になっています。それ以前は3小学校の児童を旭市に派遣して交流や旭市の児童を受け入れて吉の浦会館や小学校での交流を実施していました。今後も旭市とは教育長と連絡を取りながら交流を継続していくという確認は行っています。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1についてお答えします。

姉妹都市提携については、故上原清善氏に飯岡町と中城村の橋渡しに御尽力いただいたことをきっかけとして、平成10年から今日に至るまで児童交流が続けられております。夏の時期には旭市の児童を受け入れ、秋の時期には中城村内の小学生を派遣しており、今後も児童交流を継続して取り組んでいきたいと思っております。また、姉妹都市提携以後においては、文化交流事業として平成25年度には村文化協会の派遣や中城村産業まつりにおける旭市のブースを設置し農産物の販売も行ってきております。今後も旭市と連携し両市村の友好と親善を更に深め、互いに発展できるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 大枠2①についてお答えをいたします。

条例制定施行以降、令和3年度までは申請が318件、許可311件となっております。公営墓地及び納骨堂の建設の必要性については、中城村は墓地を建設するにあたり墓地区域を設定しており、墓地区域内については、まだ十分に墓地

建設の余裕があり、また、管理型法人墓地2か所を村内に有していることから、公営墓地及び納骨堂の建設については、現在のところ検討はしていません。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠3、公共施設等への防犯カメラの設置についてお答えいたします。

新庁舎におきましては、防犯カメラを25台、護佐丸歴史資料図書館におきましても、9台を設置しております。また、学校等にも設置しており、ほとんどの公共施設に設置しております。公共施設を使用する者の安全の確保及び権利の保護、また適正な管理・運営を行うことで、安心して施設を利用できる環境を確保するため、防犯カメラを設置しております。併せて、犯罪等の防止及び抑止の観点から、今後におきましても防犯カメラの設置は必要であると考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは再質問に移ります。

姉妹都市提携については、私が認識する範囲では児童生徒の交流が主になされているのではないかと考えておりますが、今後それをもっと底辺を広げて民間、あるいは各種団体の役員等が訪問して交流を盛んにしていくべきではないかと思っておりますが、村長その件について、どのように考えているか。今後これを広く広めていくための施策として、どのようなことが考えられるか、村長個人の今、頭の中で考えていることをお尋ねします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

旭市もそうですし、また兄弟都市提携を結んでいます福智町もそうですが、子供たちの交流からまず入り口が同じようになりまして、その後、いろいろな形で交流は広がっていったほうはいいというのは、私の頭の中には当然のごとく

あるのですが、これがじゃあ具体的にこういうものをしていきたいと思いますというのは、まだこれから真剣に考えなければいけないなと思っております。先ほどもお話ししましたがコロナが終息した時点で、またいろいろな形で発展していくものを希望しておりますので、人材交流、もしかしたら職員の交流、先ほど議員もおっしゃった民間交流、各種団体の交流、いろいろな形で模索していければいいなと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 姉妹都市の目的、これは何のために提携したか、基本に立ち返って考えていただきたい。私は思うのですが、姉妹都市を結ぶことによって、いろいろな交流をして、そしていいところをお互いに学び、そしてそれを村政に導入していくことによって、村政も発展していくと思います。そこで提案ですが、この旭市のイベント、祭りがある際には村が音頭を取って旅行会社とか、あるいは観光協会とも連携して訪問団を募集して、自費で旭市を訪問し、交流を広めていくべきではないかと思えますし、また職員の交流派遣、半年でもいいですよ。できたら1年ぐらい職員を派遣して、向こうからも派遣してもらおうというような形で、職員の交流派遣。北中城村はやっているみたいです。半年間1人派遣をして交流をしているようです。それによって職員の質も上がってくると思うのです。見聞を広めていく。今、中城村の職員の本土研修がほとんどないですよ。しかし、今は人材を育成しない限り村の活性化、発展はないと思います。村が発展するかしないかは人材育成にかかっていると言っても過言ではないと考えております。ひとつ職員の交流派遣を真剣に考えていただきたいと思えます。それから民間交流ですが、これまでは児童生徒の交流。一度、文化協会が10年ぐらい前ですか、訪問したようですが自費で行ったようです。だ

から自費でもいいですから村が音頭を取って、旅行会社とツアーを組んで行けば安く行けると思えます。ひとつそういうことを提案したいと思えます。ぜひ実現できるよう頑張ってください。特に企画課長、お願いしますよ。これについてはこれで終わります。

2点目の公営墓地及び納骨堂の建設につて。今、墓地指定地域についてはまだ余裕があるということで、考えていないということですが、この地域に土地を持っている方はいいですよ。所有していない方々はどうするのか。今、村には2つの管理型霊園がありますが、調べてみますと、ほとんどが村外の方が永代使用権を購入しているわけです。村民が、永代使用権を購入してお墓を持っている方は、メモリアルパークで全体の7%なのです。そして今、うむいで、添石の上のほうでは20%です。ほとんどが村外の方が購入されているわけです。これからすると将来中城村は隣接市町村のお墓の供給地にならないかどうか。その意味からもまだ早いとは言わず、今から検討していくべきだと私は考えております。それと、この墓地を造る場合、いろいろ規制があります。この墓地指定区域以外でお墓が建設されたことはありますか、課長。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えをいたします。

ございます。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは条例に合致しているかどうか。これは規制できないのかどうか。今後、規制をもっと厳しくしないと私はあちらこちらに墓地が出来上がっていくと思えます。条例が施行される前ですか、久場の上地区などはサトウキビを倒したら、いつの間にかお墓が建っていたというような状況が何年前ですかありました。そういうことから、今後の中城村の土地利用、そして景観条例、まちづくり推

進課もつくってありますから、村土の利用等をしっかりするためにも、今から取り組んでいかなければならないと思います。そういう意味でも早めに検討していただきたい。墓を造る場合は国道や県道から30メートル以上離れた所とか、人家から100メートル以上離れている所、いろいろ条件があります。そして造った後はこの墓が外部から見えないような、いろいろな条件があります。それが守られているか。そして30%は緑地地帯を設けるといって、厳しい条件があるわけです。そういうことが守られているかどうか、ひとつ課長にお尋ねします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

御質問の守られているかどうかの前に、もう一度、墓地経営許可申請の中について御説明しまして御答弁したいと思います。中城村の墓地基本計画の墓地区域か区域外かで規制許可しております。本村においては平成23年度より県からの権限委譲を受け、関係例規や墓地基本計画を策定いたしました。この中で墓地の乱立と散在化を防ぎ、村の土地利用計画と地域生活環境の保全を目的として自治会や地域住民の意向などを仰ぎながら墓地区域を指定し、原則的にはこの地域以外の墓地の建設を規制しております。申請においても中城村の墓地の経営の許可に関する条例第5条に規定する墓地区域に該当、非該当かで第4条の第1項の規定によって村長が許可する流れとなっております。その中で議員がおっしゃる緑地帯等についても申請については計画がございますので、先ほど説明したとおりの規定で規制して許可しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 課長、この地域外で建設されている墓が何基ぐらいありますか。そしてこれまで墓の違法建築がないかどうか、その辺を伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

先ほど許可の311基のうち区域外での許可は79基になります。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 311基のうち79基が区域外ですか。なぜ区域外に79基も許可をしたのか。それと区域外に79基と、それから無許可で申請なしで造った不法建築がないかどうか。それをちゃんと調べているかどうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時33分）

~~~~~

再 開（11時33分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

御質問は個人墓についての御質問だと思いますが、個人墓については個人が自己、または親族のために限り設置する墓地ということでございます。そして墓地区域外での許可に関しては、墓地区域外において例外用件というのがございまして、その例外用件に照らし合わせ用件に見合うものは村長のほうで例外的に許可ができるものとして認識し許可しております。そして違法の墓については、住民生活課のほうでは今把握はしておりません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長にお伺いしますが、どうですか村長、公営墓地は今後必要になると私は考えていますが、村土利用の問題とか景観条例の問題からしてですね。村長として、それについては全く考えはないのか。年間79基も地域外に造られていることから、公営墓地を造ることによって防げるのではないかと。その公営墓地に誘導していくと。そういう考えはないかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

公営墓地だけを考えたの御質問であれば、現在のところ担当課からお話がありましたとおり、現在のところ考えはございません。ただ、先ほどの区域外に建てられた墓だとか、あるいは我々が認識をしていない違法的な墓だとか、その規制を考えていくのがまず先ではないかと思えます。先ほど議員も公営墓地があれば誘導していくということではありますが、区域外で土地を持っていらっしゃる方が、ここで墓地を造るというのを区域内に誘導していくような指導は担当のほうでも出されているはずなのです。それでも今みたいに区域外で建てられていく。これは施行以前の方々がほとんどですが、そういう意味では同じことではございますので、公営墓地を建てたとしても、そこにしっかり誘導できていかないと意味が出てこなくなりますので、そういう意味ではもう一度これは精査していく必要があると思えます。実感的にはですね。公営墓地を建てる、公営墓地をやっていくというのがありきではなくて、今の規制が本当に網羅できているのかどうかを、まず最初にやっていくべきではないのかなと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 村長、ですから年間79基が区域外に造られてきているのが現状ですよ。この79基が積み重なって10年後は700基になるわけです。そういう意味からも、今から検討していかなければ手遅れにならないか。特に中部広域に移行とか、いろいろまちづくり構想も村長あると思うのです。今、まちづくり推進課もつくったのだから。そして景観条例。一番景観が大事だと思うのです。そういう意味でも今からやっておかないと手遅れにならないかということなんです。ちなみに北中城村はもう出来上がっていますよね。そういう意味からも遅れを取らないように、ひとつ早めにやってもらいたい。そして住民生活課長、違法建築の墓の調査などはしたことはありますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

違法墓の調査と同時に不法投棄のパトロールも兼ねながら違法墓の建設もされていないかどうかについては職員に指示し、その旨報告するように、調査するように指示しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 不法投棄の関係は防犯カメラでもってやっているとありますが、それでも後を絶たないというのが不法投棄ですよ。それで、村長、ドローンも使って年に2回か3回、写真を撮って、それで比べて違法建築があるかないかは調査すべきだと私は思うのだけれども、その辺、課長は考えていませんか。ドローンの活用。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 質問にお答えいたします。

今のところは検討はしておりません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ひとつ現代の科学力を使って、定期的に撮れば分かると思いますので、ドローンの活用も重要だと思います。これは不法投棄もそうだし、村全体を写真に撮っておいて、これを毎月比べていく。定期的に比べていけばどう変わってきているか分かるはずですよ。ひとつ検討していただきたいと思います。それではこれは終わります。

3点目の公共施設等への防犯カメラの設置等については、学校とか施設についてはほとんどが設置されているようですが、私が心配しているのは吉の浦公園とか糸蒲公園などは設置されていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

吉の浦公園については設置されておられません。糸蒲公園につきましては南上原の配水池、タンクです。そのほうには設置されておりますが

糸蒲公園には設置されていないというふうに認識しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ここでは村民が集まって、あるいは子供たちも集まっている遊具を使って遊んでいますね。私は吉の浦公園の海側のほうは、ウォーキングコースになっていて、犯罪が起きないかなという心配をしているのです。夕方になって街灯もついてはいるのですが、ちょっと女性の方だったら不安な面があると思うのです。それで犯罪者に対する抑止の意味からも、防犯カメラを設置したほうがいいと思うし、また糸蒲公園のタンクの所はタンクのための防犯カメラですね。あの裏側もちょっとね、表のほうは子供たちが遊んでいますが裏側は死角になっていると思いますので、1台ぐらいは防犯カメラを設置することによって、私は犯罪抑止につながると思いますので、検討してもらえないか。それと学校の校内には何基ぐらい。例えば仮に中城小学校に今何台ぐらいの防犯カメラが設置されていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

設置台数は中城小学校2台、津覇小学校2台、中城南小学校9台、中城中学校3台となっております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これはどういう目的で設置しているのか、防犯ですか、それとも子供たちの監視といったら言葉は悪いのですが、どういう目的での防犯カメラですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城小学校と津覇小学校については正門側と裏門側のほうに設置しておりまして、外部からの犯罪防止のために設置しております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ひとつ一番学校は安全な場所でなければいけない場所ですので、特に外部からの不審者の侵入のための抑止のために設置してもらえばいいわけです。皆さん方も記憶にあると思うのですが、21年前の大阪の池田小学校の事件。侵入事件で8名の尊い命が失われた。余談になりますが、不審者の侵入に対する対応の訓練は年間何回ぐらいやっていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えいたします。

学校におきましては2つの安全対策が行われています。不審者に対しては1回です。そして津波・地震に対しての避難訓練が1回ということで計2回行われています。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 不審者に対しては年に1回。そして災害も年1回。不審者侵入については年1回で少くないですか。と私は思います。最低年2回以上はしてもらいたいですね。そして頭では覚えても訓練しないと意味がないのです。訓練して体で覚える。頭でいくら覚えても、いざというときに行動ができるように訓練をしないと、体で覚えるということのひとつ考えていただきたいなと思います。

最後になりますが、特に1番目の姉妹都市提携について、もう少し活発に民間交流も実施して、そして旭市でイベントがある場合は村が音頭を取って旅行会社と提携をして、訪問団を結成して旭市を訪問して交流を深めていくことが私は大切ではないかと思っています。我々議員も初めて10人の議員が旭市を訪問して交流してきましたが、感じたことを今ここで皆さん方に提案しているわけですから、ひとつ今後とも我々議会も姉妹都市あるいは兄弟都市もありますね。福智町とも議員交流を深めていきたいと

考えております。ひとつこの姉妹都市については目的が達成できるように、何のために姉妹都市を提携したか。一度原点に返ってこの姉妹都市提携の成果を上げていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時47分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○13番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。議席番号13番、石原昌雄一般質問をします。質問に入る前に私たち議員も地域にある多くの課題や施政方針の実現について提案をして議論をしてきておりますが、まだまだ解決に至っていないのも数多くあると思います。そこでまた今回も身近なテーマをもって質問内容としましたので、よろしくお願ひします。それでは通告書に沿って質問をします。

大枠1、村道奥間南上原線の整備について。

①道路拡張計画の進捗状況は。②奥間三差路の凸凹があるが大丈夫か。③奥間南上原線の歩道は急傾斜のところは沢山あるが改善できるか。

大枠2、学童保育の実態と今後について。村長の施策で1丁目1番地である子育て支援の観点から質問します。①認可学童クラブの現在の定員数と申込学童の人数はどのようになっているか。②認可されていない学童クラブはあるか。③今後の学童ニーズにどのように応えるか。④学童クラブへの支援策の拡大はあるか。

大枠3、パパママ応援クーポン事業について。

①実施状況はどうか。②単年度で終わるのか。

大枠4、貧困対策の事業は進んでいるか。①世代別、年代別の事業はあるか。②本村の貧困

の基準はどのように決めているか。③貧困世帯者に運転免許取得の支援はできないか。以上、答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番、大枠3番につきましてはこども課、大枠4番につきましては福祉課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠3番のパパママ応援クーポン事業についてでございますが、これは新聞紙上でも、新聞社の取材も受けて非常にいい取組ではないかと自負しておりますが、職員のほうから国の予算を使っているいろいろなことができないかということのアイデアで上がってきたものでございます。今回初めての試みですので、もちろんそのデータを基に、その試みが非常にいい試みであったということであれば、今後いろいろな展開も視野に入れながら、その結果を見ていきたいなと思っているところでございます。詳細につきましてはまたこども課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1についてお答えいたします。

まず①の進捗状況は、昨年度までに詳細設計を完了し、今年度は物件補償調査委託を行う予定です。当初予定していた用地買収及び物件補償については、沖縄振興公共投資交付金の配分額が要望額を大幅に下回っているため、追加要望などの状況を見ながら検討していきたいと考えております。

②の凸凹についてです。本工事に着手するまでは、その都度維持管理で対応していきたいと考えております。

③急傾斜の勾配を緩くすることは、奥間南上原線全体の道路用地や地形を考えると厳しいと

考えております。急傾斜で滑りやすい箇所については、滑り止め舗装などで検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 石原議員の大枠2、学童保育の実態と今後についてについて答弁いたします。

①学童クラブの現在の定員数と申込み人数についてですが、令和4年4月1日現在の認可学童クラブの定員数は664名で、申込者数は668名となっております。実際の受入人数は657名となっております。

②の認可されていない学童クラブについてですが、2か所ございます。

③の今後の学童ニーズについてどのように応えるかについてですが、令和4年度の学童の待機児童はゼロ名であり、ニーズは満たしていると考えます。今後、学童保育のニーズが増加する場合は支援数も増やすなどの検討もしていきたいと思っております。

④学童クラブへの支援策の拡大についてですが、現在のところ支援策の拡大は考えておりません。

大枠3、パパママ応援クーポン事業についてです。実施状況につきましては今年度より開始予定で6月1日より事業者募集を行っており、6月20日からは交付申請を受付し、7月1日からサービスの利用を開始できるように準備を行っております。

単年度で終わるのかという質問ですが、まだ開始していない事業のため、今後の利用状況や利用後アンケートの内容も踏まえて検討していく予定でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 石原議員の大枠4についてお答えします。

まず①です。福祉課において、大人世代への貧困対策の事業は今現在、社会福祉協議会で実

施する「困りごと相談所」の開設のみとなっております。なお、国の補助金体系において、福祉事務所を設置する市町村が取り組める事業が多いため、設置していない市町村ではなかなか取り組む事業というのが補助金体系では厳しいという状況がございます。そのため沖縄県で設置する「パーソナル・サポート・センター中部」において、自立相談支援事業などの事業との連携を行っているところでございます。

②についてです。本村の貧困の基準について特段の定めはございません。どれくらいの貧しさをもって貧困と定義するかという指標は、組織や団体、機関、国などによって様々であり、村で独自の基準を定めることは現在困難と考えております。なお、国連の開発計画では「貧困とは、教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的な物・サービスを手に入れられない状態のこと」と定義されています。また、貧困に関する報道でよく用いられている表現として「絶対的貧困」という言葉と「相対的貧困」というものがございます。

「絶対的貧困とは、食料や衣類など人間らしい生活の必要最低条件の基準が満たされていない状態のこと」であり、世界銀行によって、1日1.90ドル以下で生活する状態ということが定義されております。「相対的貧困は国や社会、地域など一定の母数の大多数より貧しい状態のこと」と定められており、例えば所得という観点で見ますと、厚生労働省の国民生活基礎調査においては、「国民の所得の中央値の半分未満の状態」ということが示されております。

③につきまして、対象となる貧困世帯者への支援を行う場合の基準設定が難しいことから、現在のところ議員の質問にある運転免許取得の支援は検討しておりません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁ありがとうございます。では順を追って再質問を少しさせて



もらいます。

まず大枠1番については奥間三差路のほうは少し早めに触ってもらいました。もう一つ、歩道についてもちょうど真ん中当たりの所に厳しいところが、歩いてみたら分かると思うのですが、上から下へ行くと地域の年配の方が、あそこはちょっと厳しいですよという声もあったので、そういうちょっとした平坦にできるか、あるいは滑り止めか何か、特別に工夫をしてほしいと。よろしくお願いします。あと、この奥間南上原線の事業進捗ですが、予算等々もいろいろあると思うのですが、工程表などを後でいただけますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

予定工程表であれば提供できるかと思えます。ただ予算の関係で若干のずれは出てきます。これについては御了承ください。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 後ほど資料をいただければと思います。

次に大枠2番のほうですが、学童クラブについてのニーズは今後も増えていくと思っておりますが、今2か所のクラブについては、まだ認可されていないようですが、村としてはこの2か所についても認可する計画はありますか。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在のところ待機児童がゼロ名ですので、今後またニーズが増加する場合は、増やすことは検討していく予定でございます。ただし、今現在のところは考えておりません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 今後も学童クラブについてのニーズはどうしても増えていくという方向に向かっていると思います。特に今、中城村においては子育て支援のいい村ということで人気もあるし、ここに寄せてくる人たちもまだ

まだ増加の傾向にあるわけです。今人口増を見たらその方向で。ですから当然、小さい子供も増えますが、学童になって成長して、そこで学童も今後どんどん増えていくと思うので、注視をしながら進めてほしいと思います。そしてもう1点は学童保育の保育料についてなのですが、他市町村と比べながらもそうですが、今後軽減できる方法とかは考えられませんか。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在のところは利用料はそのまま継続ということで、保育料の補助等は考えておりません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 学童クラブは基本的には保育料を徴収して、そして補助金等で対応して経営しているわけですが、これまでも送迎バスの導入とか、支援の導入とかいろいろやっていく中で負担軽減がなされたかと思うのですが、例えば施設の賃借料とか、そういう支援も今後検討できるかどうかをお尋ねします。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほどの家賃補助については、現在のところ予定はございません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 答弁の中では予算がないから予定はないということになるのですが、考え方としては先のことを私たちは質問しているので、方向性も含めて検討の余地があるのかとか、そういうところも含めてこの部分に今後はやっていってほしいと思います。ぜひ、今やっていないからやらないではなくて、予算がないからやらないではなくて、やる方向の部分も議論しないと前に進まないと思います。新しいアイデアとか、そういうのも導入してほしいということもありますので、そこら辺もまたよろしくお願いします。

大枠3についてですが、今、6月1日から募集。それから20日から申請して実施に行くとい

うことですが、このクーポン事業の中身について、この受ける側、クーポン券を受ける側の事業の内容は村内事業所も、あるいは村外事業所も併せて募集する予定なのかどうか。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 利用できるサービスの実施事業者につきましては村内の事業者のみならず村外の事業者も広く募集しております。現在のところ4事業所が手を挙げている状況で今後も、まだ募集をしている段階ですので、また募集があればまた精査していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 サービスを実施するに当たって、引き受けてくれる側が見つからなければクーポンを配布しても、やってくれるところがいなければ見送りになってしまう可能性もあるわけですね。そういう面からすると、やってくれる依頼先の確保というのは大変重要だと思し、全部が全部事業者じゃないとそれはできないのかどうか。あるいはもっと緩い意味でのサービスの依頼を個人的にやってくれる方々とかも考えられますか。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在、実施要項等は整備しております、事業所と委託契約を結ぶということになっております。ですから個人と契約するというよりは法人と契約するということを想定しております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 今回のこのサービスは、なかなか新しい項目というか、どちらかというと今まであまりしない柔らかいサービスなものだから、事業所自体がそれを取り扱っていますよというのがなかなか見つからないのかなと。それでこれだけのニーズの件数があってクーポン券をばーっと出したのに、利活用できなかったというふうにならないかなという心配

をしております。そういう面では、必ず事業所という限定のところをもう少し緩めないと、クーポン券が使える所にもっとできるような方法を今からでも考えていたほうがいいのかと思いますので、そこら辺も御検討をお願いします。

次は大枠4についてですが、貧困については中城村もそうですが、子どもの貧困としていろいろ事業は進められてはきているのですが、子供の貧困はもともととえば大人の貧困が原因じゃないかと。若者の貧困もある意味では同時に対策すべきじゃないかなと思います。そういう面では今、課長のほうからは福祉事務所を抱えている市あたりは、市の福祉事務所の段階でいろいろな事業とかに取り組める可能性があるというのですが、中城村は合同の中部福祉事務所ですか、そこで県のほうにしか委ねられないところがたくさんあるかとは思いますが、今後はそこら辺も、また逆に県とも連絡を取りながら大人の貧困もしっかりやってほしいなというふうに思います。子どもの貧困は今、ぼちぼちやってはいるところだと思うのですが、居場所づくり等いろいろ。それも併せて大人の部分も今後必要になってくると思います。

あと、最後の貧困世帯に運転免許の支援をしてほしいと感じております。というのは実際に若者が就職したり、そういうときに運転免許保持の資格要件とかが結構あるのです。だから貧困で運転免許が取れない、で就職になかなかつながらないと。そういう状況もあると聞いています。そういうことも含めると何らかの形で運転免許の支援ができるのであれば、全国をいろいろ調べてみて何か手がかりを見つけてほしいと思います。そういうことで村民が貧困から脱出できるように、あるいは解決できるように取り組んでいってほしいというふうに考えています。さっき課長からは対象者の把握が難しいということもあるのですが、それも含めてお互い研修して、検討して貧困とは何ぞやと。中城村

において貧困とは何ぞやというのを、もう少しみんなで議論しながら村内の貧困を解決していったらと思っております。

質問は以上になります。いろいろ答弁をしてもらいましたが、住民サービスがさらに充実することを願って、これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（13時55分）

~~~~~

再 開（14時05分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイグスーヨー、チューウガナビラ。通告書に基づきまして、これより一般質問を行います。

大枠の1番、村道整備事業の件。先ほどの石原議員とちょっと重なる部分もありますが、切り口は全く違いますので読ませてまいります。村道奥間～南上原線の渋滞緩和のため、国道向けに2車線化する拡張計画の整備事業について、今年度着手予定の用地交渉・物件調査・物件補償等業務の進捗状況を伺う。

大枠の2番、災害関連緊急治山事業の件。昨年、南部林業事務所が管轄する奥間宇津原の治山ダムの復旧工事完了後、6月の豪雨の影響により山腹の崩壊が発生し溪流内に多量の土砂が堆積しており、土のうを積み上げて下流への流出を防いでいる現状があります。崩壊拡大及び土石流抑制対策を行ない、土砂災害を未然に防止するため災害関連緊急治山事業計画の説明会が昨年11月に担当課を交えて奥間の公民館のほうでありました。現在、調査測量設計委託業務の継続中と見受けられるが、事業進捗状況の情報は何を得ているか伺います。

大枠の3番、中学校移転用地確保の件。中学校移転用地の取得交渉について、めどの見通しと状況はどうか伺います。

大枠の4番、4回目ワクチン接種の件。接種対象者が60歳以上か基礎疾患のある方を対象に、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種が実施されることになりました。接種体制について伺います。

大枠の5番、一斉清掃に関連した青葉苑の受入体制の件。春の一斉清掃が去る5月15日に予定されていたが、あいにくの雨で全自治会で中止、もしくは延期になったと思われます。奥間自治会では、事前に延期日を5月29日の日曜日に決定しておりましたので、当日は雨もなく無事終了することができました。残念なことに青葉苑の受入れができなく、刈り取った大量の草木を一か所に集積する作業が重なり、かなりの労力を要していました。自治会長からは事前要請や担当課の対応等、あるいは対応策等についての内容については確認はしております。今後の環境美化の観点から検討課題として青葉苑の受入れ体制を考慮されるよう要望したいと思っております。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番は産業振興課、大枠3番につきましては教育委員会、大枠4番がこども課、大枠5番が住民生活課でお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠4の4回目ワクチン接種について所見を述べさせていただきますが、3回目接種の結果からしますと、3回目接種が進んだおかげといたしますか、あれだけの感染者数の中でも重症化率をかなり落とせたという結果が残っておりますので、もちろん感染者が少なくなることが一番ですが、感染しても

重症化しない、軽症で済むということをしっかり啓蒙して、4回目ワクチン接種も積極的にやれるように。前回同様また自治会の協力なども得ながら担当課としてはやっていくようですので、しっかりと我々もそれを広げていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の中学校移転用地の取得交渉に関してですが、現在のところまだ進んでいない状況であります。詳細については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1についてお答えいたします。

先ほどの石原議員の答弁と重複しますが、今年度は物件補償調査委託を行う予定です。当初予定していた用地買収及び物件補償については、沖縄振興公共投資交付金の配分額が要望額を大幅に下回っているため、追加要望などの状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 伊佐則勝議員御質問の大枠2についてお答えいたします。

奥間災害関連緊急治山事業の設計業務につきましては、本年6月中に完了し、そして今年の8月頃から工事に着手して令和4年度中に完了する予定ということで、南部林業事務所のほうに確認しております。また、奥間復旧治山事業の設計業務、もう一つの事業ですが並行して行っており、こちらにつきましては令和4年8月頃に設計を完了し、令和4年10月頃から工事に着手し、令和7年度まで3年程度をかけての工事をする予定ということでお伺いしております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠3について

お答えいたします。

中学校の移転用地取得に係る用地交渉は現在、まだ行っておりません。教育委員会としては、中学校の移転を行うために学校用地はできるだけ早く取得したいと考えております。現在、5月末に耐力度調査の結果の報告がありました。移転に必要な数値の結果が出たと認識しております。今後はこの調査結果を県に提出し、県において精査、確認ができ次第、耐力度調査が確定します。補助金の活用ができると考えておりますので、教育委員会としましては早急に用地取得の時期の判断を行いたいと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 4回目ワクチンの件についてお答えいたします。

①について、5月25日付予防接種法の一部改正により、4回目接種の実施が示されました。4回目接種により、高い重症化予防効果が得られます。現時点で得られている科学的知見により、対象者は大きく二つのグループとなっております。接種の対象となるのは、3回目接種から5か月が経過した①60歳以上の方、②18歳以上で基礎疾患を有する方、または重症化リスクが高いと医師が認める方です。60歳以上の方のうち、3回目を4月までに接種した方については、これまでと同じように役場が接種会場及び日程を割り振ります。75歳以上については自治会長が予約票を直接お届けし、接種の案内をいたします。74歳以下につきましては予約票を郵送いたします。接種券は6月中旬頃郵送いたします。

②の基礎疾患の有する方については、把握が困難なことから、3回目接種の予診票に疾患があると記載がされている方へは接種券を郵送いたします。それ以外でも、基礎疾患の自己申告に基づき随時接種券を発行いたします。予約はネットでもお電話でも直接窓口でも承ります。接種会場等は引き続き村内4医療機関での個別

接種に加え、吉の浦会館での集団接種も行います。3回目接種を2月1日から開始いたしましたので、その5か月経過した7月1日から開始いたします。終了は今のところ9月30日の予定となっております。使用するワクチンはファイザー社製を主に使用しますが、吉の浦会館にて、モデルナ社製ワクチンの予約も承ります。御自分で接種会場まで来所できない方については、送迎タクシーの利用ができるように手配をいたします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠5、一斉清掃に関連した青葉苑の受入体制についてお答えをいたします。

村におきましては、5月に「春の一斉清掃」、10月には「秋の一斉清掃」を令和3年度から条例を適用し、環境美化の日を定めてその一環として、清潔で快適な生活を送るために、日頃から多人数の集まる場所や施設、生活用道路などの草刈りを行い、環境衛生に対する意識を高め、村全体の環境美化に努める運動を展開しようとして、生活環境及び公衆衛生の向上のため、村の事業として実施しております。この場を借りて村民の皆様へ御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。御指摘の今回の受入れ体制については、ごみ処理場、青葉苑と役場との連携調整不足のため村民の皆様へ御迷惑をおかけしましたことについては、申し訳ございませんでした。議員のおっしゃるとおり、5月は梅雨時期と重なっているため、次回からは事前に雨天時でのごみ受入れ体制対応について、清掃事務組合としっかり協議をし連携し振替日、予備日も設けるなど、または時期をずらして開催するなど、各自自治会と意見交換を通して連携しながら、村の環境美化に努めてまいります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは再質問をさせていただきます。大枠の1番、令和2年度当

時、地権者については9名ですか。土地物件も含めて、そのいわゆる補償対象者は全く変更はないですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

用地につきましては12筆、11人で変更はありません。物件補償対象についても変更ないものと考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 先ほど大幅な事業予算がカットされているという答弁がありました。質問のほうで私もそれを確認しようと思っていたのですが、今年ですね、今年度予定のいわゆる用地購入費の件、それと物件補償の委託業務の件ですね。それと実際の物件補償費の支払い。その3点を今年度予定しているかと思いますが、それで進めようと思っているかと思いますが、まず用地費だけで、これは令和2年度、実際に奥間南上原線の概算事業費としてもらえるはずの工事費。その当時の概算で土地購入費だけで2,800万円。今年度の予算書で用地購入費が1,400万円計上されております。2分の1。物件補償費で令和2年度の概算事業費で1,800万円。今年度の予算書で物件補償費として1,200万円の計上。その2点だけでもかなり減額をされているということでございます。おっしゃるとおり恐らく再度要望をして、やはり増額をしていただかないと、今回予定の事業が推進できないという事態になるかもしれない。そこら辺は市町村整備事業費から予算は出てくるかと思いますが、その要望については今、作業に入っているのかどうか、よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

毎年7月と11月に市町村間流用というのがありまして、要望しているけれども不用となる市町村から配分がある可能性もございます。それからまた12月にはそれを受けて追加要望等もあ

りますので、それに今は要望として上げていく予定としております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 県から各市町村の事業費として事業費が割り振りされた。やはりそこら辺がほかの市町村から、その分はお返ししますよと。要はその予算がもらえるかどうかがあるのかな、要望としては。余分に県のほうに戻ってくる、その予算が出た場合にはそのほうに充てたいと。要望している額に充てたいということですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

各市町村の状況を確認して集計になると思いますが、そこに要望を上げておけば追加補正として上がる可能性は十分あると考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 その県との交渉につきましては7月から始まるということですね。ぜひとも踏ん張ってもらって本年度の事業がしっかりと遂行できるように頑張ってくださいと思います。そうでもなければ次年度、令和5年度からは実際の整備工事に入る予定ですよ。そこら辺の概算予算の要求については県との交渉はいつから始まるのですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和5年度の概算要求としては5月に一応ヒアリングを終えています。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ヒアリングの内容というのはどういうふうなことですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 村が予定している事業の工事費でありますとか、あと今年度内示額が少なかつたものですから、今年度で追加ができなければ、その分も次年度に要求していきますよということで調整しております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 仮の話、場合によっては今年度の不足分も含めて次年度の工事費と一緒に要求していくということで理解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 要求としてはそのとおり行っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 できればしっかりと今年度、令和4年度の予定の事業費が追加確保できるように、ぜひ頑張ってもらって工事費につきましては工事費として令和5年度の概算要求をしっかりともらいたいと思います。では1番目はひとつよろしくお願ひします。

では大枠の2番、治山ダムの件でございますが、先ほど答弁がありました。6月までに委託作業で詳細設計まで完了するということですね。昨年の事前説明会では、いわゆるその調査、詳細設計まで、この工程はあくまでも予定ですから、令和3年度の3月、今年の3月まででその委託業務を終わって、令和4年度、今年の4月からはいわゆる対策工事、本工事に入りますよと。その予定が令和4年から令和7年度までですか。4か年ぐらいかけての大々的な工事になるかと思ひます。そこら辺はそういうことで工事は進んでいくかと思ひますが、ぜひ昨年の11月に担当課も交えて説明会を開催したように、南部林業事務所と調整をしていただきまして、中間の報告会というのか、説明会というのか、そこら辺を要請したいなと思ひしておりますが、説明会の形は前回同様でよろしいかと思ひますが、先方の都合も確認しながら、そこら辺調整できたらお願ひしたいなと思ひしております。よろしくお願ひします。

大枠の3番目、まだ手つかずの状態ですかね。耐力度調査のお話がありました。これが6月いっぱいでは……、耐力度調査についてもう一

度お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

業者から5月末に耐力度調査の結果が上がっております。耐力度調査を基に県で審査していただく段階に来ております。審査の期間については、およそ4か月ほどかかるということでお話がありましたので、9月頃までにはその結果が出ると教育委員会は判断しております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 課長からの先ほどの答弁の中では、非常に期待できそうな雰囲気ですが、私には聞こえたのですが、そこをもう一度お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

調査結果については、小学校及び中学校については耐力度はないということで結果が出ておりますので、その結果に疑義がなければそのまま補助金の確定はできるものと考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時34分）

~~~~~

再 開（14時35分）

○議長 新垣博正 再開します。

伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 耐力度調査の結果、補助金が出る可能性も高くなったという判断ですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えします。

現時点では補助に該当するというふうを考えております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 補助金が出ると助かりますね。要するに用地交渉もぼんぼん前に進

められていくと。耐力度調査でもって補助金がちょっと難しいよということであれば、土地の交渉に着手するのか。要するに先行投資で準備しておくのかと。いろいろ皆さんの中でもあったと思います。小学校の2校が令和8年末、今のところは予定ですが津覇小学校で令和8年ぐらいの引き渡しですかね。翌年、1年待ちで中城小学校の引き渡しということも重なってきます。そこに中学校の建設が入ってくる。同じ時期ぐらいにその3校の新設、移転等を抱えると。やはり今の現況では資材単価がものすごく上がっているようでございます。当初、3校の新設の件での、要するに当初の財政計画、予算組みとかなり隔たりが現状あるのではないかと思います。そこら辺が今後、補助金があれば非常に助かる話だとは思いますが、中学校が県の審査にしっかりと通って、計画どおりの事業が執行できたらなと思っておりますので、いろいろと産業振興課の関わりもあろうかと思います。まちづくり推進課との横の関連もあって、皆さん一生懸命頑張っているかと思っておりますので、当初の事業の目標がうまく具合に進むことを目指して頑張っていただければなと思っております。

4番に移ります。内容につきましては説明で十分わかりました。今、防災無線からも放送をやっております、大体内容については村民も理解されているかと思っております。3回目のワクチンの接種率、それを現時点で数値が分かるようでしたらお願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 最新のデータなのですが、3回目接種率は全年代で42%となっております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ではプロジェクトチームでしっかりまた4回目。2回目、3回目もまだ続いてはいるかと思っておりますが、4回目のワクチン接種もしっかり対応していただきたい

と思います。

大枠の5番、事前に長期予報で自治会長は判断していたかと思いますが、5月15日については皆さん、全自治会恐らくできなかったでしょう、あれだけの雨でしたので。事前に分かっていたので、事前放送も区内はありました。当日の朝放送して、5月29日に延期しますと事前にそういう案内があって、自治会長は自治会長で担当課とそういうような相談、いわゆる青葉苑の受入れ体制、協力要請があったかと思えます。そのときには担当課のほうも土のう袋ですか、そこに入れて置いてもらえれば後日回収しますというお話もされたようなのですが、トラック2台ぐらい出します。恐らく草木を1台で10回分近く運んでいるかと思えます。たまたま農村公園がありましたので、それだけの台数の草木が出たものですから、結局、処理についてはミニユンボで穴を掘り込み、そこに埋め込みしたということで、それだけの台数の草木を一か所に集積して、枯らして野焼きにするということもできないわけですから、そういう処理の仕方をしたということでございます。つきましては、たまたま5月15日があれだけの雨だったのですが、今年と同じ時期、例年の3倍の雨量と言われておまして、この間、春、秋通じて私の記憶でも雨天で一斉清掃日が延期になったというのは、どうも記憶にないのです。たまたま今年はそういうような雨で、担当課のほうにも対応はしてもらったのですが、ただこれだけの個別対応にはなりますが、そういう事情は理解していただいて、しっかりと青葉苑とも調整をして、受入れ体制ができたら非常に仕事的にもよかったのかなという思いはありますので、今後はそこら辺もしっかりと対応するというところでございますので、お願いしたいと思います。例えば今回のような同じ事態が生じた場合、事前に日数に余裕を持って、こういう協力要請があれば青葉苑の受入れ体制については

しっかりやってくれるのか、もう一度確認します。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

貴重な御提言ありがとうございます。議員がおっしゃるとおりに、しっかり対応をしてみたいと思います。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 ありがとうございます。力強い宣言がありました、しっかりとまた我々も環境美化に努めていきたいと思っておりますので、そういうときの協力体制をしっかりと取っていただきたいと思っております。以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時46分）







## 令和4年第6回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和4年6月10日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和4年6月14日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和4年6月14日（午後2時56分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 5 番                                | 桃 原 清     |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 比 嘉 昌 子   |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | ま ち づ くり 推 進 課 長                   | 金 城 勉     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 欠 席                 | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生 涯 学 習 課 長                        | 渡 久 地 真   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。議席番号8番、大城常良でございます。議長の許可が出ましたので、これより通告書に従いまして一般質問を始めたいと思います。

早速大枠1番、施政方針より、幼稚施設の発展について。①吉の浦保育所の認定こども園移行を進めるとありますが、現状の課題及び、こども園移行のメリットを伺います。②職員の処遇面に変化はないか。保育料の増減はないか。また、障がい児の受入態勢はどうか伺います。

大枠2番、こども医療費助成制度について。

①今年度より全県で中学校卒業まで医療費助成が拡充されました。そこで子育て世代から年々要望が多くなっている高校卒業まで助成対象を拡充して、経済的負担を軽減できないか。伺います。

大枠3番、議会のライブ配信導入について。

①議会の活性化、透明性、活動状況等、傍聴に来られない村民がいつでも見られるようにライブ配信を導入する考えはないか伺います。

大枠4番、西原浄水場周辺でのPFAS漏出及び、水道水(PFAS)問題について。①西原浄水場周辺での基準値を超えたPFAS漏出について、今後発生源の特定に向けた取組を行うとあるが、村としてどう取り組むのか。②基準値を超過した場所を含め、土壌調査を行う必要があると思うがどうか。③北谷浄水場の直近のPFAS含有量の値は。また、石川浄水場の含有量はどうか。④村として北部ダム水源からの供給量増量を要請したことはあるのか伺います。⑤上地区において水道料金の減免措置は可

能なのか。または出産した方が、これはいわば母子手帳を申請しに来た方です。出生届を提出したときに利用できるよう、浄水器の購入費用を補助する考えはないか。村長の見解を伺います。以上、前向きな答弁をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましてはこども課、大枠3番につきましては総務課、大枠4番につきましては住民生活課と上下水道課のほうでお答えいたします。

私のほうでは大枠1番の認定こども園について所見を述べさせていただきたいと思いますが、これは村としても初めての試みの官民連携した形でのこども園ということになります。大変楽しみにしているところが多々あります。3年保育・教育がもう当たり前に実現できるということで、かなりの部分で保育と教育が充実した形で行えるなということをまず期待しております。そして何よりも保育に欠ける御家庭と欠けない御家庭が区別されずに、同じように子供さんを預けることができる、預かることができるという面で大変大きなメリットがあるのではないかと考えておりますので、今後順調に工事が進み、来年の開園を楽しみにしておきたいと思います。詳細についてはまた担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠1、幼稚施設の発展について、①認定こども園移行について答弁いたします。

保育所を利用するには保護者が保育認定を受ける必要がありますが、認定こども園へ移行し1号認定を設けることで、保護者の就労等に関係なく援助を受け入れることができます。さらに、入園していない児童を一時的に受け入れる

一時預かりも可能となります。また、認定こども園化の要件として、子育て支援機能を備える必要があるため、子育て支援センターの設置や相談活動などを実施し、保護者の子育て支援が可能となります。

②について答弁いたします。職員の待遇面に変化はございません。また、保育料についても施設の形態で決めるものではないため、影響はございません。特別な支援が必要な園児については、村内の私立保育施設には積極的な受入れを行っていただき、福祉サービスにも大きく寄与していただいておりますが、それでも体制確保ができないケースがあり、全ての園児が希望園に入園しているわけではありません。吉の浦保育所では福祉行政の役割として、これまで支援が必要な全て園児を受け入れておりますが、今回の移行により、就労していない保護者でも利用することが可能となるため、受入れの拡充・支援体制の強化につながるものと考えます。

大枠2、こども医療費助成制度についてお答えいたします。令和3年12月定例議会でも同様の質問がございましたが、当時の12月の答弁ですが、「こども医療費助成制度につきましては、本村は先んじて中学卒業までの無償化で取り組んでいたところ、来年度の県の拡充をもって当初の目的は達成されたと考えますため、現在のところさらなる拡充の考えはございません」とお答えしたとおり、拡充の予定はございません。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 議会のライブ配信導入についてお答えいたします。

議会の傍聴に来られない方に対し、議会の生の映像を配信するのは身近な議会、開かれた議会が実現するとともに、住民サービスの向上につながるものと考えております。併せて近年、新型コロナウイルス感染症の影響で議会傍聴を控えている方々に対しましても有効な手段であ

ると考えております。導入につきましては、議会におきまして十分に議論をしていただき、議会の総意として村当局との調整が必要であると考えます。また、導入に当たりましては高額な予算が伴うことから、導入による効果も踏まえ、財政的な調整も必要であると考えております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠4、①②について一括でお答えいたします。

まず①の発生源の特定に向けた取組を行うとあるが、村としてどう取り組むのかについて。村の対応としましては沖縄県・西原町と連携し、暫定指針値を超過した地点の地下水等モニタリングを継続するとともに、周辺での地下水の利用状況の把握に努め、必要に応じて水質調査を実施する中で、特定に向け主幹である沖縄県と隣接する西原町と連携協力し、課題解決に向けて取組に努めてまいります。今後は主幹である沖縄県、隣接の西原町と連携し、協力することになっており、四半期に1回、意見交換会を開催することとなっております。

②について、まずは発生源の特定に向けた取組に努めてまいります。土壌調査については、去る5月11日の会議で要請はしております。県環境保全課見解では、土壌のPFOS汚染は現在、基準値やガイドラインがなく評価が難しいと述べるにとどめ、今後西原町と連携し、必要性について検討し、県へ要請をいたしたいと考えております。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは大城議員の大枠4の③から⑤までの質問にお答えいたします。

まず③についてお答えします。北谷浄水場4月のPFOS及びPFOAの検出状況ですが、平均で4ナノグラムパーリットルです。石川浄水場においては、1ナノグラムパーリットル以下の状況です。

続きまして④についてお答えいたします。令和元年に村長より沖縄県企業局長宛て、ほかの水源確保等の要請を行った経緯はあります。

続きまして⑤についてお答えいたします。受水団体である中城村としましては、国が定める暫定目標値の50ナノグラムパーリットル以下の値であることから、水道水の安全は担保されていると考えますので、減免措置や浄水器の購入補助の考えは現段階では予定しておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠1番のほうからです。村長が言われたとおり、認定こども園に移った場合には3年保育ができる。そして大きなメリットもあると。私もこれは理解をしております。今、新しく民設で民営していくところは子供の数が約300名ほどということで、村立の保育園は今150人が定員になっているわけですが、これは例えば村立保育所が村立の認定こども園に移行するという段階になった場合、いつ頃をめどに、これを移行する計画がまだ定まらないのか。それとも定まっています、大体いつ頃をということ考えているのか。それをお聞かせください。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 令和5年度の4月からの入園に向けて計画及び準備をしているところです。4月入園ですので11月から申込みを始めますので、今後また準備を進めていきたいと思っています。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 私としてはちょっと早いかと思っていますのですけれども。その旨、今保育所に通っている5歳児は来年小学校に入るわけですから、その4歳児以下の子供たちについての説明とか、そういうものはもう終わっているのか。それとも今からやる予定でいるのか。保育所が認定こども園に変わりますよとい

うような広報というのか、それは今からやるのか。そのあたりはどうですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時15分）

~~~~~

再開（10時16分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 昨年度、令和3年12月に保護者説明会を実施して周知は済んでおります。今年度、今現在いる在園のお子さんと保護者に対しては、7月から8月に説明会を実施する予定でございます。11月申込みに向けて、いろんな保育施設がございますので、保護者が選択できるように準備を整えたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ちょっとまとめてみましょうね。民設民営の認定こども園は来年4月の開園ですよ。向こうに今造っている。それと同等に、来年の4月から吉の浦保育所も認定こども園として開園するというので理解していいわけですね。その説明会を7月から8月頃やるということですね。分かりました。

では今、その吉の浦保育所のほうです。恐らく保育所に預けるとい村内の方々やはり金銭的な問題、そういうところも含めてあると思いますが、課長は先ほど何の問題もないと。例えば職員の処遇面とか、保育料の増減は全然ないということですが、その方々の保育料の問題がないということは、これはやはりそのまま軽減はやっていくということですか。

○議長 新垣博正 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 保育料の算定については保護者の所得とか、その辺を加味して算定されますので、みんな一律の保育料ではござい

ませんので、それぞれで対応できると考えております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時18分）

~~~~~

再開（10時19分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 その辺もしっかりと調整していただいて、やはりあちこちに預けるといよりは保育所に預けたいという方もいらっしゃると思いますので、そういうところはぜひ十分気をつけて、その家庭はどうなのだろうと。やっていると思うのですけれども、そこはまたメリハリのついた、補助すべき世帯は補助するということをしっかりやっていってください。

次に、今幼小のアドバイザーが、支援員がいるのですけれども、その方はつなぎ役として、これは来年度以降も継続して採用をしていくのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

幼小接続アドバイザーについてですけれども、現在、中城村教育委員会は5歳児保育と小学校の接続をスムーズにするために幼小接続アドバイザーを雇用しております。来年度、公立の幼稚園2園が閉園という形になりますが、幼児教育は認定こども園になっても継続されると認識しておりますので、私どもとしてはできるだけ幼小接続アドバイザーについては引き続き雇用ができるように、こども課と調整していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この件についてはぜひ、今までどおり幼稚園でなくなるからそれは廃止ということではなくて、やはり認定こども園であろうとしっかり1年生になるわけですから、

そこはアドバイザーをしっかりと整えて、今後もこれを継続していくということでやっていってください。よろしくお願いします。

あと支援の必要な子供ですね、先ほど課長は確保できないところがあると。例えばこれは軽度の支援が必要な子供、あるいは重度の支援が必要な子供がいると思いますが、そのあたりは民間の認定保育園では、例えば軽度は引き受けるけれども重度は受けないというようなやり方もあるのかどうか。お答えください。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時21分）

~~~~~

再開（10時22分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

これまで私立の保育施設で断ったケースはございませんが、ただ、希望園に入園しているのではなくて、また全てが全て希望する園に入園できるわけではなくて、やはり別の保育所を紹介するということがあったということです。どうしても受入れが難しい場合は、吉の浦保育所で受入れをしております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この民設の説明会に私も参加したのですけれども、こうして支援が必要な子供を引き受けるというように断言しているようなことを言っていたのですが、その中で例えば保護者が「ぜひこちらに入れたい」というところで行きますと、今の課長の話では「いや、こっちはできないよ」というような判断に至る場合もあるのかと今思っているのですけれども、でもそのあたりはしっかり保護者の要望に沿った形で、どうしてもできないというのであれば、しっかりその保護者を説得して、そのほうがいいですよというところをやっていってください。よろしくお願いします。

これは例えば、今よく言われているインクルーシブ教育というのがあります。そのあたりで、これは障害があるなしにかかわらず共に学ぶことということであるのですけれども、やはり保護者としては、みんなと一緒にさせたいという思いが強いと思いますので、その辺をじっくり協議して、できるのであればみんなと一緒に。そうでなければ、先ほども言ったとおり理解してもらおうという取組で認定こども園への移行はやっていってください。

次、大卒の2番、こども医療費助成制度に移ります。課長の答弁では、まだまだ考えるところではないということですが、これは去年の12月議会で麻乃議員からも質問がありました。令和2年度も12月議会でありました。その中でも当初の目標は達成されたという答弁があって、今回も同じ答弁ですが、今県内の11市町村が高校卒業まで拡充していると。さらに検討中の市町村が3つあるものですから、そのことを考えれば、やはり高校卒業まで拡充して初めて私は目標は達成されたと思うのですけれども、村長はその件についていかがお考えでしょうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

私の考えとしましては、今議員がおっしゃる11市町村ですか、どここの市町村もやっているからこうだという考えが基での決断はするつもりはございません。本村にとって何が最優先で、やらなくてはいけないのか。それを常に考えながら、優先順位をつけて施策は行っていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今でもやはり高校進学率、これはもう100%近くになっているわけです。98.何%ということですが、そういうことも考慮して、やはり私は優先政策として、今村長が言った優先すべきものは何だろうとい

うのも含めて、小中学校が医療費は無料だということで、急に高校生になったから、今度はまた医療費が発生しますよということになった場合には、やはり村民も高校まではしてほしいなという話が私のほうにも多々届きます。これは要望もあります。そういうところも含めて、やはり優先政策として私は十分村民の理解を得られると思っておりますので、ぜひともこれは前向きに検討していただいて、先ほど村長が言った11市町村があるからやるものではないということですが、やはり村民の要望がそれだけあるのであれば、しっかり受け止めていただいて、小中高そこまで、今では高校は義務教育の一環としか見られないというところもあるものですから、そのあたりもぜひ吟味して、机上に乗せて、しっかり議論をしていただきたい。この一、二年のうちにはぜひ達成できるようにお願いしたいと思っております。

この子供医療費助成制度については、やはりこれは前の麻乃議員の話にもあるとおり1,500万円ぐらいの予算が削減できて、600人以上の高校生の子供たちが、その利益を受けるということですので、予算も約600万円ぐらいが支出は出るのですけれども、十分対応できる予算ではないかという話がありましたので、そこもしっかり踏まえて、ぜひ行政として優先順位、これは確かに子育て、いろいろな政策、大きい政策もあろうかと思いますが、そこは村民の要望をしっかり聞いて、上位のほうにランクをつけて近いうちにはぜひ、村長の考えもあろうかと思いますが、課で、そして庁議でしっかり議論して、それを実行していくというところは進めていただきたいと思っております。これもしっかりやってください。こども課長もしっかり提案していってください。

それでは議会のライブ配信について、3問目に行きたいと思っております。課長の話では住民サービス、それから議会の総意が必要だというところ

ろで、財政的な取組もあろうかと思っております。現在30の町村が県内にはあるのですが、その中で9町村でライブ配信が導入されております。私は電話でちょっと聞いたのですが、導入している議会では、やはりコロナ対策に大いに役立っているというところもあります。あとは議会の透明性が高まった意見や、あるいは若者の議会に対する関心度が高まったということもあります。あと議会の影響は大分大きいですよというふうに、今まで電話もしなかった方々から、若い方々が、「あの人の一般質問を聞いたのだけれども、これはどういうことなのか」というような質問も出てきたというところで、大変喜ばしいことだということで話されておりました。

また、中城村の村民の方々からも「我々は傍聴にも行けないし、仕事であるために、この議会のライブ配信は議会傍聴に行けない方々に対して、ぜひ取り入れてもらえないですか」という話もあるものですから、今回このライブ配信を出したのですけれども、それについて先ほど課長は、議会の総意があれば十分可能だと、そういうふうに私は判断をしているのですけれども、それについて議会の同意があればできるというところで私は理解しているのですが、それでよろしいですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

議会において十分議論をしていただきまして、議会の総意として村当局と調整をしてほしいということで答弁をいたしました。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは先ほど財源の問題があるということですが、やはりこれは初期費用が約250万円ほどかかると。例年、年間約200万円ぐらいの予算になると。これは事務局に調べていただいたのですが、そういうのを踏まえて費用対効果が十分取れるのだろうか

など私は思っているのですが、そのあたりも十分対応していただきます。そして、これはやはりほかの事務局に聞いた場合に、コロナ対策に大いに役立っているというところがあるのです。それについては、コロナ対策地方創生臨時交付金、そういうものも含めて使えないか。その予算が充てられないか。それが可能なのか。それはどういう判断をいたしますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

導入したいというところがまだ村として決定しておりませんので、コロナ対策交付金が使えらるかどうかなどを検討したことはございません。もしコロナ対策の交付金を使えるようであれば、可能性的には高くなるのかということを感じております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは、やはり今、デジタル社会で非常にデジタルが推奨されている。そんな時代に今からなっていくだろうと思っているのですが、ぜひその対応を、議会活動を広く村民に知らしめるためにも、この活動は十分、私は村民も理解をするだろうと思っております。先ほど言った議会で調整をして、我々もしっかり対応していきますので、行政のほうもその要望が出た場合にはしっかり受け止めて、先ほど言ったコロナ交付金の予算の活用も踏まえてやっていただきたい。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは4点目に移りたいと思います。西原浄水場周辺のもので、まず1点目から、これは村の調査場所が5地点、それからプラス2地点で7地点になっていると思いますが、それで間違いはないですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

間違いありません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは当初、西原浄水場のブロックに亀裂が走って、そこからの問題発生だと認識しているのですけれども、この中城の5か所、あるいは2か所、どういう経緯でそこを調べようという話になったのか。そこを調査したのか。その根拠は何なのか、お伺いできますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

当初、令和3年11月30日に西原浄水場の敷地内の湧き水より、PFOS等が検出されたことを沖縄県から報告がありました。それを受けて村では令和3年12月10日に中城村、特に農地、和宇慶土地改良区5か所、井戸について調査を要請したところでございます。その調査要請の箇所については、まず土地改良区というところと、あとまた農地であるというところがございましたので、早速その辺の状況を要請したところでございます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 ということは、浄水場に近いか、そっちは農地でもあるし、例えば果物とかを植えている場所もあるというところで、その5か所を最初に設定したということによろしいですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。
はい。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 そのあたり、今会議が四半期に1回ということで予定をしていると答弁されていたのですけれども、ちょっと長過ぎるのではないかと思います、やはり1か月に1回ぐらいは担当課、中城、西原町、県も交えて、進捗はどうなっているのというような。村から県には要望書も出しているわけですから、その回答も得ながらしっかり対応してほしいと思

ますが、そのあたりはいかがですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

これからの取組として、会議は今議員がおっしゃるとおり四半期ごとに持ち回りで開催するというように決定しております。今回は8月ということになります、四半期ごとであります、当然我々村も西原町と連携してそのPFOS等についての要請をしておりますので、進捗状況については随時確認していきたいということで考えております。その中でまた新しい情報、結果が出ましたら御報告をしたいということで考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 まず私が一番疑問に思ったのは、西原町議会は去年のたしか11月30日に議会で全員協議会を持って、そのPFOSの件について説明会を持たれているわけですね。我々議会では今年の3月だったかな、もっと遅くだったかな、大分ずれて説明会を行った。だからそのタイムラグというのは、ある程度の結果が出るまでは議会に話をしなくてもいいのかと、そういう雰囲気はちょっとあるものから、そこをしっかりと対応していただいて、西原町がやったのであれば、やはりこちらもやるべきであって、その期日周辺でしっかりと説明をするということは今後改善できるかどうか。その点、いかがですか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

今議員御指摘のこの経緯の報告としては、去る4月18日の臨時議会、そのタイミングとしては、ちょうどその前の4月15日に沖縄県からそのPFOSについて新聞等を通して公表されたということで、とにかく一日でも早く住民の皆さんには報告するということがございまして、

その臨時議会で報告したような経緯でございます。確かに西原町は議会運営委員会等でそういった報告をしたということで西原町から報告が来ておりますが、またそれを受けて、去る議会運営委員会の中でもできるだけ報告をするものだと思います、また議会運営委員会でも報告する。今後はさらにそういったことで、先ほども言いましたように新しい調査結果が出て、新しいその経過に基づく報告は随時、進捗状況についても報告したいということを考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 そういう結果がちょっと変わったというようなところがあればしっかり説明をして、我々はいつでも結構ですので、しっかり説明を行ってください。

最初の答弁で、超過した地点の地下水のモニタリング、これは継続してやるという答弁があるのですけれども、これは頻度としては大体月1回、あるいは月2回、2か月に1回、どのあたりの頻度を目標にしているのか。それをお答えください。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

今調査についての頻度ということの御質問でございますが、基本的には主幹である沖縄県のほうで調査をしてまいります。その中で、頻度については今後調整するということになっております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 例えば中城、西原町からの要望として、その頻度を毎月1回やってくれとか、そういう発生した場所の要望というのは、県はなかなか聞き入れてもらえないのか。あるいは要望ができないのか。そのあたりはどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先日の全員協議会でも少し触れさせていただきましたが、今回この調査につきましては西原町を含め中城村からも、できるだけ毎月とかそういった形での要望は出しました。その結果、県の担当課においては、これまでもこちらのPFOSの問題だけではなくて、過去に大山の田芋であったり、金武町であったり、いろんなところがございましたが、見解としては、一、二か月でそれほど数値の変動はあまり出ないということで、今後専門家と調整しながら、どれぐらいの頻度で調査したほうがいいのかという答えをいただいております、今その県に投げたことの返答、答弁待ちという状況です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 このモニタリングも重要な一つ起点になると思いますので、しっかり対応して行ってください。

あとは3点目です。北谷浄水場のPFASの値、これはもう一回聞きます。4ナノグラムということで言われたと思いますが、それは間違いないですか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 4月の段階だったのですけれども、そのPFOSとPFOAの平均値が4ナノグラムということでホームページにも記載されていると思います。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 私もホームページで平成29年とか、大分の前のほうを見たのですが、そのときは27とか30とかあったのですが、これが急激に改善されてきているのですが、それが急激に改善されてきているのですが、その改善された要因というのは、担当課で把握はしていらっしゃるのか。そのあたりはどうですか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

以前は、たしか嘉手納井戸群のほうが活性炭を通してない状況だったと思います。それで今回、令和2年度でしたか、ろ過池からすぐ調整池へ入っていたもので、直接配水池に配っていたものを一旦二次混和地というのですけれども、そこに回して沈殿池、また急速ろ過、そして活性炭を利用しまして、その工程を加えたことで、このPFOS等の値が下がったと認識しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 5月30日に、その県企業局から北谷浄水場に供給している7市町村に対して何らかの説明会が行われ、参加したと思いますが、それについて概要、あるいは内容を伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 その説明会に関しましては今までのPFOS等の問題の経緯、そこでまた今後、このPFASをどのようにして落としていくかということの説明会がありました。そこでPFOSの低減化対策に対しまして、今まで8年間に一度、活性炭を取り替えていたのですが、今後は4年間に一度の活性炭の取替えを行うことで、また今後より一層、安全性の高い水を供給するというので説明を受けております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 この説明会の中で、例えば7市町村の担当者から県に対して何らかの質疑、あるいはこういう提言とかがあったのかどうか。いかがですか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

やはり水の安全性の確保というのが一番の質問で、先ほども答弁しましたが、このPFASの低減をどのようにしていくのかということが一番の皆さんの興味、質問が多かったです。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 今日は後で4名の方がまたPFASについて質問があるものですから、ちょっとこれは控えていくのですけれども、やはり体に入っている濃度、それも含めての話が後から出てくると思うのですが、ぜひ真摯に受け止めて対応してください。

あとは北谷浄水場で、「村から北部ダム汚水源からの供給量増量を要請したことはあるか」という問いに対して「ある」ということだったのですけれども、これは今も続いているわけですか。それとも増量はもう打ち切りになったわけですか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 増量のことですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時49分）

~~~~~

再 開（10時49分）

○議長 新垣博正 再開します。

上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

増量というよりは以前、東系列の導水トンネル工事で、切り回して一旦回したと思うのですが、これも水利権の問題がありまして、総合事務局と変更協議を行って、そこで一旦増量したと思います。しかし先ほどの水利権の問題がありまして、これは一時的なもので、この導水トンネルを工事したときだけは増量というふうにはならないと思うのですが、切り回しをした経緯はあります。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは最後の5点目

に行きたいと思います。

これは私たちが今まで何遍も、議員各位からこのPFASの問題については、上地区の1万人以上が今供給されているということで、県内では7市町村、45万人の方々が北谷浄水場からの供給を受けているという中で、これは前に清市議員からも問題提起されたのですけれども、ペットボトルを上地区の人は3,000円前後、毎月買っていると。これは不公平ではないかというところも含めて、今、皆さんも十分御存じだと思います。このPFASは自然界ではない、有毒であるということは恐らく県民全ての方々が知っているだろうということで、さらにこれが本村の上地区の方は特に、今恐らく水道水をそのまま使っている人はなかなかいないだろうと。飲み水、あるいはお風呂に入るところ、そしてまた洗濯物とかいろいろなところで、この水道水は使わないという方もいらっしゃるという話も私は承っております。その中で私が提案した減免措置、これは考えていないと。PFASの値が4ナノグラムだということで全然考えていないと、基準値以下だということです。安全は担保されているということで答弁があったのですけれども、果たして村民が、下地区は石川浄水場から1ナノグラム、北谷は今よくなって4グラム、その前はもう20から30の間というところで、約10倍から20倍、30倍の値があったものですから、これを何とかぜひ手当てしないと、負担が負担を呼んで、我々北谷浄水場の水道水は使わないよというようなことにもなりかねない。そういうことも含めて、さらに今子育て中の方々、これから妊娠して、これから子供を出産する方々が、その保護者になろうかという方々が、この有機フッ素化合物、毒の入った水を使って子供にミルクを与えるのかということになった場合、それは全然ないだろうと思っているものですから、村としてはやはり一定程度の理解を示して、上地区1万人余りの世帯に

何らかの対策を取っていただかないと。これからの水道水の安全担保、課長は担保されているということですので、果たして自分が上地区に住んでいて、その水を使う場合に浄水器、あるいはペットボトルを買って対応せざるを得ないような、これは一種の風評被害にもなっていると私は感じているのですが、やはりそれだけの予算をかけて上地区の人はみんな対応しているわけです。これは上地区だけではなくて、下地区もそうかもしれません。しかし上地区は本当に今、この水道水に対しては不安、それから疑義を持っていると。心配で心配でならないというような対応をしているものですから、幾ら村が「これは基準値内だから大丈夫だよ」というような話をしても、実際に新聞報道、あるいはテレビからも「北谷浄水場は日本一、汚染された水ですよ」というようなことが発表されれば誰も使いませんからね。そういうところはしっかり行政として、何が今後できるだろうというようなところもしっかり対応していただき、これはぜひ特に上地区は善処していただきたい。

一点ですね、新聞に載っていたのですが、北谷町の女性です。これは2年前、家の浄水器を高性能のものに変えたと。普通のものを買って置いてあったのだけれども、これでも足りないということで、さらに高性能の浄水器を買って、レンタル料は月に今まで2,000円だったのが3,500円に増えた。1,500円増えた。だけれども安全のほうが大事だということで、少しでも安全な水を飲みたいと。最後に、有害物質の入った水を子供の体には少しも入れたくないと。絶対的に拒否するというような新聞の記事があったものですから、やはり子を持つ親としてはそれが妥当だろうと。我々が、これは基準値だから大丈夫だというような話をしても、実際子育てをしている方々は、それにはやはり不安が付きまとうということですので、そのあたり

はしっかり対応して、基準値だからいいということではなくて、村民に寄り添う、子育てに寄り添うような取組をしていただきたい、そのように思っています。

最後に、いまだコロナ禍が収まらない中で、さらに今ロシアのウクライナ侵攻が追い打ちをかけていると。物価が上がり、食料品も上がり、燃料も上がり、全ての値上げが続いている。そういうことを考えれば、やはり行政も議会も、村民の生活を守るために先手先手でぜひ生活支援に取り組んで、村民の暮らしを第一にしっかり支えて、中城村民を誰一人取り残さない。落ちこぼれないように、みんなでしっかり支えていこうではないでしょうか。それは議会と行政、同時に並行してやっていくものだと思っていますので、ぜひお互い頑張ってください。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時58分）

~~~~~

再開（11時11分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 10番安里ヨシ子、一般質問を行います。申し訳ありませんが、大枠1の「農道の整備について」というところを「村道中央線の整備について」に訂正してもらいたいと思います。すみません。始めます。

大枠1、村道中央線の整備について。泊交差点よりクワディーサーを過ぎて村道泊中央線を進んでいくと、避難訓練をした場所につく。そこまではアスファルトが敷かれています。その先200メートルぐらいにわたって道半分、亀裂が入っています。泊の山手のほうは水どころで、大雨のときは土砂崩れが起きないか隣の

住民は大変心配をしています。そこで伺います。

- ①亀裂の生じた部分を整備・舗装できませんか。
- ②この道路の交通量を調べたことはありますか。
- ③この道路を避難道路として指定する考えはありませんか。

大枠2、道路行政について。最近、吉の浦線での交通事故が多発しています。近くに住む人の話で、何度もひやっとしたことがあり、高齢者の方が道を横断するとき怖い思いをしたり、時間がかかると。村民が安心して横断できるようにとの要望があります。以下のことを伺います。①交通量が多い上に、スピードを出して走行する車が増えています。吉の浦線には小学校、中学校があります。スクールゾーンの標識、路面標示はできませんか。②自費でカーブミラーを設置するのは可能ですか。以上について伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番につきましては住民生活課と都市建設課のほうでお答えいたします。私のほうでは大枠2番の道路行政について、実は私も議員と同じで最近の人の多さ、交通量の多さに非常に危惧をしているところがございます。村道は特に子供が散歩しているとか、犬を連れての散歩だとかそういうのも多くて、その割には交通量も多くて大変危惧をしているところがございますので、しっかり担当課と、そしてまた警察とも連携しながら安全確保に努めていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1の①と②、大枠2の②についてお答えいたします。

まず①につきましては、亀裂部分については

維持管理で対応できるところから修繕していき  
たいと考えております。

②の交通量調査を行ったことはありません。

大枠2の②についてです。村道にカーブミ  
ラーなどを設置する場合は、村に道路占用許可  
申請書を提出してもらい、申請内容を確認し、  
周りに支障がなければ設置可能となります。以  
上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 泊中央線の避難道路指  
定についてお答えいたします。

津波が発生した場合、泊中央線は高い場所に  
避難する手段として有効な道路であると考えて  
おります。御質問の道路につきましては、本村  
地域防災計画におきまして、津波災害時避難経  
路として位置づけております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2、  
①について、村道吉の浦区間にスクールゾーン  
の標識及び路面標示の要請について。

現在、村道吉の浦線、起点が安里から終点泊  
の間については、法定速度は30キロメートルの  
区間となっております。JA中城支店前から中  
学校・村道屋宜被留線交差点までの間で5か所、  
小学校前から添石、泊までの間で7か所に横断  
歩道標識・交通安全注意喚起看板・スクール  
ゾーン標識・小学校の門前はゼブラ路面標示等  
を12か所設置し、交通安全対策を講じておりま  
す。標識によっては劣化が進んでいるものもあ  
り、取替え等を検討したいと考えております。  
また、議員提言の路面標示につきましても、都  
市建設課、道路管理者と設置の方向で調整でき  
ないか検討をしたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 上の大枠1のほう  
から順序よく再質問をしていきたいと思いま  
す。

先ほど亀裂の生じた部分を整備できませんか  
と言ったときに、そもそもこの亀裂の原因は何

だと思えますか。お聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

地滑りも一つの要因になっているかと考えて  
おります。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 亀裂の原因が、今  
地滑りのことだとおっしゃっていますけれども、  
この場所は戦後、村道を造るときに盛土された  
ところと聞いています。最近あちこちで小さな  
地震が起こっており、さらに危険度は大きい。  
土砂崩れが大きいので早急な舗装工事が必要だ  
と考えますが、見解を伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

全面の復旧というのはすぐには厳しいものと  
考えておりますので、まずは車がよく通るセン  
ターラインを中心に維持管理の予算の中で補修  
等をやっていききたいと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 この道は利用者が  
多いのです。区民が草刈りなどをして大事にし  
ている道ですので、その道を課長は通ったこと  
ないと思いますが、この道を泊区民だけでなく  
農業、そして墓も多く、近隣市町村の人たちの  
利用が多い道です。区民もそこのほうまで草刈  
りをしているわけですね。亀裂の生じた部分は  
村道を造るときに盛土されたところだというこ  
とですので非常に危険で、早急にその舗装工事  
が必要と考えられますが、見解を伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

先ほども答弁しましたが、まず悪いところか  
ら対応していきたいと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 課長は現場を見て  
いないですね。写真を持ってきていましたが、  
忘れていますが、真ん中から下のほうにずれて



いるわけですね。近隣の人たちは徐々に滑ってきていると。これはただの地滑りじゃなくして、前、村道を造ったときに盛土をやったところで、その区間が特に亀裂が多いのです。だからそのところの調査をした上で、ぜひとも早急に舗装工事をやってほしいと思います。最近、あちこちで小さな地震が起きています。それで地域の住民が本当にいつ滑るか。今大雨が続いていますので、いつ土砂崩れが起きるか。そういったことを心配しておりますので、どうしても早急にこの舗装工事をやってほしいと思います。

この道路を避難道路として指定する考えはありませんかと聞いたときに、以前に泊区民がこの道を通って避難訓練を行いました。いざ、もし災害が今起きたときに、この道が通れなかったときのことを考えると、この道路の整備はすぐやるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

大掛かりな改修工事というのは、すぐというのはまず無理だと思います。この全面を改修するには結構な予算が必要になってきますので、そういった悪いところからまずはできる範囲で対応していきたいと思います。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 よろしくお願ひしたいと思います。期待しています。

あと大枠2番のスクールゾーンの標識、路面標示はどのように考えていらっしゃいますか。路面標示について、スクールゾーンの標識について、どのように考えられていますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

先ほどの答弁と重複をしますが、今議員提言の路面標示につきましては、都市建設課と道路管理者と設置の方向で調整できないか検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ドライバーの注意喚起を促すことになるとも考えます。徒歩で登下校をする児童生徒が最近非常に増えているわけですね。それで特に、この吉の浦線の屋宜から当間区間は危険な箇所が多いと思います。この区間は事故が多いが、村として何らかの対策をされていますか。伺います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

先ほどの答弁と重複する形になりますが、まず屋宜被留線からJA中城支店前までの間ですが、中学校がございませぬ。その間については約5か所、横断歩道方式とか交通安全看板等の注意喚起看板等、そういったところの標識も設置し、交通安全対策を講じております。そこで交通事故の件について御指摘がありましたが、宜野湾署のほうでお調べしましたところ、令和3年において言えば、この吉の浦線間において物損事故はまだ発生はしていません。ただ、去る5月15日に残念ではありましたが、役場の近くのファミリーマートのほうで死亡事故が発生したというところの現状でございませぬ。そういった現状でございませぬので、議員御指摘の区間においても再度しっかり検証しまして、交通安全対策を講じる必要があるかどうかを検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 地域住民からの要望がありまして、そこは学校があって大変子供たちが危ないと。登下校の生徒たちが最近なぜか知らないけれども、そこの屋宜、当間だけではなくして泊方面、久場まで歩いていく子供たちもいて、全体的にこの吉の浦線は、当間、屋宜は特に事故が多いと。死人も出たぐらいですので、ぜひともその対策をやってほしいし、全体的に泊の交差点まで行く間、危険箇所を調

べて、ぜひ児童生徒の安心安全のためにも調査をよろしくお願ひしたいと思います。

自費でカーブミラーを設置するときに、地域の人によると、自費でカーブミラーを設置したいと役場に申し出たところ、手続が複雑なのか、難しいということで、その手続について伺います。複雑なのか、難しいのか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

先ほども答弁したように道路占用許可証というのを提出してもらえれば受付しますので、その書類自体が特に難しいというものではございませんので、申請の中身とかは、また職員がどのように書いたらできるというアドバイスもいたしますので、そこまで難しいものではありませんので、お気軽に申請していただきたいと思ひます。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 カーブミラー設置については、やはり私たちが見るよりも、その地域に住んでいる方しか分からないと思ひるので、そのような要望が出た場合は役場職員も一緒になって現地の確認をしていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

当然申請が出た場合は、現場も確認しております。ほかに支障がないようなものも確認しないとけませんので、その辺は現場を確認しながら、どこに設置したほうがいいのかというアドバイスは行っております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 区民からはそういった要望があるわけです。どうにもならないから実費でカーブミラーをつけることですので、その職員は危険箇所のところをちゃんと調査をして、カーブミラーを設置すべきかどうかということ調べてほしいと思ひます。その吉の浦

線は30キロですので、五、六十キロぐらい出す人もいますので、ドライバーの注意喚起を促すにはどうしたらいいのかということで真剣に考えてほしいと思っております。最近なぜか知らないけれども、徒歩で登下校をする児童生徒が多いです。地域の人たちに溶け込んでとてもいいことかと思ひますが、やはり車が心配で、気をつけなさいよということで何回か道のほうで注意したことがあるのですが、そういったドライバーに注意喚起を促すにはどうしたほうがいいのか。標識ではなくて路面に危険箇所を標示するときに、やはり青とか目立たない色にはしないで、目立つ色でやって、その注意喚起を促してほしいと願っております。ぜひスピードを出さないように。そして危険箇所も注意して渡るようにということで、子供たちにもそれを教えてほしいと思ひます。また、危険箇所は吉の浦線だけではなくて潮垣線にもありますので、どうか調査をして、そして安心安全のためにもぜひともよろしくお願ひをいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時37分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○1番 安里清市議員 グスーヨー、チューウガナビラ。議席番号1番、安里清市でございます。「届けよう 声を 村政へ」ということで、村民のためになること、うまくはなくても分かってもらえることを念頭に、これまで一般質問を続けてまいりました。真摯に御答弁をいただきました当局と職員の皆様には、感謝と敬意

を表したいと思います。今後の御活躍を期待したいと思います。それでは議長の許可を得て、通告書に従いまして質問をいたします。

大枠の1、発電所事故への対応について。過去の質問では中城村地域防災計画の範囲で対応できるとしてはいますが、①初期対応をどうするか。今起こったとしてどうするのか。同防災計画では、とても迅速な対応ができるとは思われません。②発電所と村との間での法的な関係はどうなっていますか。法的な義務による施設の定期点検の報告、諸訓練の報告などはなされているでしょうか。③知床遊覧船の事故から学ぶものとして行政側の管理・監督責任があります。諸届出の受理に際して発電所現場でしっかりした管理が行われるよう、どのような指導を行っていますか。④固定資産税も払っていただいています。行政サービスとして、あるいは税を徴収する側の義務としての防災計画を考えていただきたい。事故の発生及び被害の拡大の責任のなすりつけ合いにならないよう、避難計画を含め発電所に特化した防災計画は必要ないでしょうか。

大枠の2、火葬場・葬祭場建設について。①総務課長は3月議会で「過去に火葬場建設に際して採算性や立地環境条件など、具体的な検討をされた資料がありますか」との質問に、残っているかどうかまでは把握をしていませんと答弁しています。資料はあったのでしょうか。具体的な検討事項は明記されていますか。②村長は、補助金が確定せずに建設が独り歩きをし、住民の賛否を問えなかったこと、各構成団体の思惑があったこと、補助金が非常に大きな金額になることなどを断念に至る原因と述べられました。西原町では建設に向けた議論が議員内部であり、一般質問ではある議員が19回にわたり町への質問をしています。その皆さんの中では、建設場所についてもかなりの目算を持っているとの情報があります。そうであるならば、中城

村としても西原町の情報収集に努め、積極的に組合設立に向けた準備をすべきであると思いますが、いかがでしょうか。建設場所の目算があり、実現可能性が高まれば事務組合の設立や建設構想の展開、住民への説明、補助金のもくろみなどがスムーズに進むと思われます。③村長には、お膳立てされた状況で関わるのではなく、積極的なトップ活動により村民の要望である火葬場建設に取り組んでいただきたいが、いかがでしょうか。④建設に係る費用負担を考えると、組合構成市町村は多くの自治体で構成するのがいいと思いますが、建設に向けて取り組むとして、西原町・北中城村・中城村の3団体では費用負担が過度な負担となるおそれがありますか。

大枠の3、通学バスの無料化。現在運行している通学バスについて、①バス料金（小学生50円・中学生100円）を徴収している根拠は。②年間の利用料金の総額は。③村民の教育を受ける権利からすると、村は義務的に教育を提供する立場と考えられますが、そういった意味で料金の無料化を求めたい。以上、御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、大枠2につきましては総務課、大枠3につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の大枠2番の火葬場の建設についてでございますが、議員からの御質問にもあるとおり、この議会でも議員がおっしゃるような答弁をさせていただいた記憶がございます。正直申しまして、やはりある程度の機運の高まりというのを実感できない限りは、今積極的にどうかという問いかけもありますので、積極的に動けるところにはないのかなという気がいたします。本当に本村にとって喫緊の課題として火葬場の建設が必要なのかということ、

やはり我々行政もしっかり調査をして、そして村民の方の意見もそのほうを基準として聞いて、それを基に判断していくべきかという気はいたします。御質問でお答えするとすると、やはり現在はまだ機運の高まりというのが肌で感じられないところが正直なところでございます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の③の通学バスの無料化についてですけれども、下地区の児童生徒は通学バスではなくて公共の路線バスや護佐丸バスを利用して、自分でバス賃を支払って通学しています。教育委員会としては、現段階では通学バスの無料化は考えていません。①と②については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 発電所事故への本村の対応についてお答えいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき地域の関わる災害対策に関する事項を定めるものであり、本村域における防災に関し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することにより、公共の福祉に資することを目的として策定しております。仮に発電所内で事故等が起きた場合においては、設置者である沖縄電力及び消防が初期対応に当たるものと考えております。また、発電所内での事故につきましては、本村地域防災計画で想定する大規模火災に含まれると認識しており、沖縄電力からの通報に基づき防災無線等で避難指示を発令し、村が指定する避難所等へ誘導することを考えております。

次に、発電所と本村の関係についてお答えいたします。現代の暮らしにおいて、電気は欠かせないものであります。そのため電力会社は公

益的事業を営む重要な企業であり、災害対策基本法において指定公共機関として位置づけられております。本村との関係につきましては特別な関係性はございませんが、年に数回、沖縄電力、久場自治会、泊自治会、本村の4者において情報交換会を開催しており、火災を想定した自衛消防訓練、テロが起きたことを想定した訓練実施などの報告がございます。なお、本村に対する定期点検等の報告義務はございません。

次に、行政側の管理・監督責任についてお答えいたします。発電、変電、電気の使用のために設置する電気工作物の管理・監督につきましては、経済産業省の所管でございます。工事の段階から維持・運用の段階までの届出や実施義務、報告義務について、経済産業省の審査・立入検査等が行われているようでございます。したがって本村への届出、村による管理・監督する義務もありませんので、指導を行うこともございません。なお、危険物貯蔵所及び取扱所等に対し、消防法に基づき中城北中城消防本部において立入検査、保安検査等を実施し、災害予防上、必要な指導を行っております。

次に、発電所に特化した防災計画についてお答えいたします。発電所に特化した防災計画につきましては、必要ないとまでは言えませんが、現段階では現行の地域防災計画での対応が可能であると考えております。なお、本村地域防災計画が平成27年3月の一部修正以来、見直しを行っていないことから、次の見直しの時点では何らかの検討ができるものと考えております。

次に大枠2、火葬場・葬祭場建設についてお答えいたします。4つの質問がございました。一括して答弁いたします。平成22年から平成28年にかけて、中部の5市町村で検討が行われました中部南地区火葬場・斎場建設検討についての資料はございました。基本方針の策定、将来人口、将来推計死亡者数から火葬炉の検討、計画候補地の選定方法、管理運営計画、施設整

備計画等、（仮称）中部南地区火葬場・斎場基本構想・基本計画報告書として取りまとめております。施設等を整備する際、同様の施設をそれぞれの市町村で整備するより、複数の市町村で広域的に整備したほうが、整備費用や整備後の維持管理において、より健全な自治体運営ができるものと考えております。過去におきまして広域での火葬場・斎場建設を検討しておりましたが、主に財源のめどが立たず、検討委員会の解散をした経緯がございます。現在、本村では火葬場等整備についての検討をしておりますが、今後火葬場等整備の議論が深まり機運が高まりましたら、広域での整備について構成市町村に加わることも検討できると考えております。なお、「西原町内において、建設場所の目算もある」と御質問の中にございますが、西原町に確認したところ、「そのようなことはない」ということをございました。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。
○教育総務課長 我謝慎太郎 では大枠3の①②についてお答えいたします。

①について、通学バスは昭和50年頃に児童生徒の安全を守るために、個人の方が地域との協力によって運行していただいております。その後、平成25年からは中城村が民間事業者へ運行を委託しております。また、平成17年3月末で上地区と下地区を結ぶ公共の路線バスが廃止された経緯もあり、上地区の幼児児童生徒が幼稚園や小中学校への通園・通学の安全を確保することを目的として、現在も通学バスの運行を委託し実施しています。料金の徴収については、下地区の幼児児童生徒との公平性を保つ必要があることから、運行費用の一部として利用者からバス料金を負担していただいております。

②について、通学バスの利用料については、令和3年度437万550円、令和2年度314万2,150円、令和元年度は291万700円となっており、年々増加傾向にあります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。順次、再質問をいたします。

村長も総務課長も機運の高まりということをおっしゃっているのですが、機運の高まりをどのようにするのかということについて、やはりこれはただ待っているだけで機運が上がるとは思っておりません。個人的には西原町の議員の何名かとお会いをして、そういうふういろいろな話をしているのですが、中城村でも議員の何名か、まとめてもらえませんかというお話とか、それから北中城村の議員の方への働きかけをやるかとか、いろいろな話を今やっております。だから行政としてどういうふうに機運を高めていくのか、そこについて何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

今御質問の中で中城本村の議員、あるいは西原町、北中城村の議員の中でもこのような話があるということですが、村としましては住民の代表であります議員の中からそういうお話が出て、村ともそういう協議を交えて、機運の高まりを期待したいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 大変失礼いたしました。大枠の2のほうから入ってしまいましたけれども、そのまま続けたいと思います。

機運を高めて、ぜひそれに向けて建設の組合をと思っておりますけれども、最初にお伺いした中部南地区火葬場・斎場基本計画というのは、これは案として残っているのでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

案ではございません。既に報告書として取りまとめております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 当初は5市町村での組

合ということで、やはり小回りが効きにくいという感想も持っているところではあるのですが、前回のそういった資料をまた今回生かして、今後その組合が発足するかどうかについては、おっしゃるように機運の高まりを待たないといけないということもあるかもしれませんが、ぜひまたそこら辺のことについて、私もまた資料等を頂きながらお話を進めたいと思いますが、村長に重複するようではありますが、重ねてお尋ねをしたいと。

火葬場はなくてはならない施設であります。建設に向けて慎重な対応が望まれますが、その第一歩としての情報収集があります。新規の事業として取り組む場合には、綿密な情報収集による構想を膨らませることが何よりも必要だと思います。情報収集についても、先ほど議員の方々の機運の高まりを待つというようなこともありましたけれども、ぜひトップによる首長同士の、この場合は西原町の崎原町長との意見交換でもいいと思うのですが、そこら辺について検討する余地はございませんか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時52分）

~~~~~

再 開（13時52分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話は首長同士でのお話の機会がないかということだとは思いますが、非公式での話は、この話は出てくると思います。公式に各市町村の長が集まって、この議題でもって話合いという部分というのは、まだそこまではいかならないと思いますが、非公式の部分で我々は常に接する機会がありますので、そこでどう考えているのか。この辺はどういう感じで考えていますか程度の話合いぐらいはできるものと思っております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひ公式なお話合いということではなくて、お茶飲み話というにはまたちょっと失礼ですが、ぜひこういうことについてはどんななのかということ立ち話程度でもしながら、向こうのほうの探りを入れていただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中で、西原町について、建設場所の目算があるのかということについて、正式にはやはりお答えできないと思います。これは議員の内部で「あそこら辺だよ」ということはお話しされておりますので、そういった意味で私はお話をしました。

基本的な火葬場の耐用年数については具体的な知識はありませんけれども、完成すれば10年20年、あるいはもっと長期にわたって、将来の中城村の住民のためにもなる施設になると思います。初期の投資が大きくても、ぜひ需要の調査等含めて必要となりました場合には、建設に向けて大胆な組合設立、それから実際の建設を進めていただきたいと思います。ぜひその方向についての御確認をお願いいたします。前後しますが、大枠の1に質問を移ります。

発電所の事故に対してどういう対応をするのかということについては、再三この場でもお話をしてまいりました。初期対応ということで私はお話をしているのですが、事故の通報を受けて即座に動くということを私としては考えています。通報を受けた後でということをおっしゃっているのですが、具体的に初期対応ということはどういうふうにお考えなのか。受けて、どうするか考えて、それから行動するのか。二、三日後のことなのか。そこら辺について御見解をお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

事故についての初期対応というのは、やはり消火活動なのかなということで先ほど答弁をし

ているところでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 事故を受けて、防災無線等を活用して、必要であれば避難を呼びかけるということもありましたけれども、それについて受けてすぐどうするというを現在お持ちなのか、どうですか。向こうから、事業所からこういうことがありましたよということについて、即座に対応できるというふうにお考えなのか伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村の対応としましては、事故等が起きた場合の避難指示と避難場所への誘導、それ以外、村でできるようなことはないのではないかと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そうなのです。結局、この問題については中城北中城消防組合のほうでも二度ほど質問をしております。結局は消防組合の対応としても、どうも施設が大き過ぎる。規模的なもので、自分たちが対応するにはどうも手が余る。それでこれについて、どうも細かいことまで決めきれないということが過去質問の中で出ています。そうであれば、この発電所の近くに住んでいる方々の避難について、どこがどういう考えでもって避難指示をするのかということがないわけです。ですから、例えばこの国道329号から下については、まず避難だということを第一段階ですとか、あるいは国道から上のほうについては第二段階として、第一段階のところの避難が終わった後で避難を呼びかけるとか、そういった段取り的なものをつくるべきではないのかと思って重ねて質問しておりますが、そこら辺どんなですか。指示を出すタイミングとかということについて、考えるべきときだと思いますが。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

発電所での事故につきましては、今までも発電所の事故を経験したことがございませんので、どの程度の事故になるかどうかというのも想像がつきませんけれども、いずれにしましても事故ということで起きたのであれば、第一段階、第二段階ということではなくて、躊躇なく付近の近くの住民については「すぐ避難するんだ」、そういうような気持ちを持って行動を起こしていただきたいということを感じております。もちろん村としましても、最大限避難を呼びかけるつもりでございます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 再三申し上げているのは、やはりすぐ避難だということで、どこら辺まで避難をさせるのかということはず第一に考えておかないと、久場の防災無線、泊の防災無線が届く範囲を、みんな一斉に避難だというふうな乱暴なやり方ではなくて、少し緻密にというのは、そこら辺を少し考えるべきではないかということで今お話をいたしました。

それから定期点検等について、事業者は村への報告義務はないということございました。ただ、その立地している事業所は経済産業省の許認可に係る施設であるわけですね。それについて経済産業省に、そういった施設の点検とかいろんな報告が行っているはずですけども、その報告関係について村には何か、先ほどの久場、泊、役場と業者ですね。その関係の中での報告はされているのでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

経済産業省の検査等について、その検査結果が市町村に送られるということはないと認識をしております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 お尋ねしているのは、ちゃんとやっているという姿勢を役場として受

けられるのか。先ほどお話をした知床の遊覧船の事故で、今日お昼のニュースでも業者側は、これは船会社だけの責任ではなくて、国のほうにも責任があるんだということを今申し立てているということがありましたけれども、実際これが何かあったときに、地元の村として、やはりそういう計画、住民の安全についての計画をつくっていなかったということは将来問題になると思いますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほど一番最初の答弁の中でしましたけれども、本村の地域防災計画が平成27年に修正をされまして、その後、見直しを行っておりません。その間、避難所等の増加があったり、避難路の拡大があったりというところがございますので、併せて今回の発電所の近くの事故が起きたことを想定した避難、そういうものがマニュアル的なもので、それに掲載できるかどうかは検討できるものと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいところだと思います。住民の方は今日が安全だったので明日も安全だろうということで、漫然と言ったら大変失礼ですけども、非常に信頼し切って暮らしていると思いますので、そこら辺についてやっぱり村もしっかりやっているんだということを確認する意味でも、箇条書きでもいいと思いますので、対応について御確認の意味で計画をお願いしたいと思います。発電所が中城村に立地をしているということで、中城村には大変大きな経済的なメリットが生じていることは理解しております。それだからこそ、いざというときのため、会社としてもできるだけことはやったんだということを証明しながらというのでしょうか、そういうことで計画をつくっておくべきだということでお話をしております。このことについては

私たちよりも事業所のほうが、より専門的な知識があるわけでございます。事業所にはさらに強い当事者意識を持っていただいて、この避難計画をつくるのは事業所のためだという理解を得て、村とも協働して、具体的な成果が得られるよう頑張っていただきたいと思います。期待しております。

次に大枠の3、通学バスの無料化についてお伺いいたします。通学バスが運行していない地域においては路線バスも利用されているということで御回答いただいておりますが、今新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻等で諸物価が異常な上昇を続けております。数日前の新聞によると、実に13%にも値上げの幅が広がるという報道がございました。この中で、通学バスの利用料の減免制度は制定されているのか。それから回数券等の利用についてはどうなっているのか、お聞きしたいのですが。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

バス料金の減免については、先ほど申し上げたとおり路線バスを利用している方及び保護者による送迎をされている方もおりますので、減免については特に教育委員会では検討したことはございません。回数券のまとめ買いの割引とかについては、現在そういう措置はありません。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ちょっと調べたのは北中城村のほうだけですけれども、回数券を利用すると10円割引になるという制度があるみたいですので、そこら辺も御検討できればお願いしたいと思います。この質問を出したのは、バスに乗ることによる時間的な問題、それから経済的に1か月、22日間ほど朝も夜も通学バスを利用すると約4,400円ぐらいかかるということで、そこら辺についても御検討できないのかということで取り上げましたけれども、通学バスでは



なくて通常の路線バスを利用している方もいて、それから考えると不公平ではないという御答弁がありました。それについてはどうなのかなと思うのですが、これから次の時代を担う児童生徒に対する投資として考えて、できるだけまたそういうバスの無料化についてもぜひ取り組んでいただきながら、そういうことが将来必ずまた中城村のためとなって、何倍にもなって帰ってくると思います。年度の途中からでも検討すべき事項があれば、例えば通学バスとの不公平が無料化によって生じるということであれば、路線バスを利用している方について、どうにか手当てができないのかとかということが考えられれば、またそこら辺も含めて御検討していただきたいと思います。以上、質問を終わります。今議会、議員の任期として最後の一般質問になりました。丁寧な御答弁をありがとうございます。終わります。

○議長 新垣博正 以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時11分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○6番 玉那覇 登議員 皆さん、こんにちは。議席ナンバー6番、玉那覇 登でございます。議長の許可を得ましたので、これから通告書どおりに読み上げて質問したいと思います。よろしく申し上げます。訂正の部分もありますので、読み上げながら訂正していきたいと思っております。

大枠1、プラスチック使用製品廃棄物の処理について。2022年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。この法律は製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチック製品全てにおける資源の

循環等の取組を促進するための法律であり、市区町村においてはプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別し排出されるように住民に周知するよう努めなければならないということになっております。そこで本村の取組を伺います。

大枠2、災害対策について。①国道329号沿い津覇小学校北側の裏山は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）になっている。その裏山から住宅裏側へ土圧の影響と思われる変異が起こっているが村の対応を伺う。②津覇小学校西側の住宅地も土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）になっているが村の対応を伺う。③津覇小学校北側からの避難道路の排水溝、パイプも崩落しているが対応を伺う。

大枠3、自治体のDX化について。デジタル技術が社会を大きく変え続けているこの頃、自治体もDX化で、利用者への行政サービスの利便性向上並びに行政運営の簡素化、効率化を図るべく、自治体のDX推進に取り組んでいると思っております。本村のDX化の取組状況及び今後の方向性について伺います。答弁よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番につきましては都市建設課と総務課、大枠3番につきましても総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの自治体DXについて少し所見を述べさせていただきますが、議員もおっしゃるとおり自治体もDX化で、実はもう去年から今年にかけて各市町村長向けの講習会、あるいは先進地視察もまたこれから組まれておりますし、国も本気で取り組みなさいという姿勢が伝わってまいります。そういう意味では我々もしっかりとほかに遅れを取らないように、

このDXに向けてはいろんな人材派遣の部分も出てきますので、議員各位の御協力などもいただくことになると思いますので、またその節はお願いをしたいと思っております。しっかり取り組むように努力していきます。あと詳細はまた総務課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1、①についてお答えをいたします。

本村においては、プラごみにつきましては燃えるごみとして回収し、焼却処理をしております。県内においてプラごみを資源化している自治体がないのが実情となっておりますが、村の取組としましてはごみの削減、リサイクルを推進するため、広報誌の活用や小学校における環境学習の推進を図り、住民の周知を実施しております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2の①と③についてお答えいたします。

①の土圧の影響と思われる異変については、急傾斜地崩壊危険区域となっているため、以前から現地調査及び対策について中部土木事務所へ要請を行っているところであります。

③避難路の排水溝については、維持管理の範囲で応急対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 災害対策についてお答えいたします。

津覇小学校北側及び西側の区域において、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されております。村としましては、土砂災害が起きる可能性があることを住民に周知するため、本村ホームページに掲載するとともに、地域防災計画やハザードマップでも表示し、注意喚起をしております。

津覇小学校付近の斜面は、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されていることから、状況に応じて国または県による地滑り防止対策がなされる場合もあると考えております。

次に、自治体DXについてお答えいたします。デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上や業務の効率化を図り、人的サービスを行政サービスのさらなる向上につなげることを目的に、自治体におけるDXが推進されております。国のDX推進計画においては、自治体に取り組むべき施策等のうち、自治体情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進など6つ施策等が示されております。本村におきましては、これまで企画課振興開発係から情報管財係へ変更し、職員1名、会計年度任用職員1名を増員するとともに、本村ICT顧問のアドバイス等を受け、DX推進体制を強化しております。今後住民の利便性向上のため、26の行政手続のオンライン化を令和4年度末までにサービスを開始する予定で進めております。また、令和7年度中に義務化されている業務システムの標準化に向けましても、今後取り組んでまいります。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 では再質問をしたいと思います。

プラスチック製品については、私たちの生活のあらゆるところで利用されていると言っても過言ではありません。プラスチック製品は手軽で耐久性に富み、安く生産できることから、製品そのものでなく、ビニールや発泡スチロールなど包装や梱包、緩衝材、ケースなどにも幅広く使われています。しかしプラスチックの多くは使い捨てされており、利用後きちんと処理されず、環境中に流出してしまうこともあります。手軽に使える分、手軽に捨てられているという面もあると思います。そして環境中に流出したプラスチックのほとんどが最終的に行き着く場

としては海に流れていくということで、そういった川から海へ流れ込むということで、一度流出したプラスチックは海岸で波や紫外線等の影響を受けて小さなプラスチック粒子となって、5ミリ以下のプラスチックということでマイクロプラスチックと呼ばれていますが、これは自然界で分解することなく、何十年も何百年も自然界に存在するというので、そういった海洋汚染等の影響もあってプラスチックごみの問題を解決するために、今回のプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律というのができていると理解しています。課長の今の答弁では、今までどおり燃えるごみとして処理をして、特に分別はしないと私は受け取りましたが、法律の趣旨からしますと、やはり分別をして回収するということがありますので、そういうことをやらないとプラスチックの資源循環の促進にならないのかなと思いますが、今までは容器包装リサイクル法というのがあって、いわゆるペットボトルだけを分別収集して再利用していたのですが、今回の法律でそれ以外のプラスチックも分別してリサイクルをするということになっていますが、そういう分別の仕方とか、ごみの出し方とか、そういったのは再度お答え願えますか。考えていないのかどうか。今のところ計画はないのか。やるとしたらいつ頃からやるのかということをお答えをお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

まず改めてプラごみ等というところからお答えします。家庭から出る弁当容器や菓子袋で容器包装等、あと文房具やおもちゃなどを指します。先ほどの答弁と重複しますが、まず県内においてプラごみを資源化している市町村がないということと、あと実情、沖縄県にはプラごみの資源化のルートがないというのが実情、その中で法律は2021年度に制定をされ、2022年度か

ら施行されているということになりますが、全国的に見ても、まだそこまでの分別等までやっている自治体はほぼ1割未満程度ということで認識をしており、今後議員がおっしゃる当然法律として制定されておりますので、必要性を鑑みて検討する必要はあるかと思っております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 では県内であるとか、県外でもそんなにやっている自治体がないということで、今のところはまだ時期が来たらやるかもしれませんけれども、今のところはまだ予定していないということで理解しましょうね。分かりました。

では続きまして、大枠2番目の災害対策について再質問したいと思います。私、議員になって9月で2年になります。その間、この災害対策については今日で4回目の質問となります。令和2年9月の質問、そういった災害対策についての質問、今回も中部土木に要請をして取り組みたいということですが、令和2年9月の答弁では急傾斜地の区域で対策工事を行っています、返上が、要するに変化が見られまですので、県への修繕対策を要望してまいりたいと思っておりますということで、避難路の側溝の崩落については避難時に支障を来すため、流末、流木とか、そういった国道沿いの住宅への流れ込みがないように対処していきたいと、最初の質問ではそういうお答えをされています。その次の令和2年12月の答弁では、避難路の側溝の崩落は維持管理費での対応は厳しいということで、中部土木事務所との現場確認を行い、この場所は急傾斜地崩壊危険区域となっていることを確認しましたと。中部土木事務所のほうで次年度以降に調査業務を行い、対策を判断していくことになっておりますと。これは令和2年の12月であります。次年度以降ということは令和3年度。もう令和3年度も終わって、昨年度終わっているのですが、なかなか進んでいないと

いう現状ですが、今の現状は令和3年の対策状況をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和3年度に中部土木のほうから調査を入れていきたいという回答を得たのですが、ほかの現場等の兼ね合いで調査を入れることができなかつたという報告は受けております。何か維持管理的なもので対応できないかというふうに、向こうが受けている維持管理の業者も現場を見せたところ、我々では対応が厳しいという回答をもらいまして、現在は村としてできる対応で、枝打ちであるとかそういったもので今やっていると考えております。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 そのときの私の質問の中に金属製の側溝が、コルゲート管というふうに呼んでいるようですけれども、波を打った金属製の側溝が45・45角なのです。これが45から、山からの土圧で押されて縮んでいて、1回測定したときには19センチまで圧縮されているのです。それでそのときに、やはり何か山のずれとかが分かるような、ひずみ計とかそういったのをできないかという質問をしたときに、やはり計測器も厳しいという答弁でありました。そうであれば施設の変形、この施設、要するに側溝の変形はもう認められているので、これは中部土木事務所とも確認して認められているので、定期的な巡回をして、計測をして確認していくということで経過観察を行うとなっていたのです。そういった経過観察で、都市建設課で計測をしたときの計測状況はどのようになっていたのでしょうか。私の場合は普通の巻き尺での計測ですけれども、やはり皆さんは専門的なもの、工具器具とかを持っていると思いますので、そういったので測定したんだろうなという予測はつきますけれども、そういったものでやったときの計測状況等はどのようになっていますか。

ましたか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

我々のほうも専用の器具を使っているわけではなくて、最初に図ったポイントからどれぐらい縮まっていたかという簡易的なスケールです。通常使うスケール、あれで測定はしております。それで不定期ではありますが、そのようなことで観察は行っておりました。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 そういった計測した結果というのは、日時とかデータを取っていれば、県への要請のときに一つの指標としてできると思いますので、そういったものもよろしくをお願いします。何か簡易的に、特にひどい場所とかに杭とかを立てて距離を測るとか、そういったのができればいいかなと思いますので、ぜひこれを要望しますので検討をお願いします。

先ほど私は19センチまでと言いましたが、45ミリの側溝の幅が最初は19センチ、この前測ったら16センチまで縮んでいました。ということは、もう相当上から流れてきている圧があるということですので、崩れてからでは遅いので、ぜひ対応をお願いします。最近いろんな気象情報として、記録の短時間大雨情報とか線状降水帯とか、予想を上回る豪雨が降ったりしますので、5月31日の豪雨でも5月の観測史上最大を更新するなどの記録的な豪雨が降ったということがありますので、県内でも土砂崩れとか道路の冠水、河川の氾濫などが起こっていますので、やはりこの辺、地域住民にとっては非常に安心安全で暮らせないということもありますので、また、これから台風の襲来も予想されますので、気象的にはかなり厳しくなると思いますので、ぜひ対応をお願いします。

では次に、先ほど自治体のDX化について総務課長から答弁ありましたが、答弁に重複する答弁もあると思いますので、先ほど答弁の中で

私が質問をしようとする答えが幾つかありましたので、重複するときには、またもう一度お願いします。コンビニ決済とか、LINEとか、PayPayとか、そういった決済とかがありますけれども、それはDXの推進計画ではありませんが、去年の4月からですかね、PayPay払いとかコンビニ払い、税金とかそういったものは。これの窓口払いに対して、大体どれぐらいの比率で払われていますか。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 お答えします。

率にしましては手元に資料がないのですが、去年の5月からスマート納付ということで始まっております。収納状況を見てみますと、かなりの数値になっておりますが、後で資料を提出していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 ではスマートフォンでの納付であるとかコンビニ納付というのは非常にたくさんの人に利用されているということで、いいということでもありますね。分かりました。

DX化に向けての担当部門も2人の職員と、あとITアドバイザーからアドバイスを受けながらやっているということで、これもありました。国が進めている自治体のDX化ということで、令和2年から7年度末で完了するというところで、先ほど答弁にもありましたように6つの重点取組事項としてありますが、1番目に情報システムの標準化・共有化。これはもう既に総務課長もお分かりだと思いますが、これまで各課がハードウェアとかソフトウェアなどシステムの構築を行っていたが、地方公共団体の基幹系業務の20業務が利用できるということで、こういった標準化・共通化することでいろんなコストが削減できるということで、そういった意味ではDX化の推進に頑張っていたきたいと思います。2番目のマイナンバーカードの普及

促進ですが、3番目の行政手続のオンライン化の推進を進める上では、もう最低限マイナンバーカードは必要になっていますので、ぜひこれの普及率も上げていかないといけないかと思いますが、現在、中城村のマイナンバー普及率は何%ぐらいでしょうか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

交付率ということで認識しておりますが、5月末で約29.45%でございます。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時53分）

~~~~~

再 開（14時54分）

○議長 新垣博正 再開します。

玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 これが進まないことには、その行政手続のオンライン化が、普及が進まないということでもありますので、ぜひいろんなマイナンバーカードのメリット等を周知して、普及率を上げるようにしていただきたいと思えます。

それからマイナポータルでの手続というのがありますけれども、国が運営するマイナポータル、これでも子育てとか、介護とか、税金とか、そういったのがオンラインでいろいろ手続ができるということではありますが、そういった手続は本村ではやられていますか。子育て、介護等の行政手続等はどうなっていますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（14時55分）

~~~~~

再 開（14時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今現在、オンラインでの手続というのは行わ

れておりません。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 ではDXの推進と一緒に、これから始めていくということですかね。分かりました。

近年、このICTやデジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させていると言われております。これからの時代にそういった事業等を取り組んで、住民へのサービス向上のためにぜひ取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。これで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時56分）

令和4年第6回中城村議会定例会（第6日目）

| | | | | |
|---|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年6月10日（金） | | | |
| 招 集 の 場 所 | 中 城 村 議 会 議 事 堂 | | | |
| 開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時 | 開 議 | 令和4年6月15日（午前10時00分） | | |
| | 散 会 | 令和4年6月15日（午後2時55分） | | |
| 応 招 議 員 (出席議員) | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 安 里 清 市 | 9 番 | 比 嘉 麻 乃 |
| | 2 番 | 新 垣 修 | 10 番 | 安 里 ヨシ子 |
| | 3 番 | 渡 嘉 敷 眞 整 | 11 番 | 仲 松 正 敏 |
| | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 12 番 | 金 城 章 |
| | 5 番 | 桃 原 清 | 13 番 | 石 原 昌 雄 |
| | 6 番 | 玉 那 覇 登 | 14 番 | 伊 佐 則 勝 |
| | 7 番 | 新 垣 貞 則 | 15 番 | 新 垣 善 功 |
| | 8 番 | 大 城 常 良 | 16 番 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 5 番 | 桃 原 清 |
| 職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者 | 議 会 事 務 局 長 | 比 嘉 保 | 議 事 係 長 | 根 間 忠 |
| 地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者 | 村 長 | 浜 田 京 介 | こ だ も 課 長 | 比 嘉 昌 子 |
| | 副 村 長 | 比 嘉 忠 典 | 企 画 課 長 | 比 嘉 健 治 |
| | 教 育 長 | 比 嘉 良 治 | ま ち づ くり 推 進 課 長 | 金 城 勉 |
| | 総 務 課 長 | 與 儀 忍 | 都 市 建 設 課 長 | 仲 村 盛 和 |
| | 会 計 管 理 者 | 欠 席 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌 |
| | 住 民 生 活 課 長 | 義 間 清 | 上 下 水 道 課 長 | 仲 村 武 宏 |
| | 税 務 課 長 | 大 湾 朝 也 | 教 育 総 務 課 長 | 我 謝 慎 太 郎 |
| | 福 祉 課 長 | 照 屋 淳 | 生 涯 学 習 課 長 | 渡 久 地 真 |
| | 健 康 保 険 課 長 | 仲 松 範 三 | 教 育 総 務 課 主 幹 | 宮 城 政 光 |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 おはようございます。議席番号4番、屋良照枝です。議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

大枠1番、生きがいつくりについて。ふれあい事業、いきいき事業とよむちよ筋体操は、本村の地域づくりの活性化につながるものだと思います。今後の取組について伺います。①ふれあい事業の現状は把握していますか。②参加者の高齢化に伴う送迎やボランティアの勉強会、交流等はできるか伺います。③とよむちよ筋体操の現状とこれからの展開は。参加者の希望調査を行いスキルアップを図りたい。

大枠2番、護佐丸バスの運行拡大について。護佐丸バスの運行拡大は各字での行政懇談会やこれまでもルートの見直しや浜バス停の設置を要望しましたが、進捗はありますか、伺います。①浜バス停設置は検討されましたか。②時間帯におけるルートの見直しは検討されましたか。③護佐丸バスの利用について住民への調査アンケートは実施できないか。

大枠3番、PFASの検査について。県内で市民団体「有機フッ素化合物汚染から市民を守る連絡会」が京都大学の協力を得て、6月中にも350人程度で血中濃度を調査する予定だという新聞報道を受けて、①有機フッ素化合物PFASの住民の血中濃度を測る検査は実施できないか伺います。答弁、よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課、大枠2番は

企画課、大枠3番につきましては上下水道課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは大枠2番、護佐丸バスの運行についてでございますが、もう既に担当課のほうには見直しをしっかりとやるようにということは指示をしております。利用者にとってよりよい利用の仕方と申しますか、あるいはこういうルートを設けるともう少し利用が増えるんじゃないかだとか、その辺のものを今検討させている最中でございますので、屋良照枝議員からの地元の自治会からも要望書、要請書も上がっていることですし、真剣に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは屋良照枝議員の大枠1についてお答えします。

①ふれあい事業の現状について。今現在ボランティアが対象者年齢が80歳以上へ移行することで、担い手の不足ということ把握しております。また送迎時における対応、いろいろ知識とか送迎の方法とか、そういったことも苦慮されていると。コロナの状況において、ほかの組織との交流、そういった部分がなかなかできなくなっているということが、今、社協を通じて上がってきております。

②について、現在策定しています第2期地域福祉推進計画においても「支え合いネットワーク」の推進を掲げております。そのため各地区ふれあい組織からの要望に応じて、支援策については検討していきたいと考えております。

③につきまして、とよむちよ筋に変更されていましたが、まず基本的にとよむちよ筋事業におきましては、各地域のほうと調整をしながら、各地域に合わせた形で講師を派遣し、また内容については検討しているところでございます。その辺の内容について、さらなる要望があれば、また担当のほうにお話をさせていただき、その支援策については今後検討していきたいと考

えております。以上となります。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠2についてお答えします。

護佐丸バスの件については、行政懇談会や議会などにおいて利便性の向上に向けた要望があり、先ほど村長からも答弁がありましたとおり課内においても検討は行っている状況であります。①及び②の浜バス停の設置やルートの見直しについても検討は行っております。

③のアンケートについては、現在第五次総合計画の策定に向け取り組んでおり、その中の生活環境に関する項目において、公共交通に関するアンケートも実施しており、現時点においては予定はしておりません。護佐丸バスの運行についても、総合計画のアンケートからも公共交通に関し、課題があると認識しております。また屋良議員においても地域の声を多く聞いてこられ、これまでも困っておられる住民に何か支援ができないかと声にしており、それらの意見も踏まえ、支援の方法や村民の利便性の向上を図るため、課題の解決に向け検討を重ねながら、継続した運行が出来るよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは屋良議員の大枠3の①についてお答えいたします。

村は住民が抱くPFASの汚染への不安を重く受け止めております。受水団体である上下水道課としましては、最新の県企業局が発表している検査結果において、北谷浄水場のPFOA・PFOAの検出値が、国が定めている暫定目標値の50ナノグラムパーリットルを下回っていることで、水の安全性は確保されていることと認識していることから、PFASの血中濃度を独自の健康調査は現段階では考えておりません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員

それでは順を追って再質問いたします。

大枠1番の件で、①のふれあい事業を立ち上げたときの当初の地区ですね、そして今現在はどこまで地区が広まっているのか、数とかそういうことは把握していらっしゃいますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まずふれあい事業の経過についても少し述べたいと思っております。まずふれあい事業を当初スタートしたのが、当間地区で平成8年度に実施しております。その前に平成元年度から平成3年度にかけて在宅の痴呆性老人が抱えている問題点を明らかにするための実態調査というのが行われました。これはたしか国の補助金が使われていたかと思えます。その調査の後に、当時のコザ保健所が主催するセミナーを平成3年度から平成5年度にかけて開催をしてきました。その後、平成6年度から月1回の健康教育というのを2年半にわたり開催し、平成8年度の途中から当間地区が第1号としてふれあい事業を開始しております。それから今現在、最終的には16地区で実施をしているところでございます。基本的に地域組織の育成と地域で高齢者を支えるネットワークの形成というものを目的として、健康教育の一環として保健師が中心となってこの事業を展開してきました。平成30年度において保健事業から福祉課へ事業移管が行われ、その際に社会福祉協議会への委託の形態で実施をしている形になります。補助金については村のほうで支出し、その支援については社協のほうに健康管理を含めて委託をするという形で現在展開をしているところです。また社協においては、地域支援事業で配置をする生活支援コーディネーターも一緒になって、地域の課題を解決するという形で今関わっているところでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ありがとうございます。では課長、1点だけ。当初は当間でスタートして、今現在16、その関わっている担当の人数です。何課が関わっていて何名体制でというのを。当初のスタートと、今現在16地区が関わっているその人数の変化はありますか。担当している方の変化です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

当初は保健事業において保健師が中心となって行っております。私が入職する前で、資料が細かいのがもう廃棄されているのでないんですけども、聞いている限りでは保健師、その当時看護師も含めて二、三人の体制で健康教育が関わってきたと。健康増進係の係長も一緒になって地域支援に関わってきたという記憶がございます。今現在、社協のほうに移ってからは専任の看護師を配置しております、あと社協の職員1名、地域生活支援コーディネーター2名の体制で関わっております。福祉課のほうに相談があれば包括のメンバーが関わったり、私や担当の係長が関わったりという形になっております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 確認ですけれども、当初、最初のときには二、三人、大まかです。当間地区からスタートして今16地区です。その中で、今課長がおっしゃったのは社協から1人、2人、3名、それに何か要望があれば担当が1人ぐらい増えるということで、増えたとしても4名と仮定しても、最初の地区から16地区まですごく増えましたよね、盛んに行われていると思います。でも関わっているその担当の人数、特に保健師、そういったものの増えたというか、変動はないんですか、そのままですか。それとも何かヘルプみたいなサポート体制が取れているのでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

保健師について述べますと、当初からの健康保険課から福祉課のほうへ事業が移った。その前までは健康教育事業として展開しておりましたので、保健事業の一環としてボランティア団体の育成、地域組織の支援という形で行われておりました。福祉課に移ってからは社会福祉協議会のほうに委託をして、そちらのほうでまず基本的には看護師1名と担当職員1名が兼務ですけれども関わって支援をしていると。その看護師がなかなか回れないというときがあれば、うちのほうに連絡が来て、うちの看護師や保健師が入ったり、またうちも対応が厳しいときには健康保険課の保健師にも協力要請をして健康観察、健康管理という形での血圧測定とか、そういったことについては支援をする対応を取っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 多少の増え方はあると認識しておりますけれども、あと最近のコロナ禍における事業の在り方について確認をしたいんですけども。浜に関しては対象人数が25名ですけれども参加が22名で、何とか公民館の中の広さで、1回で行われる体制を取っているんですけれども、人数の多い支部は分けているとか、そういったやり方が違っているということを知っておりますけれども、それについての把握はどうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

具体的な実施状況については、細かいところは把握はできておりませんが、コロナ禍における課題とか、そういったことを社協のほうから聞き取りをしているところでございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では防災無線から浜のほうに聞こえる範囲の情報で確認しますが、津覇とか和宇慶、奥間地区の放送は、浜は

よく聞こえます。それで津覇も2回に分けて、人数が多いのでということに分けるといふ放送があります。和宇慶もそのような放送がありません。結局1回ではなくて、時間帯を、要するに人数が多いから、その公民館に入らないからコロナ禍の対応でやっていると思うんですけども、そのときに関わっている保健師、それはたて続けですか、それとも入替えをするんですか、そちらの情報は分かりませんか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 すみません。今、ふれあい事業についてですが、コロナ禍においては基本的に自粛をされているという情報は聞いております。とよむちよ筋事業におきましては、今現在人数の多いところは2回に分けて、自治会長にお願いをして放送していただいているところがございます。その中で担当職員、またそちらに入っている事業所の方については入替えはなく、前半、後半に分けて環境補正をした上でまた入っていただくという対応は行っているところです。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 私のほうが、ふれあいととよむちよ筋、ちょっと混合してしまいました。今はふれあい事業の件で確認をしております。先ほどはとよむちよ筋の放送の件でした。訂正いたします。

戻ります。ふれあい事業の件で、皆さんが集まって、コロナにおいて少し自粛をしている、その状況で、自粛期間において何か確認をしているとか、それからふれあい事業に関しては自治会長が各地区会長というふうに報告というか、それを見ておりますけれども、そういった休むとき、コロナにおいて何もしていないときに、何か見回りですとか確認ですとか、そういった何かできないときの対策とか、そういった情報というか、そういう連絡網はありますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

コロナ禍における自粛期間中の対応ということで述べたいと思います。まず基本的に地域の皆さんから県のほうで警報が出たりとか、緊急事態宣言またはまん防が出た際には、直接うちのほうに各地域から相談が入ったり、また社協を通じて入ったりしております。その中において、まず基本的には村の対応としてとよむちよ筋事業を基準として、こういう場合にはとよむちよ筋は自粛しますよということはお伝えしております。例えば緊急事態宣言のときには基本的には自粛をしておりました。まん防においては、とよむちよ筋事業においては各地域と相談をして、受入れをしていただける自治会においては基本的には実施をする方向でやりましたけれども、感染者の増大があったり、増減があったりする中で、やはりその辺を統一してほしいという要望等もありましたので、その中ではまん防下においても基本的に自粛した期間がございます。期間については手元に資料がないのであれですが、そういったことを参考にさせていただいて、ふれあい事業においては基本的には実施するのは各地域の団体、組織の皆さんの御判断ということで、地域育成、ボランティア団体を育成して活動していただいておりますので、役場の対応としてこういう対応をしていますよということを社協を通じて、また地域の皆さんにアナウンスをしていただいたところで自粛の判断はしていただいているところです。その中においても、どこの地区はちょっと今手元に資料がないんですけども、弁当とかお菓子類を用意して、各対象者の御自宅を訪問したという地域もございます。そういったことに関して趣旨目的が逸脱しなければ、地域の工夫においていろいろと展開をしていただいても構いませんということで、社協を通じて役場の見解は伝えているところがございます。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ありがとうございます。課長が今おっしゃった弁当配布、お菓子配布、これを行っているのは浜地区です。浜は22名の対象者がいますけれども、8名が一人暮らしで、昼間一人でいらっしゃる、3分の1以上が一人でいらっしゃるという実情がありますので、お昼を届けながら見回りで確認をする、それが私たちボランティアの共通確認で、自粛期間であっても届けることで見回り、それから確認ができる。その代替り中には入らない。玄関先、あるいは声をかけて、置いておくからねというか、そういう確認の程度で、今おっしゃるみたいに全然やらなかったという月はありません。最低でも弁当配布を行ってきました。それが地域の見守り、それからふれあい事業の一番のやることだというふうに、浜のボランティアのみんなはそういう共通理解で、検討はしながら弁当配布はしていこうということで、今現在行っていますし、また今緩和されて、また集まれるように、顔を見てできるようになっていますけれども。それについて、今やっている地区、やっていない地区、各地区がおのこの自分たちの見解でこの作業を、特にコロナにおいてやってきたということで16地区の中でまだ全員とは関わってはいないんですけれども、8地区が、浜は毎月できたのという、その情報交換ですね、そういったのを一生懸命に取り合っています。自分たちのところは集まることさえ、声をかけることさえすごく躊躇しているということで、自治会ですとか、そのボランティアに関わっている、こういうことなんですよ。情報交換、集まる機会がコロナでできなかったというのはあると思うんですけれども、一番大事なのは自治会長がこれの会長だということです。リーダーだということです。自治会長会は止まった月、集まらなかった月があるんですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時26分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

自治会長会につきましては、地域の自治会長の集まりが自治会長会であると認識をしております。村が直接関わるのは事務委託者としての関わりですので、自治会長の集まらなかった状況というのは把握しておりません。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時26分）

~~~~~

再開（10時27分）

○議長 新垣博正 再開します。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今、確認したいのはふれあい事業の地区の会長は、リーダーは地区長だということです。自治会長だということです。その認識は間違っていないよ。それに対して、その自治会長が集まる集まりは毎月、要するに必要性があるから必ずあると思っているんですよ。コロナだから集まれない、それは工夫を凝らして何か連絡を取るとか、そういったふうに毎月なかったということは、ないというふうに確認を取りたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（10時27分）

~~~~~

再開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今、私が確認したいのは、コロナ禍によってふれあい事業が止まっていた地域、それから継続してやっていた地域、いろいろなやり方があった。でもそこに事務委託者とおっしゃる自治会長は全て関わっている

んですよ。各地区で。それについて情報収集、それから、そちらは今月できたんですか、休みでしたかということで、課が違うとは思いますが、そういったコロナ禍において各地区の情報収集、そして何とか続けられるというか、要するに対象者が高齢者の方であるというのを常に意識を持ってもらいたいです。本当に今月集まれて大丈夫だったけれども、来月には人数が少なくなっていたり、それから病院に入院してしまったとか、本当に日々変わるんですよ。そういったふれあい事業というのは、対象者が80歳以上、高齢者であるということ、そのほかに目を配って、ぜひ細かく、せつかく自治会長がリーダーですので、情報とかそういったものは小まめに聞き取れると思いますし、月2回そうやって役場のほうに見えるんですから、自治会長会、事務委託者会議のほうを大いに利用して、地区の情報収集、それからふれあい事業についても生かせればと思ってこういう質問をしております。ふれあい事業について、16地区ですけれども、全て地区任せですか。何か研修会ですとか、そういった関わっているボランティアの方、不満ではなくて困っているとか、そういう情報収集の機会は、聞き取りとか、そういった声は耳に届いていますか。それとも実際に聞き取ったことがありますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず福祉課のほうに事務移管がされて後、こちらのほうで社会福祉協議会に委託という形で対応して、その後、ボランティアの研修とか、昔保健事業でやっているときには、年1回ボランティアの宿泊研修があったりとか、そういった中での情報交換または組織の集まる集いの場とか、そういったいろいろな調整会議とか、そういったことはされておりました。しかし福祉課のほうに移管されて後において、その辺が十分できていないという現状がございます。その

点については反省しながら、また社協と細かく話を詰めて今後是对応したいと考えております。毎月の事務委託者会議における自治会長に対しての参加されている方々に対して、福祉課として何か聞き取りをしたかということはありません。社会福祉協議会のほうで地域支援コーディネーターを中心に今自治会長の方々と関わっておりますので、その中でいろいろ情報を集めているということの報告は受けております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 あと1点だけ。当間地区が立ち上げの第1号でした。今現在、当間地区のふれあい事業は続いておりますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

実績報告で上っている内容としては、当間地区も自粛は結構長かったんですけども、開催はされております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では村が一番に立ち上げた当間地区ですので、浜は遅れてやっていますので、当間地区に何度も見学に行ったりやり方を学んできました。だから中城村において当間地区は最先端と行っていると目標にしておりますけれども、当間地区の今のボランティアと対象人数、当初のときと今現在、別に詳しい人数はよろしいですので、増えているのか減っているのか、そういった見解を伺いたいです。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

当初の資料がございませんので、今比較ができません。この3年間においては、当間地区に限らず全地区において基本的に対象者、ボランティアの方々の減少は見受けられます。全地区においての対象者、ボランティアの減少はあるという現状は把握しています。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 課長、減少がある。地



区が増えたんですから、上がるべきですよ。増えるべきだと思うんですよ。今は当間地区だけを言ったのでちょっとあれなんですけれども。要するに言いたいことは、当初ボランティアで関わっていた方が、そのまま年を重ねるにつれて対象者になるという現状です。そしてボランティアで関わった人があまり増えないという各地区の状況なんです。対象者だけが、80歳以上の方が増えて、お世話をするボランティア、そして今現在浜で言うと送迎が一番ネックになっています。要するに対象者の80歳以上が多くて、公民館、漁民センターは距離がある。そこに対して参加はしたいけれども、迎えにきてほしいという声かけがあるんです。22名の参加者のうちで12名が迎えに行かないと参加が厳しいという状況です。そういったところの参加者を送迎するに当たって、そういった送迎に関して気をつけることとか、そういった勉強会ですとか、そういった情報提供ですね、そういったものは皆さんに知らしめるというか、そういう情報交換ですとか、役場から社協からそういった情報提供、こういったことに気をつけてとか、資料とか勉強会ですとか、そういったものは考えられますか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今、議員のほうから御提案のある、お話のある送迎に限らず、その他の部分におきましてもいろいろな要望、御意見、また不安、悩み、それについて今後社協と調整をして、各地域の声を聞きたいと考えております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ16地区のこれだけの方が関わって、それなりに増えておりますので、今後これ以上に地区を、ふれあい事業を増やし、そして中城村の元気なお年寄りが、そしてみんなで触れ合いをして地域づくりができる、そういったものを目指していただきたいと思います。

ます。送迎に関しては、ぜひちょっとした情報で大丈夫なんです。私事であれですけれども、関わっておりましたので、本当に入院とかお家に帰るときの、ちょっとしたお風呂を入れるとき、それから車に乗せるとき、そういったもののちょっとした気遣いでもってスムーズに動作ができるとか、そういったものは本当に入院している病院の中の半日、本当に1時間程度の勉強会で仕入れた情報で、今現在私の中に知識として残っています。そして対象者の皆さんにボランティアとして関わるときに、その知識は今とても私は役立っております。だから車に乗せるとき、それから階段を昇り降りするとき、どういうふうにしていくかというのはそのときの知識です。40代の頃の知識です。それが今も生かされている。1回だけしか勉強はしていません。でも関わっていたらちゃんと身につくんです。ぜひ今、各地区で送迎について、迎えに行き参加はさせたいんだけど、連れて行くことで、乗せることでけがをさせる、指を挟む、足を挟むとか、本当にちょっとしたことなんですけれども、とてもひやひやしたことがあるということで、なので皆さんに何を気をつければ大丈夫なのという感じで、直接私が聞かれるんですよ。だからそういうことをぜひ担当者の方が皆さんに聞いて、資料でもいいですし、それから本当に困っている声を直接拾い上げて、ふれあい事業が長く続けられるように希望いたします。頑張ってください。

では大枠2番に移ります。護佐丸バスの運行について質問いたします。先ほど村長のほうから、とても力強い、本当にうれしい報告というか、私はちょっと希望が持てたなと認識しております。まずこのルート、全部ひっくるめてお聞きします。ルートの見直しというか、担当課にいろいろと護佐丸バスについて検討、見直しを村長のほうからも指示があると伺いましたので、まず以前石原議員が護佐丸バスの提案と

どうか、ルートの提案について示されておりました。これについての検討はされましたか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

石原議員からのルートの変更についての意見、こういうルートがあれば現在の課題としているものが解決できるのではないかと提言があったりしましたので、内容を確認しながら行ったんですが、やはり2台でということになると、乗り継ぎの時間帯や運転手の休憩などに課題が出てくるということで、2台では現状の利便性をさらに向上させるのはちょっと厳しいのではないかと考えて、内部では検討しておりました。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 確認ですけれども、今現在2台バスは走っていますよね。そのバスの台数は変わりなく、石原議員が提案しているのは台数は2台、その2台で走りますよね。私も何度か見直しております。朝の通学に関しては、何の変動もないですよ。そこに関しては評価できると思いますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 朝の便については、通勤通学ということで2便については変更はありませんので、昼時間の変更についての提案については、よいものだと感じています。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では通学については、少し置いておきたいと思います。今課長がおっしゃった運転手の休憩、それから乗り継ぎについてちょっと難があるということで検討事項ということですが、運転手の勤務体制というか、時間的な休憩というのはどれぐらいの休憩なんでしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 運転手の方々については、朝早い時間から夕方は帰り7時半頃になる

と思うんですが、午前中、午後の方ということで交代勤務をしております。4名で対応していただいております。その中で一周する時間が1時間半ぐらいですので、その間にトイレ休憩なども含めて5分から10分程度を吉の浦会館などで休憩をしていただいているところです。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 最終の時間を確認したいんですけども、今夕方の7時半とおっしゃいましたけれども、バスの運行の最後の時間をお願いします。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時44分）

~~~~~

再 開（10時44分）

○議長 新垣博正 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 最後の便が、吉の浦会館に18時19分、もう1台が18時17分になっています。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 18時19分、夕方の7時までは走っておりませんよね。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

バス停の最終便についての先ほどの時間ですが、最終的にはバスを運行して終了して車庫までの時間帯も含めて最終的な時間を約19時半ということで答弁をしております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では通学の朝の便等は置いておいて、昼間の護佐丸バスの運行について確認します。そして夕方の7時半。とりあえず吉の浦に帰ってくる6時半までの通勤の運転手の勤務帯、時間帯、そういったのを確認したいんですけども。まず昼間の利用状況、おおよそでいいです。そんなに利用状況がされてい

るのか。そういったのを確認したいです。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 時間帯による利用状況の数値を現在持っていませんが、ただし昼間の時間帯についてはやはり朝の時間帯に比べて少ないということで認識しております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 私はそのバスを利用している吉の浦に、老人会活動のために利用している方の6名だけなんですけれども、それぐらいしかバス乗っていますという方に声かけができなかったものですから、その方々の利用状況の中で問題点というか、確認をしたいことがありますのでよろしくお願いします。まず最初の老人福祉センターから吉の浦のほうに老人会活動が移りました。それに対して、老人会の活動をするために朝の10時、午後は2時から、そういったいろいろな老人会の活動があります。それに対してその時間帯に利用して、吉の浦にそのバスを利用して行きたいという強い希望があります。それに関しては村老連のほうからも要請をしているし、声もかけているということで、これも十何名から聞きました。電話もしたこともある。それから吉の浦に間に合うように走らせてくれないとか、そういった話をしたこともあるということも耳に入っております。今現在のこの護佐丸バスのルートで、この時間帯にそこに着くことは、その時間で着くのは難しいんです。今利用している6名に関しては、10時に着いて利用する方については、9時前後に着く、それで利用しています。要するに正味一時間の待ち時間を余儀なくされて、それでも護佐丸バスのほうが良いということで乗ってらっしゃいます。2時の利用時間に関しては45分待ちます。吉の浦に着いてから。そういった時間を調整して、帰るときには4時に終わるんですけれども、4時10分が出るので、本当に帰るときには乗り遅れるというか、そういったことも

あります。とても時間調整が難しい、利用しにくいというのが声なんです。その声も生かして、石原議員が提案しているこの時間帯でいくと、その活動にも今現在よりは多少、30分ぐらいの短縮ではあるんですけども利用がしやすい。そして一番メリットなのは、夕方の6時30分、そこのほうの利用状況ですね。これをもう少し後ろのほうにすると護佐丸バスを利用している大人の方々、そういった方の利便性がよくなるんですけれども、再度お聞きいたします。ルート変更について、検討の余地はありますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 ルート変更については、いろいろと石原議員の提案なども含めて検討はしましたが、やはり現在の利用者、例えば先ほどの吉の浦会館での老人会活動だけではなくて、それ以外の方も乗車しているということもありますので、その辺の利便性が悪くなるようなルート変更は、やはり厳しいのではないかとということで担当課は思っています。ただしいろいろな課題、要望等を解決するためには、やはり台数も検討しないといけないと考えております。ただし先ほどの老人会活動の部分については、福祉課のほうからもお話があったりしましたので、護佐丸バスの利用ではなくてその他の方法がないかということも検討の1つではないかということで話はしておりますので、なかなか厳しい状況ではありますが、いろいろな方法を検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ護佐丸バスですね、みんなが乗って利用しやすい、そういったものにやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。護佐丸バスのこの件について、私が希望するのはただ1点です。浜は、護佐丸バスが通っておりません。村内で唯一浜だけが通っておりません。その浜にルートの見直しは検討してもらえということですので、護佐丸

バスが浜に通る可能性はありますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

やはりいろいろな課題があつて、浜バスだけではなく、利便性を高めるために担当課としては検討していきたいと考えておりますので、浜のバス停設置についても可能性があるというふうには考えております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ利便性、それからルートの見直し、そして中城村内に、全地区に護佐丸バスが通るといふこと、それを実現していただきたいと思ひます。

それでアンケート調査なんですけれども、こういったことを、ここにも通してほしいですとか、護佐丸バスの使い方とか、そういったものについてアンケートといふか、声を拾う、そういった機会は何か考えられますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

先ほどの答弁と重複しますが、現時点では総合計画のアンケート、また議員からの要望、住民の声を聞いての要望ですので、そういうものを含めて検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ先ほどの村長の答弁、それから課長の答弁がありましたので、この護佐丸バスについては浜のほうも走るチャンスが、走っていただけるものだと信じて、見直しですとか検討の朗報を待ちたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では大枠3番のPFASの検査についてお伺ひいたします。新聞報道で知りましたけれども、血液検査の濃度を図る検査は、中城村は京都大学の調査の対象の中に含まれていなかったため、そのことを危惧してあります。中城村も必要ではないか、実際にPFAS、その水を上地区は流

れています。それから下地区のところでも、和宇慶のほうでちょっとあつたというふうな情報として、新聞でしか知り得ていませんがそういったお話もありますので、住民が不安に思っているものを取り除くためにも、この調査について検討、それから考えていくべきことではないかと思ひますので、再度質問いたします。これについての検査の実施はありますか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 上下水道課長からも答弁がありましたとおり、含有量が基準値を下回っておりますので、現在のところ検査の必要はないと考えております。また健康保険課で実施している住民健診、特定健診の血液の検査項目は、高齢者医療の確保に関する法律に基づき実施しておりますので、検査項目の追加の予定は現在ありません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 中城村としての濃度検査はないと確認が取れておりますけれども、京都大学の6月中やがて、中城村は残念ながら含まれておりませんが、他地域の血中濃度とか、そういったものが検査結果で出てくれば、住民の情報とか必要性がまたにじみ出てくると思ひますので、そのときになって、また再度情報を収集して再質問したいと思ひます。

時間ですので、私の一般質問をまとめたいと思ひます。私のこの中で、護佐丸バスが浜地区を通ってもらうという、これを最重要課題としてやっていきたいと思ひますので、ぜひ浜に護佐丸バスを通していただけるように見直し、検討をよろしくお願ひいたします。以上をもって一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時58分）

~~~~~

再開（11時10分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員

皆さん、こんにちは。12番金城 章一般質問を行いたいと思います。質問は以前から私が取り組んでいるものですので、確認のための質問です。ぜひいい答弁をいただきたいと思います。

大枠1番、道路行政。①東西道路（宜野湾横断道路）の進捗状況はどうか。②奥間南上原線の進捗状況はどうか。③国道329号線奥間交差点右折（南上原へ）の工事完了はいつの予定か。これは、この南上原線について、国道の交差点が完了するのと併せて、ぜひ南上原線も完了ができるのか確認のための質問です。

大枠2番、村老人会及び各諸団体使用施設の設定についてであります。①村老人連合会をはじめとする村の各種団体組織の使用する施設の設定の考えはないか。②現在、各団体で使用室を持っている団体があるのか。何室で団体名、何団体が使用室を持っているか。

大枠3、中城中学校、中城小学校、津覇小学校建設についてであります。①中城小学校、津覇小学校の建設計画の進捗はどうか。今、計画だと思えますけれども、そのことだけでよろしいです。それと、現状と各学年の教室数はどう変わるのかだけ教えてください。②PFI施行とこれまでの工事施工との違いは。メリット、デメリットはどうか教えてください。③中城中学校建設用地確保の進捗はどうか。これも予算化されていますので、この現状を教えてください。

大枠4、会計年度任用職員について。①会計年度任用職員のフルタイムの人数と職種、課名、またパートと言われる任用職員の数と課名、中城村の正職員との比率があれば、比率も教えてください。②会計年度任用職

員の給与、報酬の改善（増収）の考えはないか。正職員と非常勤職員の仕事内容の違いは何かあるか。以上でありますけれども、ぜひよい答弁を望みます。よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番は福祉課、大枠3番は教育委員会、大枠4番は総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、村老人会をはじめとする施設について、少しお話をさせていただきますが、当然いろいろな団体の施設というのは整備していきたいという思いはございます。ただ御承知のとおり村の単独事業と言いますか、補助金の見込みのない部分につきましては、非常に厳しいものがあるというのは、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。そういう意味では、いろいろな複合施設的な考え方、あるいは官民一体となるような複合型だとか、いろいろな可能性を探りながらやっていくものだろうと思っております。

また詳細につきましては担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の学校建設については、教育委員会としては、できるだけ早く子供たちの教育環境を整備し、充実した教育活動ができるようにしたいと思っております。現在、いろいろな課題解決に向けて一生懸命取り組んでいるところです。詳細については教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1についてお答えいたします。

①の宜野湾横断道路の進捗につきましては、新たな将来交通量推計を設計に反映させ、これまでの計画内容の検討を行っていく予定となっ

ております。令和4年度は新たな将来交通量推計を用いて設計の精度を向上させた上、検討委員会を開催して審議する計画であるとのことですので。

②の奥間南上原線の進捗状況につきましては、石原議員、伊佐議員の答弁と重複しますが、今年度は物件補償調査委託を行う予定です。当初予定していた用地買収及び物件補償については、沖縄振興公共投資交付金の配分額が要望額を大幅に下回っているため、追加要望などの状況を見ながら検討していきたいと考えております。

③の国道329号の奥間交差点の工事完了につきましては、この拡幅工事については、令和5年度工事完了予定だと伺っております。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは金城 章議員の大枠2についてお答えします。

まず①についてです。今年5月16日に社会福祉協議会の会長をはじめ役員より、相談室、倉庫、各種団体等の使用スペースの確保、就労継続支援B型事業所「きらり」の移転に関する要請を受けました。それをもって現在、関係課との調整を福祉課が主体となって行っているところです。なお、先ほど村長答弁にもありましたように、村単独での施設整備というのは、なかなか補助金がない状況で、厳しい状況となっておりますので、いろいろな検討を今後も重ねながら施設整備については検討していきたいと考えております。

②についてです。従来、老人福祉センターの一室を共同使用していた団体は、中城村老人クラブ連合会、中城村民生委員・児童委員協議会、中城村身体障害者福祉協会、中城村障害児者を育てる会、中城村母子寡婦福祉会の5団体となっております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では大枠3の①

から③についてお答えいたします。

①について、中城小学校、津覇小学校のPFI方式による建設を行うため、現在、事業選定に向け事業を進めています。既に村ホームページにおいて、4月1日には実施方針策定の見通しの公表を行っております。5月13日に実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表を行っております。また各学年の普通教室数においては、現在の児童数から将来予測なども踏まえ、将来必要となる学級数として両小学校ともに各学校12クラスの普通教室を整備します。令和4年度においては中城小学校が普通教室においては18クラス、津覇小学校においては13クラスの教室数となっております。文部科学省の補助は、空き教室の設置分には補助が適応できないため、現在両小学校で行っている15人学級を行うための空き教室は確保しておりません。

続いて②について、これまでの従来方式は、設計、施工、維持管理等を年度ごとに各分野の事業者と契約を行って行っておりましたが、PFI事業では、各民間業者が本事業を実施するための当別目的会社を設立し、設計から建設、維持管理を含め、長期的な契約を行います。PFI事業のメリットは、民間事業者の持つ独自技術やノウハウを設計や工事に活用しやすいため、一定のコスト削減や事業期間の短縮が期待できることや、施設整備費等の初期投資費を民間事業者が調達し、事業期間中で割賦支払が可能となることから村の財政負担の平準化が可能であることなどが挙げられます。デメリットとしてはPFI法にのっとった発注手続が必要であり、従来方式の発注に比べて期間を要する点が考えられます。

続きまして③について、中学校の移転用地取得に係る用地交渉は現在、まだ行っておりません。教育委員会としては、中学校の移転を行うための学校用地はできるだけ早く取得したいと考えております。現在、県への補助事業に該当

するか確認をしていますので、その結果を踏まえ、早急に用地取得の時期の判断を行いたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 会計年度任用職員についてお答えいたします。

フルタイムの会計年度任用職員を18名採用しております。内訳は、吉の浦保育所で17名、生涯学習課で1名でございます。パートタイム会計年度任用職員は、161名を採用しております。全ての課に1名以上が在籍しております。パートタイム会計年度任用職員の率につきましては、52%程度であると考えております。

次に会計年度任用職員の給与、報酬の改善についてお答えいたします。会計年度任用職員制度は、令和2年度より導入している制度でございます。中城村職員の給料表を参考に、職種ごとに設定しております。これまでの間、中城村職員の給料表の改定をしていないことから、会計年度任用職員の報酬等についても、改定は行っておりません。しかし導入後3年を経過することから、今後何らかの見直しができるか検討したいと考えております。会計年度任用職員は、一般事務から各種専門職、調理員など様々な職種があるため、正職員との仕事内容の違いを一律の説明することはできませんが、非常勤職員の大部分を占める、一般事務のパートタイム会計年度任用職員については、正職員の標準的な業務量より少ないものと考えております。なお保健師や社会福祉士、土木技術士など正職員と同程度の業務を担っている非常勤職員も、実態としてと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問を行います。

東西道路は進捗がないと、奥間南上原線の拡張計画について伺います。これは実際にあと何年でできる予定か。この国道329号は令和5年

度完了の予定ですがけれども、令和5年度完了で臨めるのかどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今の補助金の配分状況からしますと、令和6年頃になるのではないかと今見込んでおります。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この件も、先々に取り組んでほしかったですね。国道の右折開通をしたときに、南上原線がまた混んでくる状況が、1年後にしか開通しないということは、1年は混んでくる状況ですよ。事業によっては、先々に取り組まないといけない事業があると思いますので、ぜひその面は皆さん考えていただきたいと思います。この予算の見通しが減になったということの答弁をもらいましたけれども、今年度用地取得がどれぐらいできるのか。用地取得は今年度できるのか、来年度できるのか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

今年度当初予算には組んであったんですが、その分の配分がなくて、追加額にもよりますが、今年度の実施は厳しいものと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 早めの取組を頑張ってください。予算も計画も先々に進めていってれば、もう完了していたと思いますけれども。一般財源でやる予定はないか、企画課長。財源は別の補助金じゃなくて、それでも取り組むべきだと考えますが、どうですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

やはり財源的には厳しいところもありますので、補助事業でできる事業については、その活用を含めて計画をしていただき、実施していきたいと財政部門についても考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この南上原線は計画的にちょっと問題がありましたけれども、ぜひ予算があるときにいろいろな計画は、事業計画を進めていただきたいと思います。大枠1はこれで終わります。

②について、補助金の対象が少ないと。村長も各種団体複合の何か設備ができないかという話をしていましたけれども。私も以前ずっと複合施設的なことを望んでいますが、各種団員は、今ほとんどボランティアで活動していると思っています。そのボランティアで意欲的に活動している団体がほとんどです。その団体の活性化のためにも、各団体が必要とする施設は絶対になければいけないと思います。老人会を含め先ほど課長から答弁ありました団体も、社会福祉協議会と兼用で使って、ほとんどお互いの会議が重なったら別の施設をまた段取りしたり、そういう余分な作業が出てきます。村にはいろいろな団体があります。小さい団体から、老人会が一番大きな団体なのか、社会福祉協議会もそうですけれども、ぜひこれは将来的に実現していただきたい。予算的な問題を解決する方法は、何かないですか。どなたかこの造る方法とか、先ほどの答弁では補助金が難しい話でしたけれども、どうにか何かいい案があれば。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

補助金については、例えば老人福祉センターに関しては補助金の廃止、国のほうで廃止になっており、新たな社会福祉施設を村が補助金を受けて造るというものについて、今ほぼ皆無に近い状態、いろいろ探したんですけどもない状態でした。例えば民間、教育委員会が行っているPFIとか、そういった形の活用をすれば民間団体のほうで、例えば今社協と調整しているのは競輪事業とか日本財団とかの補助金がございますので、そちらを社協のほうを活用し

て建てる検討というのも今行っているところです。これについてはいろいろな募集時期やら額、大きさ、選考というのがございますので、確実に取れるものではないという状況がございます。そういったことをいろいろ考慮しながら、社協と意見交換を重ねているところです。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先月ですか、社会福祉協議会に用事がありましたのぞいたら、やはり以前の老人福祉センターと違い、職員が狭苦しいところで仕事をしているような気がしました。そこで老人会も月に2回の会合があったり、役員会なり、そこでそういう使用状況が、よく各部屋を使っているということですので、ぜひ早めに検討して、今民間団体のPFIでもいいです。この敷地を求めて、ぜひ造れるように頑張っていただきたい。敷地は今の旧庁舎跡でもできますし、この新庁舎周辺でも確保できると思いますけれども、これは早めの検討をして実施できるように、ぜひお願いします。

次に3番目の学校建設について質問します。先ほどの課長の答弁で、小学校は教室数が少なくなると答弁がありました。それで十分空き教室が確保できなくて15人学級が行われないと今答弁しましたけれども、小学校の完成は、津覇小学校は令和8年ですか、中城小学校に対しては令和9年ですね。その後はこの15人学級はやめる予定なのかな教育長。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

当初、少人数学級を導入した際には、空き教室があるということで、小学校は3校ありますが、中城小学校と津覇小学校の空き教室を利用して行っております。これまでの答弁にもありましたが、財源及び空き教室が可能な限りは続けていきたいということで答弁もしております。今後、中城小学校と津覇小学校を建設



するに当たっては、文科省の制度については児童数によって学級数が決定し、必要な面積の分の補助しか該当しませんので、空き教室については先ほど答弁しましたとおり補助がきかないということで、現段階においては学級数については必要教室数分だけを整備するというように考えております。建設後においては空き教室がありませんので、その実施はできないと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先ほどの教育長の答弁にも、教育環境をよくするための早めの学校建築、そういうことを求めています。子供達に対しても、これは児童育成に関してももっと取り組むべきだと思います。予算に係る分の割合も今補助金の割合に対して、村が出す財源のほうが多かったですね。この15人学級を確保しながら学校建設はできないものかどうなのか。15人学級は村長の取組だと思わなければならないけれども、教育長と二人ですね。ぜひこれは確保しながらやっていくべきだと、一番の中城村の宝は子供だと思います。この子供の育成、教育はもっと強く取り組まないといけない。新設の学校を建設するときに、そこは文部科学省の基準じゃないということをやったときに、どうなのかなと思っております。このことについて、どなたか答弁できますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

村としましても、少人数学級が続けられるのであれば実施できる方向で考えたいというのがあります。ですが今現在、建設事業においては新型コロナによる影響や昨今の世界情勢の影響によって、建築資材が大幅に高騰しているという状況もあります。学校建設に係る予算額が、当初計画した事業費よりもかなり膨れ上がっている現状もあり、今の財政のことを考えると、

空き教室分を整備するのは大変厳しい状況なのかということで考えております。ですので空き教室については、整備は厳しいという判断を行っております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは村長にお伺いします。

村長も子育ては一丁目一番地で皆さんよく言いますけれども、この子育てはせつかく先んじて15人学級に取り組んだ。そのことで学校建設に対して、空き教室の少し余分なお金と言ったら語弊ですが、ぜひ教室を確保して取り組むべきだと思います。また津覇地区もこれから西原バイパスが完了するに当たって、確実な人口増になると見ていますが、このことに対しても、やってみないと分からないと以前答弁をもらいました。これは教育的にどうなのかなど。補助事業は3割ですね、そこはまた財政を確保して取り組むべきだと思いますが、村長いかがですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 教育委員会との協議はもちろん必要にはなってきますけれども、お気持ちは私も同じ気持ちでございます。ただ先ほど教育総務課長からもありましたとおり、かなり厳しい状況というのは変わりありません。財政的にそこまで広げるという部分については、しっかりした判断をしないといけないなどは思っております。先ほどの資材高騰も含めて、そして物理的にかなり厳しいと思います。最初から15人学級を考えてやっていくということに関しては、財政の話だけをします。教育委員会との協議は別にして財政だけの話を考えますと、かなり厳しい状況だということだけは御理解をいただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これが以前説明を受けた資料から読み込んだんですけれども、維持

管理で大体平均すると15年だと、予定は、各小学校で。この予定ですよ。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 維持管理及び事業者が負担した分の一般財源部分を15年割賦払いで返済していきます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この計画書で、説明書では中城小学校が約3,700万円ですか、津覇小学校が約4,000万円、毎年、15年ですよ村長。15年でPFI事業で返却が終わるという計画ですよ。それを少し延ばしてでも、今15人学級をあと1部屋増やせば可能だと思うんですけども。この予算につけて15年間返却で割り振りができて、それを造らないのかどうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えします。

先ほど金城議員がおっしゃられた部分は一般財源の部分と、あと維持管理に係る部分が15年の割賦払いの支払いで行っていきます。ですが起債がありますので、この起債の部分については25年元金と利息の支払いが発生しますので、かなりの村負担が出てきます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今25年、起債は起債で返還ですよ。これが15年で終わるということは、その分はもっと投資できるということですよ。今までやっているということは、事業者には15年で支払いができる。これを延ばせば、この15人学級の部屋を造ってもできると思います。先ほど言った人口増を見込んでの要するに投資ということで考えれば、何でもないと思うんですけども。村長、ひとつ答弁お願いします。もう一度。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 決して何でもない金額ではないですよ。村政を預かる身からすれば、まず

は財政をしっかりやりながら、ただあえてこの議会の中での答弁は財政だけの話をさせてもらいますけれども、我々にはやはりそれなりの、ウチナーの言葉で言うとジンブンがありますので、それをどうやって維持していくかというのは、実はもう検討しているところでございます。間違いなくあえて言わせていただきますけれども、15人学級にしたおかげでかなり学力は向上しております。これが我々の担保になると信じております。こういう結果を残した上で、いろいろな交渉事に入っていくのではないかとこの程度にとどめておきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 確かに今村長の答弁があったとおり、この15人学級は村民から相当評価されています。よく父母から聞きますけれども、そのおかげでやはり学力がずっと上がっていると。いいことは続けていくべきだと思うんですけども、そのこの財政面のところですね、ぜひ考えて、今村長から答弁があったみたいに、これを続けていけるような体制で臨むことをぜひ考えてください。

今議会は、学校のことですいろいろな質問がありました。それから1つだけ。このPFIの工事に対して、前回も質問しましたが、解体から運動場周辺整備、いろいろなことも加味してこの事業所に任せるとの説明書で受け取りました。これはやはり村が最終的に財政を出すものですから、村内事業所にも要するに各事業所にも発注するべきだと思いますが、発注先を変えても、実際にはその予算内で止まるかどうか。その予定はあるのか。実際には解体とか運動場整備とか外構植樹、そういうことをぜひ考えないと、また村内業者育成にもならないと考えます。その面はどうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 質問にお答えします。

今回の従来方式であれば、この事業個所において別発注ができると、そういう取組も可能ですが、実際に今回初のPFI事業として取り組むことになっておりますので、PFI事業においては先ほど申しました特定目的会社を設立します。その中に参加としていろいろな業者が入ってきます。実はその業者の中の選定においては、グループに入る業者については、要求指示書案のほうにおいても村内企業を補正上入れてほしいということも明記しておりますので、その部分へは村内業者にも還元ができていくのかと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 別の事業なんですけれども、消防の出張所を造りました。そこに村の業者は入っていないような気がしたんですよ。あれはPFIとは言いませんが、そういう方式ですよ、あれも。この事業主体が別の事業所で決まれば、村内事業者が入っていかないんじゃないかなと。今、課長は指定したと言いますが、村の事業所が入れるように、これも検討を重ねてください。

それともう1つだけ、設計にこれから入ると思いますので、今の日本の建築は、大体平米でやります。これは教室も50平米以下だと思えます。それと高さ2.1メートルに基準はなっていると。現在、ほとんどの住宅の天井の高さは2.5メートルぐらい。事業を短縮しようと思ったら、容積を少し小さくすれば事業費も抑えられるんですね。この圧迫した空間じゃなくて、容積を求めることはぜひ考えていただきたいと思えます。これからの課題として、ぜひ課長、検討していただきたいと思えます。この件はこれで終わります。

中学校の建設も用地確保、予算化しましたけれども、ぜひこれは先行投資だと思って用地を確保しないと前に進まないと思えます。このことについて教育長、どう思いますか。これは用

地が、以前の課長の説明では県の許可が、補助金の許可が下りなければやらないような説明を受けました。しかし単独でも中学校移転は将来的にやらないといけないはずですよ。ぜひ用地確保は、県の結果がマイナスに出た場合、駄目だということで結果が出た場合どうするのか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

教育委員会としましても中学校の移転については、教育環境の向上を図るためにも現在の騒音が多い国道沿いではなく、公用施設が集約している吉の浦周辺に移転することは非常に有効的であると考えております。その移転を実施するには必要となる用地、建築費については財政負担の軽減を図るためあらゆる補助メニューも考えないといけないと考えております。教育委員会としては今後の用地の購入については、これは8月頃に小学校の事業費が大体確定しますので、あと9月において県からの耐力度調査による補助該当の主な確認及び現在まちづくり課のほうで進めている商業施設誘致に伴う経済波及効果の事業の完了もします。あと村財政との協議を行って、事業実施の確認を行った上で実施可能と判断できた場合には早急に地権者に説明を進め、用地交渉につなげていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今まで私が言ったことは、ぜひ検討してください。

次に会計年度任用職員について質問します。課長は、3年たったということで見直しが必要だとおっしゃいました。最初のこの新規の基礎号給額を決めたときに、どのような経緯でこれを決めたのか。それで他市町村のことを調べてみました。近隣の市町村との比較で、中城村の基礎号給額が少ないです。そこは近隣を見据えてこれを設定したのかどうか。ぜひお願いし

ます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

導入当初の基礎号給の設定につきましては、もちろん近隣市町村、あるいは近隣じゃなくても中部地区の町村、あるいは県全体的な町村の基礎号給についても調査をしております。それから通常の本村職員のそういう号給等も参考に決定しております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちなみにすぐ近くの北中城村の号給ですね、私が以前から言っている保育士とか社会福祉士、栄養士、その単価がどれくらい違うか課長、御存じか。北中城村と中城村の違い、どれくらい差があるか御存じですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

詳細の額については、今資料を持っていませんので、そこら辺は分かりませんが、もちろん各市町村それぞれの差は出てくるものだろうと考えております。ただ今御質問の中で基礎号給、あるいは基準となる額については確かに違うところはありますけれども、勤務する時間等も、これも一律ではないということは御理解いただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この会計年度任用職員も3年前ですね、そこで皆さんパートタイムに、時間を減らしてパートタイムになったと。これは分かります。しかし今調べたところ、北中城村で保健師でも2万9,000円、北谷町でも2万3,000円、宜野湾市になると5万9,200円、これくらい違う。保育士でも3万7,000円くらい大体違いますね。これもし皆さん、パートタイムが今52%という話でしたけれども、私が言っているのは専門職に関しては国家試験を取得してそこに勤めているんです。ぜひこれは上

げないと、中城村で給料の低いところで仕事をして、いざ実力がついたらこういう高いところに移っていきますよ。それはぜひ考えてもらわないと、ここは職員の養成所じゃないですよ、実際に。実力がついたら高いところに移っていくという、この状況をどう思いますか、課長。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

実際に移るかどうかはちょっとよく分かりませんが、ここで実力をつけてほかの市町村に移っていくというのは、本村としては好ましいことではないと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私もそう思っています。実際、もっと仕事ができるんだったら、長いことしてほしいですね。経験豊富な国家資格取得者が、中城村でもっと力を発揮させないといけない。そのためにはこの基礎号給を挙げないといけない、給料も。近隣の市町村でこれだけ違うということは、もう大変なことだと私は思います。ぜひ専門職も考えて、これはぜひ今後取り組んでいってほしいです。専門職じゃない会計年度任用職員も、ぜひ新規号給は考えていかないと、先ほど課長は見直しが必要だという答弁もいただきましたけれども、これはぜひ考えていってほしい。先ほど保健師と保育士、栄養士とかの金額を言いましたけれども、専門職の金額の違い、村長に少しお伺いします。今、専門職の金額の違い、これだけの開きがあると、北中城村でもこれだけの差があると。村長は職員を見てどう思いますか、この金額を聞いて。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず議員が北中城村と他市町村と比較しております。もちろん議員がおっしゃるとおりであると考えております。しかし一方で本村よりも低い基礎号給を設定している市町村も、実際はあるということも事実であります。それから先

ほどの答弁の中で、勤務時間が若干違うということでお話をしましたけれども、基礎号給的には違いはありますけれども、例えばうちは7時間で北中城村であれば6時間の勤務になっていると承知をしております。実際、支給される金額としましては、この金額が7.75時間勤めたとしてその金額ですので、実際に支給される金額としてはここまでの差はないということで考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ではまた質問します。

以前から会計年度任用職員は、私は最初3年前変わったときから、あまり体制自体が気に入らなかったですね。これが先月の日曜日に、第2、第3だったかな、TBS系のBS番組で、非正規、会計年度任用職員、非正規雇用とか、その問題が取り上げられたんですよ、2週にわたって特集で組まれていたんです。これは東京をはじめ内地の取材でしか終わらなかったんですけれども、全く中城村民も、この取材に対応したのは東京都民だったんですけれども、その見方は全く同じだと思っています。この番組で取材して、一般住民に取材の声が、役所に勤めているといったら正規なのか非正規なのか、ほとんどの住民が分からない。出勤時間が違ったり、給料ももっと高いと見ている、役所に勤めていると言ったらね、一般住民は。取材していたときには、役所に勤めているんでしたらいい給料をもらっているんだろとしか取材を受けている人は答えない。それと時間帯の出勤の誤差も、皆さん分かっていないんですよ、取材したら、多分中城村民も同じだと思いますよ。それで私はフルタイムの質問をそこに入れたんですけれども、以前はフルタイムでした。そのこともまた号給見直しのときに考えていただきたい。今、専門職じゃない人は時間を削られての期末手当ですよね、こういったら悪いんですけれども、私はそう受け取っていますけれども、

皆さんが1か年の分、時間削られた分を期末手当として受け取っているんだなと考えています。これぜひ見直しを。課長は今年いっぱいですけれども、今年いっぱい最後に、旗上らないですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

私の今年いっぱいということと、この問題とは別の問題だということと考えております。見直しが必要であるということであれば、それは一番最初の答弁でも答えましたけれども、必要であれば見直しを検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ今までいろいろなことを質問しましたけれども、財政面が厳しいのも分かります。しかし先々取り組んでいくのは、ぜひ考えて取り組んでいただきたい。それとどの企業も従業員を、役場は職員ですね、職員を大事にしている企業はもっと豊かな企業になる。役場は中城村一の大企業ですので、ぜひこの職員待遇についてもぜひ考えていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時01分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、お疲れさまです。議長の許可を得ましたので、これから一般質問を行います。通告書に従い、読み上げて一般質問を進めていきます。

質問の前に文字の削除が1か所あります。大枠1番、(1)2行目の「または集落内への道路」とありますけれども、「道」を削除してく

ださい。では読み上げて進めていきます。

大枠1、交通安全対策。①先般、当村登又の高速道路、高架橋下の事故の多発する交差点について安全対策の意見を求められたとき、対策について協議をしたことがあったが、その後、その現場での事故発生などあるのか、状況について伺います。②県道29号線について字北上原地内では、渋滞も少なくカーブも少ないという地形からなのか、通行車両の速度が高い様に見受けられます。今の状況は大変危険であり、その対策として（1）字北上原集落の南端の方へ40キロ速度規制の大型標識か、または集落内への路側標識の設置。（2）道路標示（40の文字）の設置（薄くなった部分は上から塗り直し）を進めてもらえないか伺います。③北上原の村道129号線東坂田線の1号は、生活道路であるが、路面の状態が悪く凸凹で住民が大変な思いをしております。大がかりな設計、改修工事等ではなく、維持管理として路面の工事に対応できないか伺います。

大枠2、地滑り、土砂崩れ等、災害対策。①現在村内の何か所かで、地滑り災害が発生しており、中部土木が継続して対策工事を行っている箇所及びこれから対策工事を始める箇所などあります。今村内で発生している地滑り、土砂崩れ等の災害について、場所はどこで何か所を把握しているか伺います。②現在発生している災害の対策工事は、全て村当局から中部土木事務所に依頼をした後に対策が始まったのか。また村当局が把握していない中部土木事務所発注の工事などもあるのか、伺います。

大枠3、PFAS汚染。①新聞紙上等記事によると、北谷浄水場の飲料水などからPFASが検出されている問題で、市民団体「有機フッ素化合物汚染から市民の生命を守る連絡会」が、京都大学の協力を得て、住民の血中濃度を調査する。県内6市町村の住民350から400人が対象となる。とあり、また記事の中では、こういう

調査は本来行政が行うべきとも書かれています。これまでの一般質問の中でも、北谷浄水場からの飲料水を受給している近隣市町村で合同で行動を起こせないかなど質問してきたが、今回の調査の結果いかにかわらず、北谷浄水場からの飲料水を利用している地区の住民を対象とした血中濃度調査を行っていただきたい。一自治体が率先して行動を起こすことは、大変重要なことです。それが可能か伺います。

以上、ちょっと文章が難しいんですが、簡単明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、住民建設課と都市建設課、大枠2番は都市建設課、大枠3番につきましては上下水道課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠2番の地滑り、土砂崩れ等の災害対策についてですが、先日避難訓練をやらせていただきました。伊集のほうを私は担当していきましても、たまたま数日前に山の地滑りがありまして、そこでもドローン協会の方々の協力でいろいろ撮影をしていただいたりした経緯がございます。何を言いたいかといいますと、今後そういう災害等での議員がおっしゃるような箇所を見つけ出すとか、その箇所についての状況だとかをドローン協会のほうといろいろ話ができないかということも含めて、今後対策をしっかりとやっていきたいと思っております。詳細はまた都市建設課のほうでお答えをします。以上でございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠1、①村道大瀬線、原建設工業前高速道高架下の交通安全対策に伴う事故発生状況についてお答えをいたします。

令和4年2月末に、村において交差点付近へ

の注意喚起看板等を設置し、交通安全対策を講じております。当該箇所の交差点においての事故発生が、令和元年15件、令和2年5件、令和3年8月末時点では5件となっておりますが、事故発生状況につきましては、去る6月6日宜野湾署からの回答によりますと、実施以降は令和4年5月までにおける事故は、ゼロ件となっております。なお桃原 清議員から昨年末貴重な御提言、事故の主な原因として、高架橋が死角となり左右の見通しが悪い、2つが原因として挙げられ、そこで死角となっている高架橋などを活用できるように、西日本高速道路との協議を進められ、道路利用者に目立つような大きめの交通安全標識の設置をしたことで、今のところ交通事故が多発する状況が改善され、事故の発生を抑えられているものと認識しております。

②について、字北上原集落の南端のほうとは、井水線起点から朝日陶器前区間を指しているものと認識し、お答えをします。県道であります関係機関と調整の上、宜野湾警察署へ要請するとともに、交通安全看板の設置を実施できないか、村におきましても検討したいと考えております。

(2) について、道路の標示劣化についても県道であります関係機関と調整の上、宜野湾警察署へ要請したいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1の③と大枠2についてお答えいたします。

大枠1の③につきましては、路面の状況を確認し、維持管理の範囲で対応をしていきます。

大枠2の①については、現在把握している地滑り箇所は6か所で中部土木事務所へも情報提供をしております。

②沖縄県で地すべり防止区域に指定した箇所について、中部土木事務所が調査設計を行い、対策工事を実施しております。村からの情報提

供で応急処置等も実施されております。また中部土木事務所の工事発注時に、対策工法や工期について情報提供がある分については、把握しております。以上です。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 桃原議員の大枠3の①についてお答えいたします。

近隣市町村合同で行動を起こせないかの質問についてです。以前に市町村合同で首長から企業局長宛てに要請行動を事務レベル段階での話もありましたが、市町村おのおのの考えがまもらなかった経緯があります。それで市町村独自の要請の行動に至っております。県企業局においては、各市町村からの要請を受け、沖縄防衛局などに対し水の安全性を確保するよう要請を行っています。村としても、引き続き水の安全性を確保するよう県企業局との情報共有に努めていきたいと考えています。

次に住民を対象とした血中濃度調査の質問についてですが、屋良議員の答弁と重複しますが、村は住民が抱くPFAS汚染の不安を重く受け止めています。受水団体である上下水道課としましては、県企業局が発表しているPFOSとPFOAが国の暫定目標値を下回っていることで、水の安全性は確保されていると認識していることから、PFASの血中濃度を独自に調査することは、現段階では考えておりません。以上です。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では大枠1番から再質問を行います。

大枠1の①登又の件ですが、看板というのは小さい交差点で事故が多いところというのは、なかなか看板も難しいもので、それで運転手がすぐ分かるように事故多発とか事故多しとかというのを私は例に挙げたんですが、文字はとも少なくても大きい看板にしてくれと言ったら、ちゃんと課長が、あれは縦2メートル横1メー

トル以上の大きな看板にたった4文字を、事故多発と大きく書いてあるんですけれども、あれは大変インパクトが強くて相当な効果はあると思います。ただ、いかんせん交差点の形状の違いで、あれは西側から入って来るんですが、南から入って来る車と東と北側というのは、全部看板の形が違いますので、例えば今後事故があった場合に、事故の原因となったのはどの方向から来た車かを、もし宜野湾署に確認して聞くことができるのであれば聞いたほうがいいんじゃないかと思うんです。ローソン側から、西側から入って行くときは大きな4文字だけなんですけれども、ほかの方向から入って来ると文字が多い看板とか、文字が小さいとかいろいろありますから、それを何とか、もし事故が起きたら原因を突き止めてほしいというのはあります。そういうことは道路管理者としては、村道に対して道路管理者は警察署に聞くことはできますか、お願いします。事故の原因です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時46分）

~~~~~

再 開（13時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 事故の原因まで、これまで確認したことはないんですが、件数とかそういったことは問い合わせたことはあります。中身の確認については、警察のほうに確認しないと、今できるものかどうかというのはちょっと分かりません。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 これまでは確認したことはないということなんですが、村は道路管理者ですから、聞けばそれぐらいできると思うんですよ。せっかく今看板を設置してありますから、もし事故が起きたらそれを聞いて、その件で1つ、看板設置の話のときにおもしろ看板の

話がありましたね。看板の案としておもしろ看板を設置しようかという話がありましたけれども、実際にああいう交差点で事故が多いところでは、これから交差点に入ろうとしている車に対しておもしろ看板を立てると、これを読むために事故を誘発するんじゃないかという懸念もありますので、事故の多いところに入るときは、もう簡単な少ない文字の大きな看板。運転手が読むような看板というのは、設置しないほうがいいと思います。これは蛇足といいますか、今後のために参考にしてください。

続きまして大枠1の②、北上原で、南上原から北上原に来たときに、消防学校の入り口がありまして、それから過ぎてケーキ屋とかあるんですけれども、その次のカーブを過ぎたところ、カーブのところに40キロの規制標識、大型標識があるんですよ。左側にさっきちょっと出てきました路側標識という小さい標識もあるんですよ。カーブのところですね。それを過ぎたとき、今度は新垣側は、以前第3保育所があったところ、あそこに大型標識があるんですね、向かい合って両方ですよ。その間というのが40キロの規制標識がないものですから、字内ではスピードの出ている車が多いんですよ。ですから要望として、何とか村のほうから標識設置の申請を出してほしいんです。さっき申請しますということでしたけれども、できましたら早く、ちょうど今頃から沖縄県警の工事が出始めるところで、早めに宜野湾署に申請を出せば、年内にまた沖縄県警まで宜野湾署が出してくれたらそれだけ早く仕事が進むかもしれないので、できましたら早く標識設置を。本当は道の上に出ている大型標識がいいんですけども、予算の問題もあってなかなか話が進まないようであれば、新垣と登又の間には路側標識という40キロ交通の標識が短い間隔でたくさん立っているところがあるんですよ。県道29号線沿いで。ああいう形で二、三本多めに小さい標識を立ててもいい



んですけども、それを早く進めていただきたいということです。

あと40の文字ですね、速度40キロ規制という文字が消えてどこにあるか分からなくなっていると。あと横断歩道の予告のダイヤ印のマークなんかもあるんですけども、そういうものが全部北上原は消えているものですから、それも急ぎ申請を出していただきたいということなんですけど、課長どうですか、申請の手続を早くやってもらえますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

議員、貴重な御提言ありがとうございます。早速要請してまいりたいということで考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 速度規制についてはお願いします。

続きまして大枠1の③、村道129号線東坂田線の1号、これは生活道路なんですけど、以前から凸凹で、何年か前もとてもひどい状態があったんですけど、住民がどこからか砂利を持ってきて埋めたり、建設現場でのコンクリートの廃材を持ってきて簡単にこれを埋めたりしていたんですよ。それでは絶対に間に合わないの、ちょっとひどいものですから。それとこっちにも書いてありますが、大がかりな設計とか改修工事とか、これはすぐできるものではないので、まずは維持管理の範囲で路面の工事を、乳剤程度でいいんですけども、そういった形で進めてください。もう一度確認しますけれども、課長これは大丈夫ですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 先ほどもお答えしましたが、できる範囲で今年度から対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 お願いします。

続きまして大枠2、これは①②一緒に再質問を行います。もう3年前ですか、北上原で土砂崩れがありまして、そこは全部民地なものですから、本来は村がやるべきことではないんですよ。その対応だったんですが、村民というのは災害があったところで、全部民地ですから自分たちでやってと言われても、やれるものじゃないですよ、危ないし。埋まった墓などもあるんですよ。以前、中部土木の維持管理班で緊急対応ということでトン袋をたくさん並べて、崩れないようにということですとずっと1年以上も止めてありましたけれども、今年は本格工事を入れたいということで、7月に入札があります。これから進めていこうと。工事の途中で、今度は埋まった墓などもありますから、これは地主はもちろん自分で掘ったりしないといけませんけど、工事の途中でタイミングを見計らって一緒にやっていきますよということになっていますので、これが進むということもあります。それも含めて、中部土木の担当は港湾海岸砂防班というのが全部対応で災害をやっているんですけども、聞きましたら班長が、奥間と当間の現場は継続ですとやっていますよと。それ以外には久場と泊と添石、伊集、何か所も今のところありますよという話はしていましたけれども。久場、泊、添石、奥間ですね。これについてはまず災害が起きた場合に自治会から役場に連絡が行くはずと。役場から中部土木に話があって初めて自分たちは動けると。本来、やるべき責任も何もない状態ですよ、役場も県も。それをやらないといけないので、県も一般の住民ができないことは分かっていますから、ちゃんと連絡があれば対応しますよということを言っています。それとお互いやろうということになっても、なかなか地主の所在とか分からない場合もあると。いろいろな情報が必要なきもありませんからということで、担当班の班長が今年異動になりまして、新しい班長は役場のほうにもす

ぐ、情報交換を密にやってもらえるように伝えてくださいと。そうすればお互いできる範囲で一生懸命できますからと。北上原の災害地域に関しても、もともと予算がなかったところを高速道路から近いですよということで、高速対応の予算の中から工事現場の予算をひねり出したということなので、県は。そういうことを考えながら十分に協力してやってもらえると思いますので、ぜひ協力しながらやっていってください。お願いします。これも再質問はなしです。

あとは大枠3、PFAS汚染について。PFASについては、5月26日に新聞紙上で6市町村ですね。今ちょっと確認したいんですが、上下水道課長、北谷浄水場からの水の受給で、いつも近隣の7市町村と言いますが、それに嘉手納町と沖縄市は含まれていないですよ。ちょっと確認したいです。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えいたします。

沖縄市は含まれております。嘉手納町は含まれていないと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今回、もう新聞に載っていましたから皆さん御存じだと思うんですが、先ほど言いました団体が、市民の生命を守る連絡会という団体がやる対象として、北谷町、大宜味村、宜野湾市、沖縄市、金武町、嘉手納町。この中で北谷浄水場からの水を利用しているのが北谷町、宜野湾市、沖縄市。中城村、北中城村、浦添市、那覇市というのは今回調査対象に含まれてはいないんですが、これからしますと金武町にも相当出ましたね、PFAS、嘉手納町も出ていますね。両方とも北谷浄水場とは関係なく水道水は使っているんですけども。これで北谷町、宜野湾市、沖縄市からPFASが出て意味合いが薄れてしまうんじゃないかということもあり、また今回の検査の件で6月9日の新聞には、嘉手納町、北谷町の両町長は、

調査によるデータが必要であると、今回の調査以外ですよ、今後も、そういうふうなことを言っているんですよ。嘉手納町、北谷町の両町長ですね。総理も5月31日の新聞では、県民の不安解消に向け何ができるか検討したいということ総理自身も言っているんですよ。5月30日に言っているんですよ、31日の新聞にありましたから。こういうことで機運が高まると、悪い意味ではあるんですけども。前の一般質問でも村長に言いましたけれども、近隣の7市町村で団体行動でできないかという話をしましたけれども、今回こそこういう団体で何か動く必要があるんじゃないかと思います。実際、国の基準が50ナノグラムというんですが、その何か年も前からアメリカでは、各州アメリカは違うんですが、10から16、17ぐらいの基準値をもってアメリカではやっているんですよ。やはり危ないですから、これは蓄積されるもので。それを見ながら国は、多分沖縄で問題になったからでしょうね、あまりつかれないようにこの50ナノグラムと設定したんじゃないかと個人的には思うんですが。50ナノグラムにしておけば文句も言えないだろうということで設定したんじゃないかと思うんです。実際、これは蓄積されるから、去年の嘉手納町あたりの調査では、実際には30倍から36倍ぐらいの濃度で現場の水には出ていますよね。国の基準の30から36倍ぐらいで嘉手納町あたりでは相当悪い水が出ているんです。ただブレンドされて、水を混ぜたから薄くなっているだけの話であって、4%とか5、6%の濃度だから安心ですよという話は当たらないんですよ。これは子供たちに蓄積されるもので、実際に表面に出てくる、50を割っているから大丈夫という話は全く当たらないんです。20ナノグラムぐらいのところのアメリカのある州では、やはり子供たちが奇形児とか生まれていますから、そういうのを見ると50を割っているから大丈夫という話には全く当た

らない。それで先ほども申し上げましたように、嘉手納町と北谷町の両町長もやはりデータは必要だと言っていますし、先ほどから答弁では中城村では検査する予定はありませんということではあるんですが、何とか村長、去年も私言いましたけれども、7市町村で何とか動き出すことはできないかということで、もう1回いろいろな状況とかタイミングとか図って、何か動くことはできないですか村長、お願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

そうですね、お気持ちはよく分かりますし私も何とかしたい気持ちもありますけれども、なにせ正直なところ圧倒的な根拠というものがあれば行動も起こしやすいところは起こしやすいんですが、数字的には逆の根拠になってしまっているというようなどころも見受けられますので、やはり住民の不安はそれでも増していつているんだというのを何か共有できるものがないか、ちょっと模索はしていきたいなと思います。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 村が単独で予算をもって血中濃度の調査は難しいとは思いますが、ちょうどこういう状況ですから、嘉手納町も北谷町も動こうとしているみたいですし、ちょうどほかの市町村にも声をかけるタイミングとしてはいいんじゃないかと思うので、村長、今後また検討をよろしくお願いします。これで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時05分）

~~~~~

再 開（14時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○3番 渡嘉敷眞整議員 議席番号3番、渡嘉敷でございます。今、議長の許可を得ましたので、一般質問を通告書に基づいてさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大枠1、中城中学校移転改築事業の進捗状況について。①国庫補助金はいくらか計算式と金額を伺う。②耐力度調査の結果はどうなったか。③財源計画はどうなるのか。④事業計画フローチャートはどうなるのか。

次に大枠2、中城小・津覇小学校全面改築進捗状況について。これは中学校と聞くのは同じですから省略しますが答弁はよろしくお願いします。

大枠3、水道水のPFAS問題（安心な水道水の確保）。①令和4年5月25日臨時議会において、全会一致で可決した、(1)沖縄県は飲料水への県民の不安を払拭するため、北谷浄水場からの水道水を7市町村への供給水をPFASの混入していない安心な水道水に切り替えること。北谷浄水場のPFAS汚染濃度が全国一である現状を深刻に受け止め、汚染取水源からの取水を即時停止すること。(2)国は管理下にある北部ダム水源からの安心な水の供給量増量要請に応じること。の意見書を国土交通大臣・沖縄県知事・沖縄県企業局長・沖縄県総合事務局長宛てに提出してあります。本村はどのような取組方法で解決するか伺います。5月26日沖縄タイムスに血中濃度調査へという見出しで、市民団体は有機フッ素化合物PFASが検出されている問題で京都大学の協力を得て6月中にも6市町村の住民計400人を対象に血中濃度調査をすることが分かりました。本村は血中濃度調査をするのか、しないのか。あるいはどのような取組で村民の不安を払拭するのか伺います。

大枠4、道路の歩行帯の確保について。①ガージャ橋から県道29号線までの歩行者の安全を確保するための歩行帯を設置して、登又住民の交通安全確保ができるか伺います。答弁をよ

ろしくお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1、2につきましては教育委員会、大枠3につきましては上下水道課、大枠4につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、本議会でも多くの議員の皆さんから御質問のあります中学校移転及び小中学校の改築について、少し所見を述べさせていただきます。何とか中学校移転につきましては諸問題あった中でも、一歩進んだかなということの実感があります。教育総務課長からも答弁がありましたけれども、粛々と何とか進んで行くのではないかと考えております。小学校の全面改築も中学校の移転も、一番懸念されるのは建築単価でございます、著しく建築単価が上昇している。今、ウクライナの情勢もそうですけれども、それに加えて大きいのが円安がどんどん進んで行くということで、今後もこの金額で本当に行けるのかどうか見極めながら、もちろん教育には待たなしてございますので、その辺の判断をしっかりしながら、子供たちに影響がないように努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1と大枠2の学校建設については、教育委員会としては、できるだけ早く課題を一つずつ解決し、子供たちの教育環境を整備するため取り組みをしていきたいと思っております。詳細については教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から④及び大枠2の①から④については関連しますので、一括してお答えいたします。

まず①について、学校建設に係る文科省の国庫補助金の試算額は、中城中学校が約13億

8,000万円、中城小学校が約10億3,000万円、津覇小学校が約9億1,000万円を見込んでいます。算定方法としましては、工事費と工事費の1%を事務費として算出した額に負担割合を乗じた額が国庫負担金となります。但し、工事費は国庫補助面積に交付金単価を乗じた額となりますので、実際の建築単価額には及んでいません。

②について、耐力度調査の結果は耐力度結果点数の5,000点以下の建物の延床面積の割合が3校とも50%以上となっております。文科省の補助は交付対象になると想定をしております。

③について、耐力度調査の結果を基に県への補助事業の確認を行った結果を受けた後、補助金交付に向け、要望を行ってまいります。

④について、事業スケジュールについては、教育委員会としては、津覇小学校を令和6年11月より建設工事を開始し、令和8年9月までには供用開始、中城小学校は令和8年1月より建設工事を開始し、令和9年9月までには供用開始できるようなスケジュールを想定しております。事業の実施方法やスケジュールについては、現在のPFI事業の中で業者からの提案に期待しており、変更することも検討しております。中城中学校については、新型コロナウイルス感染や昨今の世界情勢の影響によって、建築資材などが大幅に上昇しているため、予算額が当初計画より膨れ上がることが見込まれております。事業開始時期については慎重な判断を行い、計画していきたいと考えております。以上です

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 渡嘉敷議員の大枠3の①についてお答えいたします。

どのような取り組み方法で解決するか等の質問についてですが、受水団体である中城村としましては、水の安全性が担保されていることから、沖縄県企業局に対し、今後も有機フッ素化合物混入対策として、より一層取り組むよう常に情報を共有していきたいと考えています。また、

去る臨時議会において、議員の皆様がPFOS等が含まれない安心な水の供給を求める意見書を全会一致で可決し、県や国に提出したことはとても心強く思います。

次に、血中濃度調査の質問について、屋良議員と桃原議員の答弁と重複しますが、村は住民が抱くPFAS汚染への不安を重く受け止めております。受水団体である上下水道課としましては、県企業局が発表しているPFOSとPFOAが国の暫定目標値を下回っていることで、水の安全性は確保されていると認識していることから、PFAS等の血中濃度を独自に調査することは、現段階では考えておりません。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠4についてお答えいたします。

この場所は上り坂途中から歩道のない区間があり、そこに歩行帯を設置したとしても車道の幅員が狭いため、歩行者の安全確保ができるか検討する必要があると考えております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 一点一点再質問をさせていただきます。

まず耐力度調査が50%を各学校とも超えて、補助金の交付を受けられる状況にあるということを知り、非常のほっとしています。それで自信をもって進んで行かろうと思っております。今、資料を見ましたら、3校の校舎建築費なんですが結構お金がかかりますよね。教育総務課が、現状より2割増しの予算を見込んでつくられたのを見ますと、さっきも課長から各学校の答弁がありまして、まず中城中学校が58億4,000万円、津覇小学校が31億5,000万円、中城小学校が29億7,000万円。3校トータルしますと119億6,000万円の建築費がかかるという想定でございます。そして補助金がさっきありまし

たけれども、中城中学校が13億8,000万円、中城小学校が10億3,000万円、津覇小学校が9億1,000万円、トータルで33億3,000万円が補助金。そしてその補助金で賄え、それ以外の経費が相当大きいようでございます。実際の補助単価がございまして、補助単価が今、これは平米当たり21万1,700円。実際の単価とは相当かけ離れているので、国庫補助金が24%から28%程度です。どうしてもこれは起債に頼らざるを得ないと思います。そうすると起債がどれぐらいかということ、やはり66億6,000万円、これは56%程度です。そして補助金起債を除いた一般財源で申し上げますと19億6,000万円。率で言うと国庫補助金が28%、起債が56%、一般財源が16%でこれだけ、119億6,000万円になるはず。本当に相当の金がかかると。これは単年度事業で、従来の方法でやっちゃうと財源があるのかどうなのかは分からないんですけれども、それを今PFI方式で、言うならばリース方式でやりましょうということだと思います。方法論はもう決定して、道筋は見えていますので、これは強気に頑張って進めていっていただろうと思いますので、ぜひ時間、労力、全部かかるけれども頑張ってほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。今、ちょっと知りたいのが村の起債が、例えばこの四、五年で、66億円入ると現在の財政、いうなれば起債がどれぐらいのパーセントまで跳ね上がるのかというのが分かりましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 お答えします。

単純にすぐ65億円程度の起債があると何%上昇するかということについては、詳細な計算はしないといけないと思いますので、現在は回答ができません。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 すぐ聞いただけでは

回答ができない、当然だと思いますけれども。パーセントが出ないのでは、どういうふうには財政を立て直していいかわからないと思いますが、起債率25%ですよね。25%を超えたらこれ以上借りられないわけですよね。ですから国の管理団体になる可能性もあるわけなので、それはゆっくりやりながら計算できると思いますので、頑張ってください。大枠1と2につきましては、方向性が決まっているだろうと。

大枠1の中学校の今、令和4年度の用地関係の予算がついておりますよね、7億何千万円でしたか。その7億円というのは、今年度の予算ですから、今年度執行していかなければならないと思います。その執行の道筋というんでしょうか、この計画はどのように考えているのかお願いしたいと思います。これは村長部局だと思いますので、どうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

先ほど金城 章議員にも答弁いたしました。用地購入のめどとしましては、8月にPFI事業での小学校事業の事業費の大まかな積算が上がってきますので、9月の耐力度調査の結果、県からの補助の確認も含めて、あと村の財政との協議を行った上で9月末から10月前半に実施可能であれば、その時期から用地交渉のほうに入っていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、教育総務課長から答えていただきましたけれども、課設置の一部改正がありました。まちづくり推進課というのをつくられたわけですよ、4月から。それでこれは村長の意気込みだと思いますよ。この中学校を移転するというので、すみませんけれども、まちづくり推進課のほうでは今どのような状態で、どのように進めていきたいというのを教えてください。

○議長 新垣博正 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

さきの臨時議会でも答弁させていただきましたが、まちづくり推進課におきましては組織枠や慣例にとらわれず、全庁横断的にかつ新しい発想と動きをし、事業を進めていきたいと。村の全ての施策事業については、全てまちづくりに関連するという理解をしておりますので、もちろん用地交渉等についても全て教育総務課に任せるのではなく、私どもができるところは全面的に協力していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、目の前にあるのが中学校の移転なので、しかも予算も令和4年度で過ぎているわけですから、これは執行しなければならないと思います。中学校敷地の購入のフローチャートというのか、予定を教えてくださいたいと思います。先ほど教育総務課長から、10月まではまだ文科省の許可を得ていないのでできないというふうに、止まっているような感じがしているんですが、村がこうしたいということで予算もつくってやりますということですので、先行投資にもなるのかと思ったりするんですが、これは村独自の方針で用地取得についてはできるんじゃないかと思っていますけれども、いかがですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、教育委員会としても中学校建設に向けては学校用地の取得がとて重要なことだと考えております。できれば早く進めていきたいというのがあります。令和4年度の予算にも計上していることから、事業のほうは実施していく方向で進めています。ただし実施に至ってはいろいろな方面からの検

討も必要だと教育委員会としては考えておりまして、いろいろな不安材料や確実にできるという根拠の基を、今調査して事業の実施に向けて今検討している段階ですので、先ほど申し上げましたとおり大体9月末頃までにはいろいろなものについての検討材料がそろいますので、できれば9月末から10月の頭にかけて地権者に説明会ができるような方向に持っていきたいと考えて今進めています。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 分かりました。大変でしょうけれども、精一杯頑張ってください。よろしくをお願いします。

大枠1と2については終わりました、大枠3の水道水のPFASの問題ですね、安心な水道水の確保。やはり中城村民にとっては、中城村の水道課が、いくなれば上水を買ってきて村民に売っているわけですから、それが今PFASについては発がん性物質だと言われています。それで非常に皆さん迷惑している。とにかく村民は非常に困っていると思います。これは最優先に取り組むべき問題だろうと私は思います。ということで、ぜひ今までも何名かから話がありましたけれども、状況を把握しなければ手が打てないわけですよ。だから手を打つにはどうするかと言ったら、血中濃度の調査をしなければならぬんじゃないかと。これは中城村民のですね、多分抽出になるとは思いますが、そういう検査をしたものがなければ、どのように手を打っていいかが分からないと思いますので、入り口で止まったら何にも前に進まないんじゃないですか。ですので50ナノグラムパーリットルの国の基準の範囲ですから、予定はありませんじゃなくてありで、水の安全性は保たれているという話ですけども、村民の皆さんはそれで納得するかどうかですよ。しないでしょ多分。例えば極端な話をします。村長さんあたりで、これお茶どうぞと、そしたら喜んでいただ

きますと飲みます。だけどこれに毒が入っていますよ、非常に薄い、少ない、弱い、薄まって効果もない毒がありますよ、飲んでくださいっていても誰も飲みませんよ。だから今極端な話をしましたけれども。皆さんが話しているように、飲み水は上地区の方々、やはり皆さん何回も聞いていますけれども、部落でも。誰も喜んで飲んでいないじゃなくて買ってきて飲んでるんですよ。ですのでこれが普通の状態だと思ったら大変なことだと思います。ですので中城村だけでも血中濃度の調査をまずして、それからPFASの検査をして、この前ありましたよね、北谷浄水場は原水よりも供給した水道のほうが高いですよというのが新聞に出ていました。いろいろな状況でそうなっていると思いますけれども、ですので安心はできないわけですよ。この中城村で検査して初めて安心するわけですよ。そういうことですので、ぜひ検査等については実施していただきたい。これは誰が費用を持つかと言ったら、水を買っている村民が持つんですよ。村の財政じゃないですよ。水道事業というのは独立採算制でやっていますので、このかかる費用というのは、全て水道課が村民からお金をもらってやっているわけですから、これについては結局村民が負担するということですので、別にできないという話じゃないと思います。どうしたらできるかどうかのね、やろうという皆さんの意欲がない限り一歩も進みませんよ。ですのでやりましょうという気持ちを出さない限り、これは全力を振り絞ってでもぜひやってほしいということです。よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

上下水道課としても、水の安全というのは確保されていると企業局のほうからは報告がありますが、マスコミ等でも発表されている健康被害があるかどうかへの科学的知見が乏しいとい

うことで、県の健康長寿課のほうでもそういうマスコミ発表をしておりますので、今から京都大学のほうで血中濃度の検査を行っていくはずですので、それがどういう結果が出るか、それをまた見極めながら考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 京都大学という話ですけれども、京都大学じゃなくても中城村でもできると思っています。予算はそれなりの健康検査ですから、それなりの予算はかかりますけれども、ぜひ検討してやっていただきたい。もし健康被害等があると、これは徹底的にまた検査しないとイケないと思いますので、ぜひ頑張ってください。お願いします。

次に大枠4番目の道路の歩行帯の確保なんですけど、確かに課長が言われたとおり道の幅が狭いです。狭いですけれども、できないわけじゃないと思っているので、歩道を造ることが難しくても、津覇とか部落を通るときに、全部青い線でいろいろ線が引かれて、注意しながら運転できる、運転手ができるようになっていますよね。だからどのような形でできるかはお任せしますけれども、運転者に歩行者を守るような注意喚起をぜひやっていただきたい。ただ私が懸念したのは、あの道は宜野湾市道ですよ、だから中城村でどのようにできるかがちょっと分からないので、そこら辺教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、ほかの箇所にもカラー舗装であるとか、そういった歩行帯を設けていますので、それは住民生活課や警察などと相談しながら設置する方向で検討していきたいと思っております。この道路については村の管理になりますので、村が対応は可能となります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 安心しました。村の対応でできるということですので、ぜひ登又の利用している住民から何回もお話があるので、ぜひこれは交通事故が起きる前にやっていただきたいと、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時55分）

令和4年第6回中城村議会定例会（第7日目）

| | | | | |
|---|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年6月10日（金） | | | |
| 招 集 の 場 所 | 中 城 村 議 会 議 事 堂 | | | |
| 開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時 | 開 議 | 令和4年6月16日（午前10時00分） | | |
| | 散 会 | 令和4年6月16日（午前11時51分） | | |
| 応 招 議 員 (出席議員) | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 安 里 清 市 | 9 番 | 比 嘉 麻 乃 |
| | 2 番 | 新 垣 修 | 10 番 | 安 里 ヨシ子 |
| | 3 番 | 渡 嘉 敷 眞 整 | 11 番 | 仲 松 正 敏 |
| | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 12 番 | 金 城 章 |
| | 5 番 | 欠 席 | 13 番 | 石 原 昌 雄 |
| | 6 番 | 玉 那 覇 登 | 14 番 | 伊 佐 則 勝 |
| | 7 番 | 新 垣 貞 則 | 15 番 | 新 垣 善 功 |
| 8 番 | 大 城 常 良 | 16 番 | 新 垣 博 正 | |
| 欠 席 議 員 | 5 番 | 桃 原 清 | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 6 番 | 玉 那 覇 登 |
| 職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者 | 議 会 事 務 局 長 | 比 嘉 保 | 議 事 係 長 | 根 間 忠 |
| 地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者 | 村 長 | 浜 田 京 介 | こ だ も 課 長 | 比 嘉 昌 子 |
| | 副 村 長 | 比 嘉 忠 典 | 企 画 課 長 | 比 嘉 健 治 |
| | 教 育 長 | 比 嘉 良 治 | ま ち づ くり 推 進 課 長 | 金 城 勉 |
| | 総 務 課 長 | 與 儀 忍 | 都 市 建 設 課 長 | 仲 村 盛 和 |
| | 住 民 生 活 課 長 | 義 間 清 | 産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 稲 嶺 盛 昌 |
| | 会 計 管 理 者 | 欠 席 | 上 下 水 道 課 長 | 仲 村 武 宏 |
| | 税 務 課 長 | 大 湾 朝 也 | 教 育 総 務 課 長 | 我 謝 慎 太 郎 |
| | 福 祉 課 長 | 照 屋 淳 | 生 涯 学 習 課 長 | 渡 久 地 真 |
| | 健 康 保 険 課 長 | 仲 松 範 三 | 教 育 総 務 課 主 幹 | 宮 城 政 光 |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議事日程第5号の追加

| 日 程 | 件 名 |
|-----|------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の追加 |

○議長 新垣博正 これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可が出ましたので、これより通告書に従って質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

まず大枠1番、成人年齢引下げについて。①成人年齢が18歳に引き下げられ、本人のみで各種契約が可能になる中、消費者トラブルの増加が懸念されるが、村としてどのような対策を考えているか。②中城村においては、2023年の成人式については、これまでどおり20歳でされるのか、それとも18歳とするのか。

大枠2、環境汚染について。県は2021年12月と2022年2月に西原町7か所、中城村7か所の計14か所の井戸水を採取した結果、西原町小那覇の工業団地内2か所、中城村和宇慶の土地改良区内1か所の計3か所から国の暫定指針値(1リットル当たり50ナノグラム)を超える有機フッ素化合物のPFASが検出されたと発表されました。それについて以下の質問をいたします。①PFASの発生源の特定は。②井戸水の水質検査は現在西原浄水場から半径1キロ、7か所で行われているが、それより広く調査を行う考えはあるか。③風評被害についての対応、対策は。これについては、先に大城議員の質問がありましたが、重複するところもありますが、私も準備しておりますので、よろしくお願い致します。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課と教育委員会

のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては住民生活課と産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、大枠2番の環境汚染について、今議会でも何名かの議員の皆さんからの御質問も受けておりますので、総括して所見を述べさせていただきますけれども、この件につきましては一番大事なのが原因究明、議員おっしゃるとおりでございます。何が要因になっているのかを見極めることが一番大事だと思っております。しっかり県と西原町と提携して取り組むようにという指示も出しておりますので、それを待ちたいというのが1点と、議員から御質問の風評被害、これは間違いなく北浜、南浜、和宇慶のあの優良農地を脅かすようなことがあってはならないということを考えておりますので、これは産業振興課のほうにも、風評被害を絶対に出さないように心がけるのが肝要かと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆さん、おはようございます。大枠1の②についてですけれども、教育委員会としては、教育委員会会議でも話し合いを持ちました。会議でも今までどおり20歳で村主催の成人式を行う方向で話は進めています。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 成人年齢の引下げについてお答えいたします。

明治時代から今日まで、約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められておりました。この民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が18歳に変わり、18歳、19歳は新成人となります。成年に達すると親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。村としては、その対策について、これまで考えてはおりませんでし

たけれども、今後におきまして広報紙等への掲載を検討したいと考えております。なお、消費者庁において、特設のページを設けまして「18歳から大人」として行動ができるよう関連する情報を紹介しております。また、全国の高校におきましても、「社会の扉」と題した教材が準備されているようでございます。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠2、①と②についてお答えいたします。

①について、現在、沖縄県・西原町・中城村において、意見交換会を定期的実施し、PFAS発生源の特定に努めております。

②について、今回、西原浄水場敷地内の湧水よりPFOS等（ピーフォス）が検出されたことから、浄水場周辺の地下水調査を実施しております。令和4年4月15日に県環境保全課から公表されたPFOS等調査結果を踏まえ、局所的分布の範囲を特定したいため、地下水調査の方向性としては対象を広げる調査ではなく、絞り込み調査を考えているとの見解が、沖縄県からの説明がございました。それを受けまして、村としては県に対し追加の調査依頼を行ってまいります。対象地は基準値超過箇所以外に周辺農地を6から7か所ほど要望してまいります。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 仲松正敏議員御質問の大枠2、③についてお答えいたします。

風評被害の対応・対策につきましては、これまで議会や農業委員会、自治会長会、JA等の関係機関に対し説明を行い、7調査箇所の1か所が基準値を超過しており、残り6か所では全て基準値内であることをPRするとともに、井戸水の利用制限もその超過した箇所のみでございいます。その1か所以外については現在のところ制限は行っておりません。引き続き県と連携

しながら調査を行い、調査結果を速やかに公表することにより消費者の不安を解消しながら、安全性を示すことにより、村長からもございましたが、風評被害が出ないような対策をしっかりと県、西原町と連携して行ってまいりたいと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、大枠1番のほうから再質問をしていきたいと思ひます。

①消費者被害についてですが、これは村内の住民で、実際にこれまで被害に遭った人はいるのか。いるのでしたら人数的にどのくらいいるのか分かる範囲内で教えていただきたいと思ひます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村に対しまして、消費者トラブルに関する相談は寄せられておりません。そのため、被害についても確認はできておりません。なお、相談が寄せられていないだけで、被害に遭った方がいない、そういうことは言えないということで考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これについては、福祉課のほうで、例えば民生委員からそういった被害があったとか、そういう話はなかったですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今のところ民生委員、人権擁護委員等からの報告はございません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 総務課長のほうからそういう被害はなかったということですけども、私は今の世の中、現在お金に関しては本当に誰でも気楽にというか、安易に借りられる状況にあると思うんですよ。ですから、本村でもこの消費者被害というのは実際には先ほど課長

もおっしゃっていただければいいんじゃないか
と思います。私としては何らかの形で調査をし
て、ぜひ中城村の若い方たちがそういった被害
に遭わないよう調査をしていただき、しっかり
やっていただいて、出ないような対策をしてい
ただきたいと思います。よろしく願います。

次に成人年齢の引下げと読解力の向上につい
てちょっとお聞きしますが、若者の社会参加を
目指すことを目的に、成人年齢を18歳に引き下
げる民法改正が平成30年6月に成立し、2022年
4月から施行されました。成人に達すると、親
の同意がなくても自分の意志で様々な契約が可
能となります。例えば携帯電話を契約するクレ
ジットカードを作る。高額な商品の購入時に
ローンを組むことも可能になるわけですね。未
成年者取消権は行使できなくなります。つまり、
契約を結ぶかどうかを決めるのは自分で、その
契約に対して責任を負うのは自分自身となり、
安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる
可能性すらあります。社会的経験が乏しい新成
人を狙い撃ちする悪質な業者も増えているとい
うことであります。そうしたトラブルを未然に
防ぐため、未成年のうちから契約が必要かどう
かを検討する力をつけておくことが非常に大切
だと考えます。国は各都道府県に対して成人年
齢引下げに係る環境整備を行うよう求めています。
高等学校などにおける消費者教育の推進の
ほか、小学校の段階から子供たち自らが自己実
現を図っていくための自己指導能力などの育成
を一層充実することが望ましいとしております。
今後、消費者教育を進めると同時に、子供たち
に生きていくための基礎となる読解力を身につ
けさせることが急務だと考えます。消費者教育
について、この件について教育委員会の見解を
お聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ただいまの質問
にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃる消費者教育については、学
校教育における主権者教育の一環だと考えてお
ります。主権者教育の力というのは、幼児教育
から育まれており、幼児教育の決まりを大切に
守ろうとする意識だったりとか、それがス
タートとなります。小学校、中学校においては
社会科を中心に小学校3年生から家庭科、道徳、
また総合的な学習の時間において身近な社会の
問題を各教科でしっかりと受け止めて、それを
自分事として考える教育というのが現在なされ
ております。教育委員会としては、こういった
学習指導に示された主権者教育をしっかりと推
進していけるよう、学校にもしっかりと助言を
していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 学校のほうではいろ
いろな科の授業でされているということですね。
消費者被害の発生、拡大を防止するために、千
葉県の船橋市においては、中学校、高校の先生
方が研修や勉強会を行い、また学校の授業でも
使えるような大人社会のパスポートというよう
な資料を本にして作成し、千葉県が高校生に配
布し、また千葉市のほうでも市の教育委員会と
連携し中学校にも配布されているということ
であります。それでお聞きしますが、本村にお
いて学校の先生方には消費者被害についての研修
等、そういうのを今までされたことはありませ
んか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ただいまの質問
にお答えしたいと思います。

現在、本村が主催した主権者教育、消費者問
題についての研修は現在行っておりません。た
だ、県のほうから、国・県を通じて主権者教育、
そういった様々な、18歳に成人年齢が引き下
げられることによる学習内容についての通知等は
現在来ております。それについてのパンフレッ
トだったり具体的な指導の内容については、中

学校のほうにも周知をしているところがございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これからもそういった子供たちのために、子供たちがそういった被害に遭わないよう、学校の先生方にぜひ積極的に研修等をさせていただきますよう、お願いします。

それと、消費者トラブルを未然に防ぐには、児童生徒だけでなく保護者の関与も重要だと考えております。そのようなことから、各学校での保護者会などと連携を取り、消費者教育についての重要性について意見交換会の場などを設けて、そういった話がされているのか。その辺もお聞きします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現在、主権者教育、そういった消費者問題の内容について、各学校で取り組まれているかどうかという細かいところまでは教育委員会としては把握はしておりません。ただ、現在昨年度から学校コミュニティスクールというのを推進しており、学校運営協議会というのがございます。そこにおいて身近な課題だったりとか、学校に対しての取組内容については学校長を中心に話し合いが行われているかと思っております。ただ、今のことについては教育委員会も注視しながら情報収集をし、時には助言をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私としては、この消費者被害の発生、拡大を防止するためにも、消費者教育をこれからも充実させ、契約の重要性、最新トラブルの事例や困ったときの相談先の周知、啓発することの重要性についてぜひ教育委員会でもこれから取り組まれるよう、お願いします。

次に②の成人式についてですけれども、課長の答弁で先ほど、これまでどおり成人式は二十歳でやられるということですね。これまでどおり二十歳とした理由というのは何かありますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 御質問に関してお答えいたします。

まず18歳といいますと、大学入試の受験や就職活動と重なってくるということと、18歳で成人式に参加するとなった場合、親御さんの負担も大きい上に、先ほど言ったような受験とか就職活動にかかる費用、引越しも含めて、そういったものが重なる可能性があるということで、比較的安定している二十歳で開催したいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 確かに18歳での成人式となると、先ほど課長の答弁で大学受験とか、また人によっては高校を卒業し本土への就職、入社してすぐに帰って来るとなると、いろいろ負担も大きいかなと思います。そういうことを考えると、これまでどおりでもいいのかなと考えます。

次、大枠2のほうに移ります。今回検出されたPFOSの発生源というのは、現時点ではまだ特定できない状況と言われているが、実際現在、この特定源についてはどのような状況ですか、お聞きします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

令和3年11月30日に西原浄水場の敷地の湧き水よりPFOS等が検出されたことを受け、令和3年12月10日に中城村の農地、和宇慶土地改良区5か所について調査を行ったところ、1か所が暫定指針値を超過しておりました。令和4年2月15日に中城村の農地、12月に水質調査暫定指針値超過箇所1か所を再調査し、及び新規で追加2か所の計3か所の井戸水の調査をいた

しました。その結果、西原町で2か所、中城村で1か所の暫定指針値を超過した状況にあります。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このPFOSが検出された場所については、西原浄水場から半径1キロということですが、この半径1キロというと中城側ですね。どのくらいのところなのか。例えば和宇慶の水兼道路辺り、その辺りなのか。課長が半径1キロとなるとどの辺りまでという考えでありますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えいたします。

具体的な調査場所が個人情報になり、風評被害につながるおそれがあるため県からは公表しない、控えさせていただきますということでございます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私はこの半径1キロというのは大体和宇慶部落全体が重なるような、そのぐらいの範囲だと見ています。この有機フッ素化合物のPFOSが検出された井戸は西原浄水場の半径1キロということですがけれども、この和宇慶部落全体、あるいは南浜、ほぼ部落の全体、そこまで行くと考えますが、今まで7か所での調査ということですがけれども、あの辺には野菜の圃場がたくさんあります。ですからこの検査、調査をもっと広げる考えはないのか。その辺をお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほど住民生活課長からの答弁もございましたが、以前の琉球新報のほうには地図が、実施された半径1キロというと大分大きな範囲にはなってきますが、実際は半径1キロという中のもう西原町との境の部分という捉え方がよろし

いかと思います。例えば和宇慶が全部入る、半径1キロとなるとそういうところもあるかと思いますが、実際的にはそういったところもございいます。今、御質問のありました追加部分についてはさらに範囲を拡大する、例えば津覇とか、そこら辺まで行くのではなくて、これまでもいろいろ説明してきた中で、絞り込みをしていくというところを重点にしながら、原因究明がまずは第一だと、特定することが第一だということ的前提にしながら、さらにあと6か所から7か所の井戸水をサンプルとしてこちらのほうは情報提供を県のほうに投げる準備をしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 あと何件か、広げて調査をすると。私もあの辺の水兼道辺りの農家とよく話をするんですが、今回の件で自分たちのところはどうか、本当に実際大丈夫なのか、そういう話をよくされるんですよ。ですからこの農家が自分が作っている野菜は本当に大丈夫かなと、安心できるようにこれからも県のほうにはぜひ範囲を広げて調査されるよう、よろしくをお願いします。

それと、県のほうでは土壌調査も考えていないということの前に説明会の中でありましたけれども、やはり農家としては農作物への影響はどうか、大変心配されているところであります。農作物の安全性を確保する観点からも私は土壌調査はやるべきではないかと思えます。それで村としてこの土壌検査についても県のほうに要請する考えはあるのか、お聞きします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

せんだっての全員協議会も含め、県のほうではそういった基準値がないからということで少し控えめな回答もございましたが、やはり現場、

村としましてもそこはしっかり究明する必要の一因として土壌調査も必要だろうということはしっかり訴えていきたい。また産業振興課としましても、西原町の産業観光課とともに、県の農林水産部営農支援課へのそういった要請も、農林サイドだけの要請もこれまでやっております。さらに、少し遅れてはありましたが、農林水産部長からも安全性を含めたコメントも発出されておりますので、今議員のおっしゃるところも今後も続けて要請はしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この土壌調査については、私はぜひやるべきだと思います。野菜を作っている農家は出荷するには防除日誌というのがあって、これは農協に出荷するときには毎月1回、農薬の散布の日誌を提出する義務があるわけですね。この防除日誌を出さないと農協やファーマーズに野菜を納入できないんですね。農家の皆さんにとっては今回の和宇慶地区の井戸からPFOSが検出されて、農作物に影響がないか大変心配されております。農協に出荷した野菜については、中央卸市場でこれは農薬の抜き打ちの検査があります。またファーマーズのほうでも消費者団体によって、そこでも抜き打ち検査があります。そして、この抜き打ち検査で少しでも有機フッ素化合物が検出されたら、もうこの野菜というのは一切どこにも納入できない状態になります。そうすると本当に農家は死活問題です。中にはもう野菜づくりをやめようかなと、早い段階でそういう話が出ております。もしそういうことになったら。ですから、この土壌検査、私は農家の安心安全の野菜づくりのためには、ぜひやるべきだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、風評被害についてお聞きいたしますが、風評被害については東日本大震災により発生し

た東京電力株式会社第一原子力発電所以降、様々な状況において風評被害という言葉が多用されてきております。そもそも風評被害とは辞書においては、事故や事件の後、根拠のないうわさや憶測などで発生する経済的被害と定義されております。それではお聞きいたしますが、今回のPFOSによる風評被害が発生した場合、村としてどのような対策を講じていくか。そこをお願いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

まずは大前提としては、風評被害を出さないことを大前提として現在西原町を含め県としっかり取組を進めております。今御質問の、出た場合にどうするかということも含め、これは農家はじめ消費者、全てが心配するところで共通であると思いますので、行政としましても出荷団体、JAであったり、そういったところとの連携をしながら安全性をしっかりと担保できるように、速やかなる今後の調査結果の公表を含め、県にはそういったところも取り組んでいけるよう、担当課のみではなくて全庁的な取組で県のほうも関係課は取り組んでいくという答弁をいただいておりますので、今後も安全性を担保にするためには速やかな調査結果の公表をして、消費者を含め風評被害に対する対応をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この風評被害というのは、皆さんもこの恐ろしさはよく知っていると思います。一度この風評被害が出てしまったら、信頼回復というのはもう、膨大な時間がかかるわけですね。農家の人たちも精神的にも大変な負担になります。そのようなことから、ぜひ今回の件で風評被害が出ないよう、これが出てしまうと中城村にとっても大変な損失になり

ます。ぜひその辺のことをしっかり考えていただき、県としっかり協議し、この風評被害についてそれが出ないように、しっかりと対策を取っていただきたいと思います。よろしく願います。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で仲松正敏議員の一般質問は終わります。

休憩します。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（10時55分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 議長の許可を得ましたので、7番新垣貞則の一般質問を行います。大枠1番、久場地区の施設整備。①久場自治会長と民生委員児童委員から、村に子どもの遊び場所危険箇所指摘事項①～⑦要請の施設修繕の取組は。②吉の浦発電所の排水路多量のヘドロ対策と避難道路周辺の護岸は雑草が大きくなり、環境が悪化しているが対策は。③久場前浜原線を、村民から早急に開通してほしいと要請があるが、今後の取組は。④久場1985番地、下の護岸～町田機工下の護岸は、大雨のときは護岸に水がたまり区民が歩行できない状況ですが対策は。⑤「戦後引き揚げ上陸碑」周辺の海岸は、木や雑草が生えて景観を悪化しているが対策は。

大枠2番、中城小校区内の施設整備。①大雨時には久場農地保全2号線から村道泊中央線に大量の水が流れU字溝に土のう袋があるために、木の葉っぱで排水路が詰まり水が民家に流れるが対策は。また地滑りが発生しているが対策は。②村役場跡地・中城中学校跡地に複合施設道の駅「ごさまる」構想は。

大枠3番、自治公民館に書記配置して、地域活性化を図る。①中城村の各種団体（子ども会・青年会・婦人会・老人クラブ）や自主防災

組織の現状と課題は。②中部地区（6町村）自治公民館に書記配置状況は。③自治公民館に、村が書記等設置費を補助して地域活性化を図る取組について伺います。

大枠4番、吉の浦公園の施設整備。①吉の浦公園にバスケットコート設置の取組は、設置後は、どういった事業を考えていますか。②村民の健康づくりや中城中学校の部活動強化を図るために、ウォーキングコースを全天候型にする取組について伺います。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と教育委員会、大枠2番につきましては都市建設課と産業振興課、大枠3番は総務課、大枠4番は教育委員会でお答えいたします。

私のほうでは、御質問の大枠3番の公民館での書記配置について所見を述べさせていただきますが、議会の中でも答弁をしたと記憶しておりますが、書記を配置というか、書記の費用を単純に捻出するというのは財政的に非常に厳しい面があるという話をさせていただきました。ただ、公民館自体を議員がおっしゃる地域活性化に取り組みられる何かいいアイデアがあれば、いろいろな形で費用捻出は可能じゃないかと思っております。ちなみに、御承知のとおり新垣公民館で試験的に今回カフェなどかどうかという話で、試験的な部分でチャレンジしてみたいと思っておりますので、それもまた一つのサンプルとして各自治会がまたいろいろな取組ができるのであれば、やぶさかではないと思っておりますので、またお知恵を拝借したいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠4の吉の浦公園の施設整備についてですが、整備計画はいろいろな

団体からの意見、村民からの意見、専門家からのアドバイス等を受けて作成しました。優先順や予算面も考慮した上で、基本的にはその整備計画に沿って吉の浦公園の整備を進めていきたいと考えています。大枠1の⑤と大枠4の詳細については、生涯学習課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1の①～④と大枠2の①についてお答えいたします。

まず大枠1の①につきましては、この要請については一括で答弁いたします。現地の確認を行い、予算の状況を見ながらできるものから対応してまいります。

②発電所裏の排水路のヘドロの堆積や雑草等の除去については、状況を観察しながら維持管理で対応していきます。

③は未契約の土地があり、現在開通できておりません。今後も交渉を行っていきたく思いますが、地域からも道路開通に向けて買収に応じてもらえるよう引き続き御協力をお願いいたします。

④につきましては、護岸は県の管理になるため、現在中部土木事務所へ対応を依頼しております。

大枠2の①につきましては、泊中央線沿いの側溝に破損箇所があり、詰まりの原因となっているため、修繕していきます。また、この場所は地滑り防止区域に指定されており、中部土木事務所で調査及び対策工事を行なうことになると思います。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 新垣貞則議員の大枠1の⑤について、お答えいたします。

久場の戦後引揚者上陸碑は、海岸を管理している沖縄県土木建築部の中部土木事務所の許可を得まして、令和4年1月に民間企業の敷地内から現在の位置に移設しました。その後、新垣貞則議員をはじめ久場の有志の方々に上陸碑周

辺の除草等の清掃を行っていただきまして、見違えるほどきれいになっております。そのことにつきましては、こちらで今回お礼を述べさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。今後に関しましては、随時巡回を行いながら、清掃の必要があると判断した場合は、地域の御理解、御協力を得ながら清掃を行っていきたく思っております。

大枠4、吉の浦公園の整備についてですが、①野外バスケットコートは、大人広場に隣接した場所に整備する予定です。今後の工程としては、今年の6月から8月にかけて実施設計を行い、9月から12月にかけて工事を行う予定です。整備後は、この施設を個人や団体に広く利用してもらい、スポーツに親しむ機会を増やすという目的で整備するのと、面積的にもあまり広くないということもあり、今のところ特にこちらでの事業は考えておりません。

②に関してですが、新垣貞則議員のおっしゃるように村民の日々の健康づくりのためのウォーキングや中学校の部活の強化を行うためにウォーキングコースを全天候型に整備することは重要なことであると私も認識しております。ただ、公園外周の園路と陸上競技場周辺の総延長1,550メートルをゴムチップ舗装の全天候型に改修する場合、令和2年度の試算で設計業務と工事費の合計が1億9,000万円近くかかるという結果が出ております。整備費にかなりの金額がかかることから、先ほど教育長の説明にもありましたように、公園全体における整備の優先順位、予算等を考慮しながらウォーキングコースの整備を検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 稲嶺盛昌 新垣貞則議員御質問の大枠2、②についてお答えいたします。

役場跡地、中学校跡地への複合施設道の駅「ごさまる」構想につきましては、現時点では構想はございません。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠3から各種団体及び自主防災組織の現状と課題についてお答えいたします。社会経済状況の変化、また価値観の多様化などにより、青年会や婦人会といった各種団体の活動が低迷しているように感じます。本村においては、青年会として活動している自治会が6自治会、婦人会活動のある自治会が、9自治会に留まっていることから、地域内における行事等が思うように行えないなどの課題があると考えております。また、自主防災組織につきましては、自治会単位で見た場合、21自治会のうち5自治会でございます。村の全世帯のカバー率は、56.3%でございます。これは、人口の多い南上原地区自主防災会の影響を受けているためであり、自治会数で見た場合、組織率は、23.8%でございます。組織率の低さが課題であると考えております。

次に中部地区における書記の配置状況についてお答えいたします。西原町、北谷町、嘉手納町、読谷村におきましては、おおむね全自治会で書記を配置しているようでございます。北中城村におきましては、14自治会のうち、2自治会で書記を配置しているようでございます。本村におきましては、常駐の書記を配置している自治会はないというふうに認識をしております。

次に、書記配置に係る村補助金についてお答えいたします。書記等を配置することで、公民館を開放し、公民館の活用が広がることにより、地域の活性化につながることも考えております。しかし、書記等の配置に伴う費用を、村が全額補助金として交付するのは財政的に厳しいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 大枠1番の①です。久

場自治会長と民生委員児童委員から、村に子供の遊び場所危険箇所指摘事項（①～⑦要請）があります。施設整備の取組について再質問します。民生委員児童委員は次代を担う児童の健全を図るため、地域の児童の遊び場や危険箇所の調査活動を実施し、中城村役場へ令和4年度、令和3年度も児童の遊び場、通学路など、危険箇所など①～⑦の報告書が村に提出されてはいますが、修繕場所の説明をお願いします。また、民生委員児童委員から、そのまま放置すると子供たちがけがをするおそれがあるから早急に改善してほしいとありますが、いつから修繕をしますか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず①から⑦までの場所ですが、まず①としては、歩道とグラウンドの境界に設置された柵が破損している箇所ですね。②のほうが椅子が腐食している箇所、③が仮に設置されたバックネットの破損箇所です。それと④は遊具の取っ手と申しますか、その破損です。⑤が水路に子供たちが危険ということで、そこに柵の設置を要望されております。⑥、⑦は別の課になりますので、その対策としては、現在業者に修繕を依頼しておりますので、資材が届き次第、取りかかるところから対応していくことになっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、課長からありましたように、子供たちの遊び場は危険箇所指摘事項です。③以外は、さっきおっしゃったように早めに対応できると思っていますので、早急な対応をお願いします。それで③のバックネットの設置について伺います。グラウンドは小中高生が野球を楽しんでいる。バックネットがないので、民生委員児童委員や久場自治会長から早くバックネットを設置してほしいという要請があるが、いつ頃から対応しますか、説明をお

願います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

このバックネット設置につきましては、維持管理の予算では大変厳しいため、まず予算確保という課題があります。ですので、いつ設置できるかというのは現在のところ未定であります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今の都市建設課長から答弁がありましたように、久場地区内児童公園のバックネットの設置は平成29年と30年の議会で、当時の都市建設課長は公園長寿命化補助事業で検討します。それで補助事業がなかったら一般財源での設置になることから、利用状況を検証しと答弁しています。先ほど、久場自治会長や民生委員児童委員からグラウンドを少年野球をはじめ中高生が野球を楽しんでいることが日々見られます。早めのバックネット設置をしてほしいと要請がありますので、私は平成29年にも議会で要請していますが、いまだに設置されていない。先ほど公園の長寿命化補助事業とかあるみたいです。そういった予算を使いながら整備してもらいたいと思っても、補助事業がないとこういったのは設置できませんので、それで前の担当課長は公園長寿命化事業で整備すると言っておりました。その辺を探しながらやってください。

次、ちょっと聞き漏らしましたけれども、⑥と⑦の修繕箇所はいつ修繕するか聞こえなかったもので、これは住民生活課が担当だと思うんですが、⑥と⑦をいつ修繕するか、よろしく願います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 お答えします。

まず要請書の説明について御説明します。⑥として、路地を自転車で駆け抜けるため、車との衝突の事故が数回起きているということで、何らかの対策が必要ということが⑥の要請事項

でございます。⑦については、運転手向けの標識がある。部落内は車の往来が多く、交差点も多い。前回より設置が増えたものの不十分であり、この標識を10か所ほど増やしてほしいという要請事項でございます。その修繕について、いつ修繕しますかということの御質問ですが、⑥の交通安全対策としましては、国道から入ってくる村道賀武道線から国道に向かう両方向の運転者に気づけるように、飛び出し注意の看板を設置します。

⑦についてお答えします。ほかの自治会からも同様の要望を受けている状況でございます。都市建設課と連携し現地調査を行い、緊急を要する状況を踏まえ、優先順位を決めた上で設置できるか検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今⑥と⑦は交通安全対策の修繕ですので、前回もこういったものがありますので、⑥と⑦を早めに修繕、大して予算はかからないと思いますので、ステッカーとかそういった要請ですので、それをちょっと早めに設置をお願いします。

次に大柵2に行きます。大柵2の②吉の浦発電所の排水路のヘドロ対策と避難道路周辺の護岸の環境対策について再質問します。吉の浦発電所の排水路ヘドロ対策については、村はヒューム管を入れて対策はしたが、発電所入り口付近の排水路は水が淀み、ヘドロが増えて毎年のように環境が悪化している。まだ改善されていません。県は排水路、遊歩道の案もあったが、今後の排水路の環境対策はどのようにしますか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

確かに県の案がありましたが、その案で決定しているわけではありませんので、今後もその改善に向けて三者で協議は行っていこうということで確認はしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 この排水路の件に関しては、10年余りそういった要請をやっていますね。県のほうはこの排水路を埋め立てて遊歩道とか、そういった計画もありました。地元としては排水路のしゅんせつとか、そういうのもいいと思います。今も改善されていません。排水路は環境が毎年悪化していますので、県に要請をしながら土砂のしゅんせつとか、ヘドロ対策を県に要請もやってください。それから避難道路周辺護岸の雑草対策は維持管理で対応すると答弁をしているが、いつから維持管理で対応しますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 護岸については、県の管理になりますので、県と調整がつき次第、村のほうでまた対応していこうと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 県に要請をして呼びかけをしてください。護岸は県がなかなか動かないものだから、久場のボランティアの方が護岸の草刈り作業とかをやっている。もしそういった要請があれば全面的に協力したいと思っています。

③の久場前浜原線の開通に向けて質問します。沖縄電力は当初のガス導管工事ルートも変更して、現在吉の浦発電所から久場前浜原線通り、浦添市のキャンプキンザー近郊まで14キロメートルの工事中です。久場前浜原線周辺の地主から、久場前浜原線は道路は開通していないのに工事車両が通り迷惑している。村民は開通していないのに車両が通れない。開通していないのに未整備道路4メートルの両サイドにトンブロックを置いて通行止めにしてくれと言われてきました。両サイドにトンブロックを置くことは可能ですか。それと、現在避難道路の隣のゲートボール場は使用していません。電力と交渉して

ゲートボール場の隣の道路整備をしたら開通できます。ゲートボール場のところに道路整備することは可能でしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、未整備箇所以外は現在供用開始していますので、両サイドにトンブロックを置くというのはちょっと厳しいと思います。それからゲートボール場につきましては、そこについては電力の緑地帯として確保しているというふうには伺っていますので、電力側の意向も確認する必要がありますので、現在すぐできるかという、ちょっと回答は厳しいものかなと思います。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員

課題解決に向けて、久場前浜原線の周辺の地主を集めて調整会議をする考えはないでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

それにつきましては今後検討させていただきます。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 何で調整会議をするかといったら、なかなか合意が得られませんので、周辺地主の方々が何を考えているかというのを聞くべきだと思っています。どういったことが課題で、それを解決する、周りの地主の方々が動かないとなかなか道は開けないような気がしています。ぜひ調整会議を、12名ぐらいだと思っていますので、そういった方々を集めて、久場前浜原線を開通するための会議をやったら道は開けるかなと思っている。そういったことも考えながらやってください。

次、④の久場1985番地、下の護岸から町田機工下の護岸の対策について質問します。町田機工下の護岸は、大雨のときには水がたまり、村

民は歩行できない状況です。原因はU字溝に土砂がたまり、排水路がたまり排水できない状況です。ユンボなどでU字溝の土砂を取れば排水もスムーズにいきます。維持管理の範囲内で済みます。中部土木事務所にU字溝の土砂除去の要請はできないでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

先ほども答弁しましたとおり、既に要請は行っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 次に⑤の戦後引き揚げ上陸碑の周辺の海岸は雑草が生えているが、対策について再質問します。

戦後引き揚げ上陸碑の周辺の海岸は、久場ボランティアの皆様が2月に草刈り作業をしてきれいになりました。生涯学習課長も現場を確認してどんな状況ですか、説明をお願いします。そして護岸は県の管轄です。中部土木事務所に維持管理の要請をしたと思いますが、中部土木事務所はいつからきれいになりますか、伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず現場の清掃を終わってすぐ見に行かせていただきました。先ほどお話ししましたが、本当に見違えるようにきれいになっておりました。中部土木に関しましてはまだそういったことはお話ししていないんですが、先ほども言いましたように工事に入る前に許可をもらいに行ったときに、今後の維持管理に関しまして、利活用に関して影響のある範囲をさせていただくということでお話ししております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 何でこういった質問をするかといったら、大切な財産ですよね。それで今草が大きく生えている状況ですよね。せっかく東海産業から移動したのに、前よりも草が

生えているのが非常に残念です。平和の礎ですので、そこを観光とか活用して、もっと大切にしてもらいたいと思っている。あと2か月たったらもう大きくなって手がつけられないぐらいになります。県に強く要請をしてもらいたいと思っている。どうしても中部土木ができないなら、村がやってください。地元の人たちもぜひ協力したいと思います。連携を取りながら地域をみんなでよくしようと思っている。そういうことも中部土木事務所には要請をお願いします。

次、中城小学校区の施設整備について伺います。大枠2番の①泊中央線は大雨のときには久場農地保全2号線から大量の水が民家に流れます。対策は。また、地滑りが発生している対策について質問。泊中央線は前あった大雨のとき、大量の水が流れ側溝が木の葉っぱで詰まり、水が民家に流れて困っている。住人から早急に修繕してほしいとあるが、いつから修繕しますか。また、排水路の上の間知ブロックはひび割れが大きくなり、今にも壊れそうで危険です。そこは民家が密集していて、地滑りが発生したら生命財産を失うおそれがある。早急に対策工事をやる必要があります。今、中部土木事務所はどういう調査をしていますか。それで、対策工事はいつ頃の予定ですか。分かりましたら答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 現在、中部土木事務所のほうからは、調査は入っていくというふうには聞いているんですが、その調査と対策工事の時期についてはまだはっきりしたことは分からないということの回答でした。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、中部土木事務所は伸縮系調査、それから水位の検査、調査などをやっていると思います。それで私がちょっと気にしているのは、間知ブロックが壊れそうです。



下は民家ですので、これがもし壊れた場合には民家に危ないです。そういったのも考慮しながら、中部土木事務所にはぜひ早急に対策工事の要請をお願いしたいと思っています。

次に②の村役場跡地・中城中学校跡地に複合的施設道の駅構想について伺います。村長にこれは伺いたいのですが、村役場跡地、中城中学校跡地に複合施設道の駅を造ると、国道329号に面しているのので、駐車場の利便性があるため①村民の買物に対する不便が解消でき、村内の地元購買率の向上が図れる。②企業誘致により新たな雇用創出ができる。ひとり親家庭や障害者の雇用が創出できる。③中城城跡に周遊場所として活用でき、特産品や土産品などの販売、観光商品が期待できる。④村の特産品である島ニンジン、島ダイコンの販売拡大が期待できる。それで中城村役場跡地・中城村中学校跡地の今後の施設整備の取組について、村長の見解をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議会でも何度かお話ししたとは思いますが、商業施設の誘致を考えているところでございますので、その中で今議員がおっしゃるようなことがもしできれば、それにこしたことはありませんし、今はまだ構想段階ですので、これから粛々とやっていくべきだとは思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 千葉県の旭市に議員研修で道の駅季楽里、複合施設を視察しました。村役場・中城中学校跡地に複合施設、道の駅やいろいろな構想があるとは思いますが、すばらしい施設整備をして、中城村の活性化を図るために村長を筆頭に職員の皆さんも頑張ってください。

次に大枠3番、自治公民館に書記を配置し、地域活性化を図る。①中城村の各種団体や自主防災組織の現状と課題について再質問します。

中城村の各種団体（子ども会・青年会・婦人会）は組織として低迷している。これは生涯学習課にお聞きしたいんですけども、生涯学習課として各地区の公民館に書記を配置することで、自治会が活性化し、社会教育をはじめ生涯学習の振興に寄与し地域活性化が図られると思いますか、伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時31分）

○議長 新垣博正 再開します。

総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

社会教育施設であれば教育委員会の管轄で書記の配置ということが考えられますが、議員の質問が自治公民館ですので、そこへの書記の配置というのは教育委員会ではなくて、自治会による配置だと認識しております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 これからは、自治公民館を活用して生涯学習の場になります。今、総務課長がおっしゃっていますけれども、公民館を活用していろいろな形の事業を展開しないといけないということがあります。社会教育の場でどういう地域活性化になりますかという話ですね。それでは、②中部地区6町村自治公民館に書記配置状況と、③自治公民館に書記配置についてを一括で質問します。中部地区6町村自治公民館に書記配置は。前回の一般質問で読谷村、中城村は書記を配置してないと答弁しています。それで読谷村は書記を配置していないですか、伺います。北中城村は14自治会のうち2自治会に書記を配置しているとありますが、2自治会はどこですか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

御質問の中にもありますように、前回の答弁

の中では、その時点では読谷村は配置をしていないというふうなことでございました。今回改めて調査したときに24自治会のうち22は配置しているということでございます。それから、北中城村につきましては、2自治会が配置しているということですが、自治会名までは承知はしておりません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 こういった疑問点があったものだから、読谷村は書記を配置していないということを言われたもので調べたら22、読谷村はあります。それで、北中のほうも熱田、喜舎場、安谷屋、島袋の4自治会が書記を配置しているとお聞きしました。自治会運営補助金算定表があります。中城村自治会運営補助金算定基準表に①均等割、世帯割、②各種団体補助、③主要な行事など支給対象です。この中に書記配置費用に関する項目はないです。それと、中城村の自治会活性化補助事業のこの資料の中には人件費は含まれていない、対象にならないとあります。西原町、北谷町、嘉手納町は自治会運営補助金要綱に書記配置はあります。中城村はないですか。書記手当は支給できますか、伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

活性化補助金については、7自治会に50万円を限度として交付している補助金でございます。それにつきましてはもちろんソフト事業に充てていただいて、半分は備品購入に充てていただいているというふうなことで要綱を設置しております。それから運営補助金につきましては、年間530万円を各自治会に配分をしているところですけれども、これにつきましては特に使徒の制限はございませんので、自治会の運営に必要な経費が書記の配置であればそれに充てても特に問題はございません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 自治会運営補助金算定の中には、今言ったように均等割とかあります。各種団体の青年会、婦人会、老人クラブとか、そこに含まれています。そして主要な行事でも地域づくりとか福祉とか歴史文化とかあります。そこに書記がないものだから、ないのにそういった算定の中で使えるのかなという疑問点があります。活性化事業の中でも使えないということで、認められないというのがあって、その中に入っているものだから、それで使えるのかなという疑問点があって質問しました。

それで、ちょっとお伺いしたいんですが、③の書記配置費を補助して地域活性化を図る取組について質問します。公民館に書記が常勤することで公民館の活用が広がり、地域活性化につながるとは思いますか、伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

公民館につきましては、地域の幅広い年代の方々が集います。そのためにそこで行われる地域伝統芸能の継承であったり、あるいは子育てであったり、そういうものに十分活用できるものと考えております。ですから、活性化に大いにつながるものだと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 令和3年の6月議会では、総務課長は「公民館に書記が常勤することで公民館の活用が広がり、地域活性化につながることもあって」と答弁してあります。それで、久場地区の自治会運営補助金算定表で均等割、世帯割、久場地区15万7,200円、それで②各種団体補助17万5,000円です。③主要な行事で1万3,000円、合計額で36万5,000円です。自治会長からは36万5,000円では書記配置はできない。公民館に書記は必要だが、書記を配置するには区費を値上げしないといけない。値上げは区民の理解を得ることは難しい。総務課長も西原町の自治会運営補助金を調査してい

ます。それで質問します。西原町は自治会運営補助金交付規程の中に書記配置費があります。一月4万5,000円を支給しています。中城村も運営補助金要綱を見直して西原町みたいに書記配置を取り入れる考えはないでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在の自治会運営補助金、それを活用して書記を配置することも可能であります。特に規程の中では使途については制限しておりません。ただ、額の配分につきましては先ほど議員が質問している内容にありますように、各種団体の組織であるとか、均等割であるとか、あるいは世帯割であるとか、そういうものが算定の基礎になっているものであって、使途については特に制限はしておりませんので、運営補助金を書記手当に充てることも可能であると考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 自治会も書記を配置したいけれども、この補助金の算定基準では36万5,000円しかないということで、さっきの活性化も3か年に1回の割合ですよね。活性化事業も50万円の3か年に1回の割合でやりますので、これで36万5,000円で書記配置はちょっと厳しい。それで、どうしても必要だけど区費を値上げするということは区民の理解が得られない。私は、ぜひこれからの時代は各地区の公民館を活用して生涯学習課を充実させて、子供からお年寄りまで地域のリーダーを育成する必要がある。なぜかといいますと、今、地域のリーダーがいなくなっている状況。青年会、婦人会、壮年会活動が停滞している。老人クラブが活性化しているのは、青年会で昔頑張った人たちが今老人クラブの会長をやっています。こういったリーダー不足を解消するためにも、公民館に書記を充てないといけないと思っています。また、

人生100年時代を迎えて、健康でいるか寝たきりであるか、これから先も健康で充実した生活を送っていくには、社会と関わっていく必要がある。公民館を活用して地域の集まりに参加したり、趣味のサークル活動に打ち込んだり、会話を楽しんだり、体を動かす、一連の行動が健康づくりにつながります。新しいものをつくるにはモデル地区で学ばず。学んだものを各地区で学ばせる。やまびこがやまびこを呼び地域の活性化につながる。村全体は財政的に厳しいと思います。中城村の地域活性化を図るために上地区は総合型スポーツクラブを設置して村が支援してる。下地区は久場地区をモデル地区にして、書記配置費を支援する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

久場地区につきましての提案は今、この場での提案ですので、今後の検討になると思います。村長からも冒頭で答弁がありましたけれども、今年度におきましては新垣自治会をモデルとして補助金を交付したいということで考えておりますので、その結果等を見ながら今後の検討になると考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、総務課長からあったように、なぜ私が公民館に書記は必要だと言ったら、各地区の公民館を活用して、地域の人たちが地域に行事をつくる。子供からお年寄りまでの事業を実施したら地域活性化になる。今それがないんですよね。それは自治会長だけではこういった事業はできないんです。だから公民館に書記を配置して地域づくり、福祉健康づくり、教育づくり、子供の貧困対策、歴史文化の事業の強化が図られる。村長が目指す住みよいむらづくり、住み続けたい村になります。村全体では、財政的には厳しいと思います。ぜひ久場地区をモデル地区にしてやってもらいた

いと思っていますので、そういうことでよろしくをお願いします。

次に大枠4の吉の浦公園の施設整備についてお伺いします。①吉の浦公園にバスケットコート設置の取組は。設置後の事業について質問します。令和3年3月議会でバスケットコートの設置を要請したが、令和4年度にバスケットコートを設置しますが、概算事業費、それから設置場所等、いつから工事を開始しますか。それで、半コートかオールコートか説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず場所に関しましては、先ほど答弁でお話ししたように、大人広場、ゲートボール場のすぐそばの隣接地に予定しております。工程に関してですが、こちら先ほどお話ししたんですが、まず6月から8月にかけて実施設計を行いまして、9月から12月にかけて工事を実施する予定です。コートに関しましてはハーフコートになっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 バスケットコートが設置されたら中城村のバスケットの普及につながります。早急に工事に着手してください。

次に②の村民の健康づくりや中城中学校の部活動強化を図るために、全天候型にする取組について質問します。私は毎年のようにウォーキングコースを全天候型、ゴムのコートの要請をしています。吉の浦公園では優先すべき施設だと思っています。ウォーキングコースを全天候型、ゴムのコースにすると自分がやりたい時間にいつでも手軽に活用でき、たくさんの村民がウォーキングをします。医療費の削減につながり、健康寿命が伸びて村民の健康づくりが図られます。人生100年時代を迎え健康で長生きできるほど幸せなものはないです。それで質問し

ます。財政的に厳しいかと思っておりますので、1年目はウォーキングコースの内側を整備する。2年、3年は外側を整備する。そういう考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 先ほども言ったように、確かに予算面は非常に厳しいところもあつたりするんですが、まず令和5年度以降に関しては、陸上競技場のほうを優先させていただきたいと思っております、ちょっと今、陸上競技場の管理棟の劣化が進んでおりまして、天井が落ちてきて、危うく人身事故につながるころだったということもありますので、こちらの整備を終わって以後、考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 陸上競技場は多分5億円ぐらいの予算がかかり、非常に厳しいかなと思っております。教育長に伺います。全天候型ゴムコースにすると、スポーツの基本は走ることです。中城中学校駅伝部は中頭中学校駅伝大会で優勝するために、県総合運動公園を全天候型1,500メートルコース、そこで記録会とかスピード練習をしたら、男子5回、女子4回の優勝をすることができました。吉の浦ウォーキングコースを全天候型にしたら、中城中学校の全ての部活動の強化が図られると思いませんか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (11時48分)

~~~~~

再 開 (11時48分)

○議長 新垣博正 再開します。

教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 強化が図られるかということですが、いろいろな種目、走るというのは基本ですので、そこを活用することで確かに強化は図られると考えています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 教育長、私も強化が図られると思います。吉の浦公園整備計画の中では強化を図るためというのがあります。それで全天候型で高齢者の健康の強化が図られる。なぜかと言ったらゴムです。膝の軽減にもなる。そして高齢者も、多分全天候型にしたらたくさんの方がここに集まると思います。高齢者には健康、子供たちには強化、スピードとかそういうのが図られる。ぜひ早めに全天候型整備をしてください。それで最後に、教育長をはじめ生涯学習課の職員の皆様のおかげで、たくさんの方の素晴らしい施設整備がされ、吉の浦公園が子供からお年寄りまで憩える施設になっています。村民が喜んでいます。お疲れさまです。次はウォーキングコースを全天候型に整備したら、村民の健康と子供たちの競技力向上になる。これからも子供からお年寄りまで憩える施設整備をして、村民の福祉向上に頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（11時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

追加日程第1 本日の会議録署名議員、桃原清議員が欠席となっており、本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番玉那覇 登議員を追加いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（11時51分）

令和4年第6回中城村議会定例会（第8日目）

| | | | | |
|---|-----------------|---------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和4年6月10日（金） | | | |
| 招 集 の 場 所 | 中 城 村 議 会 議 事 堂 | | | |
| 開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時 | 開 議 | 令和4年6月17日（午前10時00分） | | |
| | 閉 会 | 令和4年6月17日（午前10時36分） | | |
| 応 招 議 員 （出席議員） | 議 席 番 号 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 安 里 清 市 | 9 番 | 比 嘉 麻 乃 |
| | 2 番 | 新 垣 修 | 10 番 | 安 里 ヨシ子 |
| | 3 番 | 渡 嘉 敷 眞 整 | 11 番 | 仲 松 正 敏 |
| | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 12 番 | 金 城 章 |
| | 5 番 | 桃 原 清 | 13 番 | 石 原 昌 雄 |
| | 6 番 | 玉 那 覇 登 | 14 番 | 伊 佐 則 勝 |
| | 7 番 | 新 垣 貞 則 | 15 番 | 新 垣 善 功 |
| | 8 番 | 大 城 常 良 | 16 番 | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 4 番 | 屋 良 照 枝 | 5 番 | 桃 原 清 |
| 職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者 | 議 会 事 務 局 長 | 比 嘉 保 | 議 事 係 長 | 根 間 忠 |
| 地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名 |
|-----|--|
| 第 1 | 議案第28号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 |
| 第 2 | 陳情第5号 沖縄を再び“いくさば(戦場)”にさせないための陳情 |
| 第 3 | 陳情第7号 基地から派生する諸問題の解決促進について |
| 第 4 | 陳情第9号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情書 |
| 第 5 | 陳情第6号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情 |
| 第 6 | 陳情第8号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書 |
| 第 7 | 意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書 |
| 第 8 | 陳情第10号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情書 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第28号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

る条例を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。

○総務常任委員長 石原昌雄 おはようございます。それでは委員会審査報告書をいたします。

令和4年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会

委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記意見を付して次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------------|-------|
| 議案第28号 | 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 | 原案可決 |

附帯意見：第5条第2号ウの選挙運動用自動車の運転手に支払うべき報酬の額については、今後見直すこと。

以上。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第28号について、質疑いたします。

この条例案件には、前回総務課長のほうに同様に第5条第2号ウの公費に関する質疑をさせていただきました。その中で、最低賃金に関する時間等の配分等も含めて、最低賃金を割っているのではないかという質疑をしながら総務課長からの意見は確認しておりますけれども、今般その貧困問題、国策においてやはり賃金の見直しとかいうのがありまして、国会でも賃金

の見直しを民間でもやっていこうというふうな中で、今回の6,250円に関してなのですけども、附帯意見のほうに見直すということとちゃんと審議をなされている内容がありますけれども、その件について質疑しています。

まず、この今後見直すということなのですけども、今後とはいつの時期を指すのか。そして、今回この条例のウの報酬というのは、9月に村議会議員の改選がありますけれども、そのときにはこの金額の見直しはされているのかどうか、その辺協議したのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。
○総務常任委員長 石原昌雄 お答えします。

今後、見直すということになっているのですけれども、今回のこの条例は議会で可決されれば公布の日から施行です。ですから、公布されて初めて条例になりますので、その公布された日からすぐ見直してもいいのですけれども、ただこれは条例ですから、また議会を持たないといけないです。ですから、当局が見直すということで、また議会を再度招集すれば一番早い時期になるかと思われまます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。
○2番 新垣 修議員 今回の委員長の意見のほうでは、思われますということで回答を得ておりますけれども、実際、今後見直す時期に関しては細かく意見のほうは求めているというふうに理解してよろしいですか、当局からは。
○議長 新垣博正 総務常任委員長 石原昌雄。
○総務常任委員長 石原昌雄 今回については、原案可決でまず条例を走らすと、ですからイメージ的にはこの選挙にはもう間に合わないという捉え方をしています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。
○2番 新垣 修議員 議案可決ということなのですけども、今後、この件に関しては、これからも当局とも再度時間と言いますか、また次回にでも、こういう賃金の見直しになると思

いますので、また、我々議員も一堂になって再度、そういった機会があれば見直し等を図りたいというふうに思いながら今回、了解しました。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。
休憩します。

休 憩 (10時08分)

~~~~~

再 開 (10時11分)

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩 (10時11分)

~~~~~

再 開 (10時12分)

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

この議案に対する委員長報告は原案可決です。

この議案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第28号 中城村の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、委員長報告のとおり原案可決することに決定しました。

日程第2 陳情第5号 沖縄を再び“いくさば(戦場)”にさせないための陳情を議題とし

ます。

総務常任委員会から、お手元に配付しました別紙のとおり、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって継続審

議の申し出がありましたので、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

令和4年6月16日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原昌雄

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 : 陳情第5号 沖縄を再び“いくさば(戦場)”にさせないための陳情
- 2 理 由 : 本定例会中での調査が進まず、閉会中での調査及び審査を必要とするため

日程第3 陳情第7号 基地から派生する諸問題の解決促進についてを議題とします。
本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 石原昌雄。
○総務常任委員長 石原昌雄 それでは委員会審査の報告をいたします。

令和4年6月17日

中城村議会議長 新垣博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原昌雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-------|----------------------|-------|
| 陳情第7号 | 基地から派生する諸問題の解決促進について | 採択 |

以上。

○議長 新垣博正 これでは委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号 基地から派生する諸問題の解決促進についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第7号 基地から派生する諸問題の解決促進については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 陳情第9号 コロナ特例減免にお

ける国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情書を議題とします。

総務常任委員会から、お手元に配布しました別紙のとおり、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって継続審議の申し出がありますので、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

令和4年6月16日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

総務常任委員会
委員長 石原 昌雄

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 : 陳情第9号 コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料(税)負担の軽減のための支援を求める陳情書
- 2 理 由 : 本定例会中での調査が進まず、閉会中での調査及び審査を必要とするため

日程第5 陳情第6号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて、御報告いたします。

令和4年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

文教社会常任委員会
委員長 大城 常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定

により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-------|----------------------------|-------|
| 陳情第6号 | 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情 | 採 択 |

○議長 新垣博正 これで委員長を終わります。
これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情を採決します。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第6号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6 陳情第8号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書及び日程第7 意見

書第5号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書については関連しますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。
したがって日程第6及び日程第7については、一括議題とします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長 大城常良。

○文教社会常任委員長 大城常良 それでは読み上げて、御提案を申し上げます。

令和4年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城 常良

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-------|--|-------|
| 陳情第8号 | 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書 | 採択 |

続いて、

意見書第5号

令和4年6月17日

中城村議会

議長 新垣 博正 殿

文教社会常任委員会

委員長 大城 常良

介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの

制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

陳情第8号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書(案)

現在、政府内で、介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討が進められています。5月25日発表された財政制度等審議会の「歴史の転換点における財政運営」の中では、第9期介護事業計画に向けて介護保険利用料の原則2割負担や2割対象者の拡大、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する地域支援事業へ移すなど、自治体や事業所の運営を圧迫し、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

現状でも、沖縄県における利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の利用料の引き上げや利用制限は高齢者や高齢者家族、県民の生活を困苦に追い込むものになります。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の市町村事業への移行は、ただでさえ受け皿不足、人材不足で苦しんでいる現場をさらに追い込むことになります。介護保険利用抑制は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。

サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の尊厳を守り、生活を支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換を求めます。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ介護現場そのものが崩壊してしまいます。

沖縄復帰50年、困難な時代を乗り越えてきた世代に報いる介護保険制度であってほしいと願います。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを第一に以下の通り、制度の見直し中止と抜本改善を求めるものです。

記

1 介護保険利用料原則2割負担化や2割負担対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行、などサービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わず、制度拡充を図ること

2 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、

制度の改善をはかること

3 介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する

令和4年6月17日
沖縄県中城村議会

宛 先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

以上であります。

○議長 新垣博正 これでは委員長報告及び委員長の趣旨説明を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢

者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第8号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直し

の中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書に対する質疑を行います。

休憩します。

休 憩（10時29分）

~~~~~

再 開（10時29分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第5号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第5号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化、要介護1・2の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守るよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第10号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情書を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 読み上げて、報告いたします。

令和4年6月17日

中城村議会議長 新垣 博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲 松 正 敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定

により報告します。

記

| 事件の番号  | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 陳情第10号 | 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情書 | 採 択   |

以上です。

○議長 新垣博正 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩します。

休 憩（10時33分）

~~~~~

再 開（10時34分）

○議長 新垣博正 再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長報告は採択です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第10号 入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情書は、委員長報告の

とおり採択することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（10時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 屋 良 照 枝

中城村議会議員 桃 原 清

中城村議会議員 玉那覇 登

